

鹿児島県史料

玉里島津家
史料 三

題
字

土 鹿
屋 児
佳 島
照 県
事

解題

玉里島津家史料第三巻は、文久三年（一八六三）から元治元年（一八六四）十二月二十八日までの文書・記事四〇四点を収録したものである。

文久三年・元治元年は薩摩藩にとっても、また長州藩や幕府等にとっても誠に多難な年であった。すなわち文久三年、八・一八クーデターによって薩摩藩は京都守護職松平容保と計って長州勢を京都から追い落し、殆んど弛みかけていた島津久光の公武合体論が再び蘇ったのである。時に久光は鹿児島にあったが、近衛忠熙父子等の強つての求めにより、八月末先ず小松帯刀が先発、久光自身も九月十二日大兵を率いて鹿児島を発し、陸路豊後佐賀関から幕府気船に乗り廿九日兵庫着、十月三日入京して二本松藩邸に入った。久光には三度目の上洛である。久光は入京後直ちに幕府や松平慶永・山内豊信等にも上京を促し、ようやく將軍家茂も十二月廿八日海路品川を発し、翌元治元年正月十五日入京して二条城に入った。すなわち本史料第三巻は此の前後から始まる。

久光は朝廷の人事についても、他有力諸侯とはかり種々建議し、十一月には朝彦親王の復飾を願ひ、朝政参与を近衛父子に建言、また松平慶永に幹旋を頼み、十二月廿八日慶喜・容保・伊達宗城と連署して、法親王の復飾と親王宣下を朝廷に建白したのである。かくて元治元年正月九日には法親王還俗の勅命あり、ついで山階宮の宮号、更に「晃」親王と親王宣下があった。一般朝臣についても、攘夷派の公卿や長州藩と関係深かった関白鷹司輔熙を罷め、右大臣二条斉敬を関白とし、内大臣徳大寺公純を右大臣に、権大納言近衛忠房を内大臣にそれぞれ

陞任された。

久光は公武合体の持論を進めるため、朝廷・幕府・諸侯間の意思疎通の策として、雄藩の諸侯も朝議に加えることを提案、種々反対意見もあったが、結局この案が採用され、十二月晦日には徳川慶喜・松平容保・松平慶永・山内豊信・伊達宗城が参与を命ぜられた。肝心の久光も翌元治元年正月十三日には参与を命ぜられ、同時に従四位下左近衛少将に任ぜられ、これまで無位無官であった久光も、正式に朝議に加わることになったのである。

久光への叙位・叙任の宣下等は此の文書集の頭初を飾っており、又公武合体派の諸侯伊達宗城より久光へ、或いは松平春岳より久光への親しげな書状が交わされている。特に「八八七号」文書には松平鋭鼻（慶永）より宇和島の伊達南州（宗城）宛の書状の中に、久光のことを「芋少将」と明記したものがあり、この呼び方は他にも例のあることで、必ずや親しみを込めた愛称であろう。

さて將軍家茂入洛後の問題の中心は、攘夷の処置と長州藩の処分であった。攘夷については八・一八クーデター以前の過激な攘夷論は勢いを失い、正月廿一日將軍に下された天皇の宸翰にも、無謀な攘夷は好まぬとのことであった。四月廿七日家茂の再度の参内にも、重ねて勅諭を賜うて、港の開鎖の問題については、先ず海防を厳修し、然る後に攘夷を行うべしとすることであった。これは従来の勅諭とは大いに内容が異なり、攘夷緩和の思し召しともみられ、公卿・志士の間には、或いは真の叡慮にはあらざるべしとか、或いは薩藩士の手になる草案なるべしなど云うものもあった。

もともと久光は、薩英戦後はむしろ開国論であり、近来攘夷が殆んど国論ともなっていたので、藩は無謀の攘夷に反対し、武備充実こそ先務であることを主張してきた。しかし幕府は先年来過激派による朝廷の督責に窮

し、不可能と知りつつ攘夷実行を奉答しており、開港三港の内、せめて横浜一港の閉鎖を実行して当座を凌ごうと企て、文久三年九月以後、横浜鎖港の談判を開始していた。もとより外国使臣は頑強に反対したが、幕府は將軍上洛に際して十二月廿七日幕府使節を欧州に派遣して交渉せしめ、將軍上洛後朝廷から攘夷の督促のあった場合の口実にしようとしたのである。

久光は、かかる幕府の姑息の手段に反対し、入洛早々の文久三年十月十五日中川宮に会って横浜鎖港の不可能なことを述べ、十月十九日には松平慶永を尋ねて横浜鎖港反対論を納得せしめ、また十一月廿六日には、先の宸翰に対する奉答書には、急速な攘夷は不可であることを答申した。

次に元治元年正月二日、將軍後見職たる一橋慶喜の旅館を訪い、慶喜以下慶永・容保・宗城等と会議の時、山階宮御遺俗、長州藩の処分などと共に、横浜鎖港談判の不可能なことを切論し、攘夷費用を沿岸防備充実に振り向ける事等、反復申し入れたが、結局慶喜の同意はなかった。

しかし二月二日、更に慶永・宗城と共に二条城に登り、慶喜以下政事総裁職松平直克・老中水野忠精等にも会見して再び鎖港談判の中止を具申したが、老中などは頑として久光の意見を入れず、その努力は水泡に帰した。

かくして二月十四日將軍参内、前月廿七日の天皇の勅諭に奉答し、摂海其の他沿岸の防備充実と横浜鎖港談判使節の派遣を上申したのである。然し、この奉答書には鎖港談判使節派遣の事のみを述べ、その見通しについては触れていなかったのので、二月十五日の朝議では、この件について天皇の御下問があった。

此の日、宮・公卿以下久光等朝議参与の諸侯が列座し、久光は伊達宗城と共に、急々な横浜鎖港は困難であると答申し、慶喜等は幕府側の意見を述べて之に反対したので、武臣間の意見の対立が暴露し、朝議は紛糾して決

議には至らなかつたのである。

かくして鎖港については慶喜と久光らとの論争は決着はしなかつたが、結局幕府側は久光らの反対を無視して横浜鎖港は推進すべしと奉答し、天皇も結局はこれに賛成され、なお摂海防備の充実も付加、達せられた。

これで漸く此の問題は決着したが、幕府と久光はじめ公武合体派諸侯との関係は悪化し、一時安定するかに見えた政局は再び悪化した。

久光などの鎖港反対論は遂に容れられなかつたが、久光はなお宿題であつた沿岸防備、中でも京洛の咽喉たる摂海の防備については種々献策を怠らず、幕府に対し摂海武備充実が何より先であることを建議し、二月廿九日、大砲十二門を献上して、その一助とされんことを願っている。

かくて久光は幕府の鎖港論を非とし、海防充実の急務を論じ、一貫して妥当な論を立てたのであるが、当時は民間の攘夷論はなお強大であり、久光を開港論者と罵り、或いは市中に貼紙して慶永・久光等を非難攻撃するものもあつた。例えば、文書「九三三」(の三)に

四条柳馬場辺ニ張紙ノ久光公罪状

(ノ三)

当十五日、六日頃四条柳馬場辺ニ張紙の由

島津三郎

一恐れ多くも上

天朝を奉軽蔑、下不構万民の困窮を、中川宮を手先ニいたし、己の奸謀を逞条、

二表ハ夷人打払と申て、内々交易致条、

但赤銅・錢・茶・油・綿其他色々々、

三不忠之大名と同腹いたし、天下之大乱の基を生ずる事、

四御国の御為を考へ候有志の者共を驅逐する事、

五叛逆之事、

右罪状の外雖有之、略畢、

子二月

有志之者

右一例をとったが、在野の人達の見る久光の罪状に「表ハ夷人打払と申て内々交易致条」とある項目に、薩摩の交易に対する非難は、真相をついでいるようである。

横浜鎖港反対について執拗なまでに展開された久光の持論も、民間攘夷論者の強大な非難を浴び、また薩摩藩内にも久光に疑義を持つ者もあり、家臣の間に動揺の色が見えて来た。

久光や薩藩に対する非難は、幕府内部からも起こってきた。幕府の事情については、慶喜は二月十五日將軍家茂に對し、久光には幕府に對し、決して二心ではなく信頼すべきと説明していたが、慶喜自身もこの日の朝議では横浜鎖港について公然と久光と意見が対立し、慶喜・久光間の関係も悪化していった。松平慶永が両者の調停を図ったが、慶喜は既に幕府内部の意見に押され、むしろ幕府の威信回復が先決だとして、この調停も失敗した。そこで久光も終に公武合体論は断念し、帰国の決心を固めるに至った。然し帰国に先達って、沖永良部島に配流中の西郷を赦免召還して、急変する京洛の事態の変化に對処せしめることになったのである。

西郷は三月十四日入京、十八日久光に謁して軍賦役に補せられ、久光帰藩後の後事を委ねられたのである。西郷は既に上京していた小松帯刀や、昨年十月久光に率いられて上京していた薩軍島津久治（久光二男、宮之城領主）の下に、宮廷護衛の任に当たった。

久光帰藩後は、小松・西郷等が藩を代表して活動することになったが、当時の薩摩藩は八・一八クーデター以後、約半年間の活動によって幕府の反薩感情は、かえって深まるばかりか、他方尊攘急進派にとっても怨嗟的となり、薩賊会奸として悪評を蒙り、保守・急進両者の側から非難攻撃を受け、もはや公武合体という久光等の持論は維持できなくなっていた。

西郷は先ず薩藩に対する世間の不評を払拭することに努めた。一つは公武の間に立って周旋することを控え、ひたすら静観することにしたが、これが公武合体論より討幕論への藩論転換の第一歩であったろう。

一方薩藩に対する藩の対外政策（従来からあった琉球貿易）についての非難・疑惑は相当激烈なものであった。今その二、三例を示すと、文久三年十二月長州奇兵隊による薩藩備船砲撃事件がその一つ。事件は十二月廿四日夜、薩藩が幕府から借りた備船長崎丸に繰綿等を満載して兵庫から長崎へ廻航の途中、馬関海峡に於て前田・壇ノ浦砲台守備の奇兵隊士の攻撃を受け焼失沈没、乗組員六十八人中、士官宇宿行誼以下廿八名の死亡者を出した大事件である。長州側は薩摩の備船で、しかも多量の禁制品を積んでいることを承知の上での砲撃と思われるが、長州側では飽く迄、異国船で幕府の攘夷令に基づいて砲撃を加えたことを主張した。薩藩側では家臣や諸侯からの報知により、長州側の砲撃であることが分かったので、長州は正式に謝罪を行っている。この事件の報知は、本史料集（八五七号文書外六点）にあげている。

八月以来、長州藩の薩藩に対する感情は次第に悪化しており、殊に此頃の薩藩が綿貿易を盛んに行っているものと信じ、更に憤激の度を加えていた。当時アメリカは南北戦争によって米国より欧州への綿花の輸出が途絶して、日本綿の買付が盛んに行われていたのである。

ついで元治元年正月十二日、川内久見崎の大谷忠之進乗組の防州別府浦の加徳丸が、木綿千百本を積んで、兵庫から長崎へ廻航の途中、別府浦に碇泊の際、長州義勇隊士水井精一・山本誠一郎等が是を襲い、積荷を焼き、忠之進を斬り、その首を梟首し、外夷と通商する薩藩の奸吏を誅戮する旨を掲示し、水井・山本の両名は自尽するという事件が起こった。(九四三号文書)

この加徳丸の積荷は指宿の藩御用商人浜崎太平次の商品であり、上乘役は、薩藩の関係者である。これによって薩藩の外夷通商の疑惑は一層深まった。この事件の結果大坂方面では薩摩の長崎交易の風評は事実であるとし、薩藩の評判が一層悪くなり、一方対照的に長州の評判が良くなったという。

久光帰藩後、後事を託されていた西郷が、最も意を使った問題の一つが、此の貿易一件であり、六月十一日大坂詰藩役人木場伝内に書を送り、近頃宇治方面に於て薩摩商人が多量の茶を買付たとの噂があり、棉一条についての浜崎太平次の手代入来利平次を取調べたところ、自分名義の茶八百余箱を積下したことが分かり、直接これに関つた手代三橋某には帰国を命じ、入来自身は目下大坂・兵庫に在庫中の藩商人の綿・茶の処分のつく迄屋敷内の長屋へ留め置き、売却終了後帰国せしめること、また他の長崎貿易に関係した商人二名は帰国させ、其他往來手形のないものはすべて帰国を命じたことを報告し、なお藩地に於ても取締りを強化し、この際一度でも長崎に來たことのある商人は勿論、手代であっても一切上坂させない様、藩命で禁止するよう希望している。

また木場の返書中に「長崎御交易方」にて買入茶のことに言及しており、また商人間の内話に、藩自身が茶の交易をしている以上、商人などの交易も差支なき筈などと云っていることを報じている。

本文書集（一〇六四号）六月廿一日、西郷から在国の大久保宛の書状に、

「いづれ此の形勢、逆も暴論通り候義は相調い申間敷候間、自然開国の勢いに相成り申すべしと相考居申候、其節は茶・生蠟等の品は余程御益に相成り申すべきことにて、商人共へ任せられ置候品にては之有間敷候に付き、只今の処敵敷取縮り置、公然と相成り候節、御国産御売出相成候様、思召被下候て、此の涯の処深く御縮り向被成下候様御願に御座候、異人交易一条に付いては色々悪評共有之候得共、御察し下さるべく候、（以下略）」

此の書状で分るように、西郷は攘夷は既に時代遅れであり、近き将来必ず開国に進むべきだが、現在薩摩が一身に非難を浴びている茶などの貿易は、此の際なるべく目立たぬ様に取縮りを嚴重にする様伝えている。

この様に薩摩、特に西郷が鋭意悪評の挽回につとめている時、長州藩は去年八・一八クーデター以来、その立場を弁解し続け、朝廷に対しては毫も叛意のなかったことを弁疏して、天皇の勘気を免れんことを嘆願し、また相ついで老臣を上洛させようとしたが、遂に許されず、長州処分のことは不可避と見えた。

在国中の久光は伊達宗城と計って征長軍を発して毛利慶親父子を大坂に召致すべしとの強硬論を主張したが許されていない。結局長州に走った公卿の引渡し、長州末家及び家老の上坂を命じ、もし拒めば征討と決し、幕府は征討軍の部署を定め、薩藩其他に出兵準備を命ずると共に、二月廿五日長州藩支族吉川経幹他末家・家老一人ずつの上坂を命令した。しかるに長州藩は容易に命を奉せず、しかも幕府や諸藩にも内心は出兵を欲せざるものも居り、処分はなかなか進行しなかった。かかる情況のもと、長州藩の態度は漸く強硬と成り、民間尊攘派の中

にも公然と長州を支持する者も出てきた。長藩士の中には密かに洛中に潜入し、同志の諸藩有志と連絡して形勢の挽回を計り、遂には放火・殺人など過激な手段で政変を企てるものもあった。

これに対し、幕府側でも京都守護職配下の新撰組などを使ってきびしいスパイ網をしいていた。

元治元年六月五日、この網にかかって長州藩士吉田稔麿・肥後藩士宮部鼎蔵等が池田屋で襲われて死んだ。この事件を期に、長州藩への同情が湧き立ち、上京の気配をみせていた藩の上下に油をそそいだ。世子毛利定広および福原越後・国司信濃・益田右衛門介の三家老の上洛も決まった。来島又兵衛・久坂玄瑞・真木和泉らは遊撃軍以下の長州軍を率いて上京し、山崎・嵯峨天竜寺・伏見等に屯集し、六月下旬から七月中旬にかけて入京を嘆願しつつ、幕府側諸藩の兵と睨み合いを続けて対峙した。

この時機の薩摩側の対応をみると、西郷がすでに薩摩藩の代表として、禁裏の護衛に専念し、長州藩との紛争には関らなかつた。しかし久光帰国以来、長州藩内部の慌ただしい動きに対しては注目を怠らず、長州藩の内外には、絶えず有能なる謀者を送って情報はつかんでいた。例えば（九八三号文書、長防事情探訪報告）の如く非常に詳細な情報をつかんでいたものと思われる。

幕府側では、長州勢が京都周辺に迫った六月廿四日に至り、薩藩留守居を召して淀方面へ出兵を命じたが、薩藩は出兵を拒否したのである。西郷は在藩の大久保に、拒絶の理由として、この度の衝突は全く長州と会津の私闘であり、名分のない戦いに関わるべきでなく、久光の指示通り禁裏守備に専念すると述べ、ただし長州藩が万一禁裏に対し攻撃を加える様な事態になれば、その時こそ一戦に及ばざるを得ないと述べている。

ここで薩藩の政策が一変して、最早幕府を無視して、専ら朝旨に遵って行動せんとした藩論の転換が明らかに

現われているのである。同じく会津藩からも援兵の申出があったが、これも禁裏守衛のほか余裕なしと拒絶した。

さて長州兵の処置については朝議は一時紛糾したが、慶喜は兵威を以て迫るものに屈すべからずと強硬に長州藩の嘆願拒否を主張、結局は慶喜の意見通りに決した。

かくて朝議決定後、慶喜は薩藩の小松帯刀を招き、更に出兵を促したが、勿論小松も朝命なしとて拒絶している。一方慶喜は再び使者を送って家老福原越後に撤兵を論じたが、長州側はなお聞き入れず、入京を嘆願し続けた。七月八日、幕府側は薩藩留守居を召して長兵に退去を諭すべしと内命したが、今更これを説得せんとするようなことは、朝威を損ずる恐れありとの理由で、斡旋を拒絶している。

かくして薩藩は専ら朝意遵奉の方針を堅持して静観していたが、長州兵が飽迄退去をきかず、朝威を保てず、事態を放置できざる状況となつたので、薩藩は遂に静観を捨て、七月十七日土佐・久留米両藩と連署して、朝廷に長州の討伐断行を建議するに至つた。

翌十八日、朝議決定に基づき、幕府側は長州藩留守居に対し、即日撤兵するよう命じたが、長州勢は既に決戦論が大勢を制し、会津藩と一戦に及ばんと決し、三方より京都に進入、遂に十九日、禁門の戦となつたのである。

蛤門を襲つた来島の隊と、これの守備に當つた会津・桑名・薩摩兵の間にもっとも激しい戦闘が行われ、やがて来島は狙撃されて馬から落ちて、ことされた。禁裏にも流弾がとび混乱を極めたが、長州軍は多勢に無勢、遂に敗退の止むなきに至り、久坂や真木和泉も戦敗れて次々に自尽して相果てた。

一方薩藩の対応をみると、藩では七月十九日早朝、諸隊を邸中に集め、家老小松帯刀、軍賦役西郷吉之助、軍役奉行伊地知正治等が協議して軍の編成を行い名代島津久治、大目付町田久成麾下の城下士一組（物主川上右膳）

・隈之城（野村勘兵衛）・水引（山城新右衛門）・蒲生（川上八郎右衛門）・六ヶ郷混合（町田孫一郎）の五組は禁裏守備に、名代島津忠鑑、小松帯刀麾下の城下一組（物主吉利群吉）・出水（奈良原喜左衛門）・高岡（志岐小左衛門）・阿久根（平田平六）・綾穆佐（江夏壮介）・樋脇（成田彦十郎）の六組と中原尚勇の騎兵隊に天竜寺攻撃に出陣せしめた。

天竜寺に向かった島津忠鑑の軍は、蛤御門の変を聞いて軍を回し、烏丸通りに於て国司信濃の兵の後備と衝突し、薩軍はこれを包囲攻撃して大戦果をあげている。

翌二十日朝、小松帯刀は天竜寺の国司信濃の陣所を攻撃したが、長州兵は既に撤退した直後であり、炊きたての飯や武具類を遺棄し、一兵もとどめていなかった。

ところで、長州藩は年来の尊王攘夷の趣意のもとに行動し来ったに拘らず、禁裏に向かって発砲し、一敗地に塗れ、遂に朝敵の罪名を負い、七月廿三日禁裏守衛総督一橋慶喜を経て、防長追討の朝命が幕府に下された。

よって慶喜は即日朝命を諸藩に伝え、薩摩他西国の二十藩に出軍の準備を命じ、幕府は八月初め將軍自ら軍を督して討伐に当るべきを告げ、尾張前藩主徳川慶勝を征長総督に、越前藩主松平茂昭を副將に任じ、ついで廿二日毛利敬親父子の官位を褫奪したのであった。このように幕府は表向きは着々と征討の準備を進めたが、実際には内心征長断行の決意なく、諸藩の動員と將軍進発を揚言することによって、勢威を以て長州藩を屈服できると信じていたので、その行動は至って緩慢、しかも將軍進発も行われず、その総督の人選すら容易に決しない状態であった。

一方長州藩においては、八月五日から三日間、英・仏・米・蘭四国連合艦隊が、長州藩の外国船の砲撃いわゆ

る攘夷決行に対する報復として、下関砲台を砲撃、占領した。長州藩は止むなく連合国に和を請い、これがため藩内の尊攘派は一時勢力を失うことになる。

このような内外の情勢のもと、徳川慶勝は朝命によって九月下旬入京し、ようやく征長総督を受諾、十月十二日副将松平茂昭と共に、二十二日大坂城で軍議を開き、総攻撃の期を十一月十八日と定め、征長の部署等ほぼその緒に付いたのである。以後征長の役に於ける西郷の活躍は誠に目覚ましいことであった。

先ず西郷の長州処分についての考え方は、最初は相当烈しいものであったようだが、自ら長州藩内部の事情を探索し、また幕臣勝安房等の意見の聴取等して、むしろ長州藩に対しては、温和な処分になるよう努力している。すなわち長州藩の内情は激派と恭順派とに分かれているので、恭順派を助けて一藩帰順に導くのが得策であることを知った。そこで総督徳川慶勝を説得し、慶勝自身も速やかに処置を完了して、戦乱を収めようとしていたので、西郷の説に賛成し、一切を西郷に委任し、佩刀を西郷に与えて、一切を西郷に委託した。

かくて西郷は長州説得の全権を委ねられ、十月廿六日吉井友実・税所篤を伴い、尾張藩士若井成章と共に大坂を発し、広島に向い十一月三日岩国に至り吉川経幹と会い、速やかに責任者である三家老以下暴臣の処分を断行することを勧告した。

吉川は西郷に対し、その厚意を謝し、誓って謝罪すべきを約したので、西郷は岩国を去って広島に帰り、総督の着到を待つて委細復命したのであった。

長州藩に於ては三家老に自刃を命じ、十四日にはその首級を広島に送り、総督名代の成瀬正肥の実検に供したので、そこで直ちに総攻撃延期を発令された。

十八日総督は西郷の意見通り早急解兵の方針をとり、正式に三家老の首級を檢した上、翌日経幹に首級を還付し、恭順の証拠として毛利敬親父子自筆の伏罪書の提出、山口新城の破却、三条実美等五卿の引渡を命じた。

ここに於て毛利敬親は十二月五日、父子自筆の謝罪書と城地破却・五卿引渡しの実施などの請書を提出した。

総督は八日諸藩重臣を会して長州藩伏罪のことを告げ、朝廷及び幕府に報告、ついで巡見使を長州藩内に派遣して、山口城の破却及び藩主父子謹慎の状況を視察せしめたのである。

此の間、小倉在陣の副将松平茂昭は総督の処置について異議を唱え、また五卿引渡しについて長州諸隊が猛反対したが西郷はうまく説得に当り、五卿問題も五卿自身から移転承諾の意見が伝えられたので、ここに西郷はその目的を達し、十二月廿日岩国で吉川経幹に会し、毛利宗藩の鎮定に更に尽力すべきを勧め、廿二日広島に帰っている。次いで廿七日には長州藩内に派遣された巡見使も広島に帰り、長州藩服罪の状を復命した。

この頃高杉晋作等激派が挙兵する事件があったが、西郷はこれもうまく納め、西郷自身は解兵発令の翌日広島を発つて小倉の副総督に解兵を伝え、ついで芦屋に滞陣中の薩藩兵に命令し、正月四日小倉を発し、帰藩の途についたのである。

第一次征長役は西郷の適切な斡旋と総督徳川慶勝の裁断によって、戦火を交えることなく解兵となり、この史料集もこの辺で終わっている。

なお長州藩の処罰如何は今後に残された問題であり、各藩の長州に対する態度、思惑も複雑にからみ合つて、第二次征長へと発展するのである。

(田島 秀隆)

例言

- 一本書は、島津忠廣氏所蔵「玉里島津家文書」（昭和四七年八月十日黎明館寄託資料）を底本とし、これを「鹿児島県史料 玉里島津家史料」全十巻の第三巻として刊行するものである。収録史料の年代は文久三年（一八六三）から元治元年（一八六四）十二月二十八日までである。
- 一史料の配列は、玉里島津家で作られた文書目録番号による編年順である。
- 一文書名については、玉里島津家で整理された名称にしたがった。
- 一文書番号についても、玉里島津家で整理された番号にしたがった。但し、教種の内容に分かれる場合には、小番号を付した。

刊行に当って、文書の体裁、おおよそを次のように統一した。

- 一字体は原則として常用漢字を用いた。
- 一仮名は、底本の体裁にしたがった。変体仮名は仮名に改めたが、江・茂・而はそのまま用いた。
- 一平出・擡頭・闕字および但書は、原則として底本の体裁にしたがった。闕字は一字分あげとした。
- 一目錄に記載されてはいるが、文書が存在が確認されないものには史料番号の頭に○を付した。
- 一原注は、底本の体裁に従い括弧を付さず、新たに注を付す場合には、（ ）で囲んで原注と区別した。
- 一人名および地名については、適宜傍注を付した。
- 一文書・記事には適宜に読点「、」および並列点「・」を付した。

一文書の年月日、差出書、宛所の位置などは、底本の体裁にしたがい、ある程度の統一をした。

一文字の不明・抹消・訂正などを表現するため、欠所部は、その部分を□で囲み、底本の状態に応じ、(虫損)、(磨滅)、(破損)と傍注した。字数の推定できる場合は□で示し、推定できないものは□で示した。

一原文の抹消・訂正は、左傍に「くく」を加え、右側に書き改めた文字を記した。

一文意の通じない字または個所には、(ママ)、(衍カ)、(〇〇カ)と傍注を付した。

一ルビは底本にあるもののみ付した。

一朱書部分は(朱)と頭注し、その個所を「」で囲んだ。

一合点は、頭または右肩に「」で示した。

一花押はすべて収載した。

一各文書・記事の末に原寸を記した。但し、文書原寸(折紙)と記したものは折った状態の大きさを示す。

一既刊の「鹿児島県史料」と重複する文書については、既刊史料名および文書番号を付した。

一封紙・包紙の封じ目は、底本の体裁にしたがい、「メ」「封」「緘」の区別をし、印章は、□○で輪郭を模し、

朱印は(朱)と注を付した。また印文の判読できるものは「」で記した。

一本文以外の部分は、「」をつけ、その位置によって(端書)・(端裏書)・(端裏朱書)・(端裏銘)・(封紙ウツ書)を付した。

一文書に付属する付箋・貼紙・付札・付紙・封紙・包紙などの文字は、右肩に(付箋)などと傍注した。

目次

六三	文久三年	推歩歴運（筆者不明） 関白以下公卿堂上人物評	一
六四	文久三年	長州攘夷奉勅始末	二
六五	文久三年	久光公ヨリ近衛忠房卿へ 斉彬公贈官位ノ謝状草案 近衛卿ノ和歌写入	三
六六	文久三年中	御内用金本払	四
六七	文久三年記事	長藩ノ陰謀十ヶ条 大和騒動 中川宮罪状等	五
六八	文久三年（？）	真木和泉ヨリ三条卿へノ建言 朝政御親裁ニ就テノ改革	六
六九	文久三年（？）	新札ト半朱当百引替見積ノ件	七
七〇	文久三年（？）	在京諸大名ノ住所及参内有無ノ調査	八
七一	文久三年（？）	山川港ヨリ大坂へ砂糖運送書留	九
七二	文久三年（？）	大阪銀主姓名	一〇
七三	文久三年（？）	京都ニ於ケル諸大名滞在屋敷	一一
七四	文久三年（？）	貯蔵米、金繰、役員減少等ノ建白	一二
七五	文久年間（？）	劍銃切縮問題意見書	一三
七六	文久三年（？）	薩藩財政ニ付建言（筆者不明）	一四

八三	文久三年(?)	天璋院付局ヨリ桜田薩邸奥女中花川へ 奥女中減少ト海防	七〇
八四	文久三年(?)	長州謝罪問題ニ付「ガラバ」ヨリ聞書	七一
八五	文久三年(何月?)	肥後轟武兵衛長州久坂玄瑞等朝廷へノ上書 攘夷期限確定ノ件ニ付	七二
八六	文久三年調(?)	京阪及十津川郷街道村名並里程	七三
八七	元治元年正月三日	喜入撰津ヨリ小松帶刀川上式部へ 綿船焼失一件	七四
八八	元治元年正月三日	伊達伊予守ヨリ島津久光公へ 山階宮及山内容堂ノ件	七五
八九	元治元年正月四日	大垣藩士小原鉄心卓見聞書(福岡惣助) 薩越之分抜粹	七六
九〇	元治元年(?) 正月六日	黒田長知公ヨリ島津久光公へ 所司代ヨリノ通達	七九
九一	元治元年正月七日	久光公ヨリ朝廷へノ上書	八〇
九二	元治元年正月七日	久光公ヨリ至尊へノ上書(極秘) 將軍へノ勅諭等ニ就テ	八一
九三	元治元年正月八日	長岡澄之助良之助兄弟ヨリ島津三郎公へ 將軍上落、下ノ関夷艦砲撃、薩州綿船一件等	八二
九四	元治元年正月八日	綿船事件ニ付長藩ヨリ井上閣老へノ報告書	八三
九五	元治元年正月八日	大久保一蔵ヨリ中山中左衛門へ 一橋越前及久光公上京ノ件	八四
九六	元治元年正月九日	小松帶刀ヨリ在藩ノ桂右衛門へ 綿船焼失一件	八五
九七	元治元年正月十日	喜入撰津ヨリ小松帶刀へ 文久三年十二月二十八日付上井甚左衛門ヨリ 園田彦左衛門宛豊後辺浪士取調ノ報告添	八六
九八	元治元年正月十三日	水野和泉守ヨリ松平修理大夫家来へ 久光公二条城登城ノ件	八七
九九	元治元年正月十三日	久光公へノ幕命ト朝議參予之朝命 久光公ノ書入アリ	八八

八七〇	元治元年正月十三日	松平春嶽ヨリ島津久光公へ 綿船一件	一一〇
八七一	元治元年正月十三日	左近衛権少将推任叙ノ宣下	一一〇
〇八七二	元治元年正月十四日	久光公従四位下叙位制記一卷	一一〇
〇八七三	元治元年正月十四日	久光公従四位下叙位口宣案及左近衛権少将口宣案及宣旨等	一一〇
〇八七四	元治元年正月十四日	久光公ニ対スル朝儀参予従四位下左近衛権少将宣下	一一〇
八七五	元治元年正月十四日	勝麟太郎ノ海軍振興大意	一一〇
八七六	元治元年正月十四日	在小倉伊藤万次郎ヨリ藩庁へノ報告 綿船事件ニ付長人ノ疑心暗鬼	一一三
八七七	元治元年正月十四日	園田彦左衛門小倉ヨリノ報告 綿船一件	一一五
八七八	元治元年 正月十五日ヨリ 四月十二日ニ至ル	内田仲之助ヨリ御使番衆及右筆衆へノ通報 將軍上洛以後ノ京都事情	一一八
八七九	元治元年正月十五日	松平春嶽公ヨリ島津久光公へ 少将任官ノ祝儀	一一〇
八八〇	元治元年正月十六日	伊達伊予守ヨリ島津大隅守殿へ 長州処置之件	一一二
八八一	元治元年正月十六日	近衛忠熙忠房両卿ヨリ島津少将へ 久光公少将宣下之祝	一一五
八八二	元治元年正月十七日	黒田長知公ヨリ島津三郎公へ 少将推任叙歎状	一一五
八八三	元治元年正月十七日	薩英戦争ニ対スル褒賞 久光茂久両公及家臣へ 久光公御写	一一五
〇八八四	元治元年正月十七日	薩英戦争ニ付久光公へ賞賜ノ御沙汰書	一一四
八八五	元治元年正月十七日	久光公参内之儀	一一四
八八六	元治元年正月十九日	松平春嶽公ヨリ島津久光公へ 恩命書廻示ノ請求	一一五

八七	元治元年正月十九日	伊達伊予守より島津久光公へ	久光公参内恩賜ノ件	松平春嶽公書翰添	一五
八八	元治元年正月二十日	松平春嶽公ヨリ島津少将公へ	山階宮ノ件其他	一七
八九	元治元年正月二十日	土岐新兵衛?小倉ヨリノ報告	綿船一件	一五
九〇	元治元年正月二十一日	伊達伊予守より島津三郎公へ	参朝不参及久光公改名ノ件	一五
九一	元治元年正月二十一日	將軍へノ勅書	一六
九二	元治元年正月二十七日	將軍へノ宸翰	一六
九三	元治元年二月十四日	將軍へノ奉答書	一六
九四	元治元年正月二十六日	山階宮御簡条書	一六
九五	元治元年正月二十六日	喜入撰津ヨリ在京小松帶刀へ	障姫ノ婚儀、長州使者来訪ノ件	一七
九六	元治元年正月二十七日	將軍へノ宸翰	天下庶政一新ノ聖旨	一五
九七	元治元年正月二十八日	松平慶永公ヨリ島津久光公へ	一橋公訪問ノ件	一五
九八	元治元年正月二十九日	綿船事件ニ付長藩ヨリ井上閣老へノ届書	一五
九九	元治元年正月二十九日	高松三位より島津久光公へ	光格天皇勅点高松公祐卿詠草	仕官依頼ノ件	一五
一〇〇	元治元年正月二十九日	將軍再度ノ上洛ニ付京都市中ノ警蹕	一五
一〇一	元治元年正月	親王撰家以下参内ノ節乘輿下乗ノ規定	一五
一〇二	元治元年正月	一橋慶喜後見職資格ヲ以テ車寄昇降ノ朝命	一五
一〇三	元治元年正月	久光公ヨリ幕府へノ建白	摂海防備及武備充実ノ件	一七
一〇四	元治元年正月	將軍参内ニ付式次書	一七

200	元治元年正月	松平春嶽公ヨリ久光公へ 濟範法親王閑院宮へ御住居ノ件	一八一
201	元治元年正月	四方拝以下朝廷ノ御儀式	一八一
202	元治元年正月(?)	国防ニ関スル幕府ヨリノ勅答書	一八二
203	元治元年正月	久光公ヨリ朝廷へノ上書 將軍家茂ニ賜フ宸翰草案	一八三
204	元治元年正月	近衛忠房卿ヨリ島津大隅守殿へ 近衛家訪問ノ件	一八三
205	元治元年正月(?)	伊達伊予守ヨリ島津久光公へ 参内及登城ノ件	一八三
206	元治元年二月朔	伊達伊予守ヨリ島津久光公へ 蒸氣船燒撃ノ風聞	一八四
207	元治元年二月朔日	越前春嶽卿ヨリ島津久光伊達宗城両公へ 二条城會議	一八四
208	元治元年二月朔日	伊達宗城公ヨリ島津久光公へ 越前邸へ集會ノ件	一八六
209	元治元年二月朔日	松平春岳公ヨリ島津久光伊達宗城二公へ(秘書在中)但シ秘書ナシ	一八六
210	元治元年二月朔日	中根鞆負ヨリ高崎猪太郎へ 二条城會議ノ件	一八七
211	元治元年二月一日	久光公大隅守兼任口宣案其他	一八七
212	元治元年二月一日	松平春嶽公ヨリ島津久光公へ 二条城集會ノ件	一八七
213	元治元年二月一日	高松三位ヨリ島津少將殿へ 仕官依頼ノ件	一八八
214	元治元年二月二日	久光公寛書横浜鎖港一件	一八九
215	元治元年二月四日	松平肥後守ヨリ島津大隅守殿へ 書付廻達ノ件	一九一
216	元治元年二月五日	島津淡路守ヨリ島津久光公へ 綿船事件ニ付意見書	一九二

九三〇	元治元年(?)二月五日	野宮宰相中将ヨリ島津大隅守殿へ	幕府意見書提出ノ件	一五三
九三一	元治元年(?)二月五日	野宮宰相中将ヨリ島津大隅守殿へ	幕府意見書提出ノ有無問合	一五三
九三二	元治元年二月五日	松平春嶽公ヨリ島津久光伊達宗城両公へ		一五四
九三三	元治元年二月八日	伊達伊予守ヨリ島津久光公へ	一橋公旅館へ参集ノ件	一五五
九三四	元治元年二月九日	伊達伊予守ヨリ島津久光公へ	官武会議ノ件	一五五
九三五	元治元年(?)二月初旬	伊達伊予守ヨリ島津久光公へ	近衛家訪問ノ件	一五六
九三六	元治元年二月十二日	土持平八ヨリ大久保一蔵へノ報告	長崎貿易ニ付雇入船ノ件	一五六
九三七	元治元年(?)二月十三日	坊城大納言野宮宰相中将ヨリ松平春嶽伊達伊予守島津大隅守殿へ	御召状	一五九
九三八	元治元年(?)二月十三日	坊城大納言野宮宰相中将ヨリ島津大隅守殿へ	即時参朝ヲ促ス	二〇〇
九三九	元治元年二月十三日	大久保一蔵ヨリ藩地へノ報告別紙	一橋慶喜幕政補翼ノ朝命	二〇〇
九四〇	元治元年二月十四日	松平肥後守ヨリ島津大隅守殿へ	書付廻達之件	二〇〇
九四一	元治元年(?)二月十五日	坊城大納言野宮宰相中将ヨリ島津大隅守殿へ	即時参朝ヲ促ス	二〇一
九四二	元治元年二月十五日	近衛忠房卿ヨリ島津少将殿へ	長州説客ノ件	二〇一
九四三	元治元年二月十五・六日頃	四条柳馬場辺ニ張紙ノ久光公罪状		二〇三
九四四	元治元年二月十六日	幕府ヨリ久光公へノ令達及書添	御用部屋へ出頭ノ件	二〇四
九四五	元治元年(?)二月十九日	伊達伊予守ヨリ島津久光公へ	長州一件	二〇四
九五六	元治元年二月二十一日	佐久間象山ヲ京都ニ召サル、朝命		二〇四

九二七	元治元年二月二十一日	松平肥後守ヨリ久光公へ……………	二〇五
九二八	元治元年二月二十一日	將軍ヨリ茂久公へ刀及脇差賞賜……………	二〇五
九二九	元治元年二月二十二日	將軍ヨリ久光公へノ御沙汰書 鞍置馬下賜ノ件……………	二〇六
九三〇	元治元年二月二十二日	將軍ヨリ鞍置馬下賜ノ辞令書……………	二〇六
九三一	元治元年(?)二月十四日	伊達伊予守より島津久光公へ 朝議参列ノ件……………	二〇六
九三二	元治元年二月二十五日	長州末家大坂へ召ノ朝命 久光公手写……………	二〇六
九三三	元治元年(?)二月二十七日	久木山泰藏ヨリ大久保一藏へ 外国貿易ニ関シ浪士等暴行ノ報告書添……………	二〇七
九三四	元治元年二月二十八日	小笠原家留守居山田平右衛門覚書 長州一件……………	二〇九
九三五	元治元年二月二十八日	伊達伊予守ヨリ島津久光公へ 伊予守来訪ノ件……………	二一一
九三六	元治元年(?)二月晦	伊達伊予守より島津大隅守殿へ 一橋邸訪問ノ件……………	二一一
九三七	元治元年二月(?)	御用部屋へ出頭ノ幕命……………	二一一
九三八	元治元年二月	横浜鎖港ニ付久光公ヨリ閣老へノ意見書……………	二一一
九三九	元治元年二月	京都ニ於テ久光公ニ関スル落書……………	二一一
九四〇	元治元年(?)二月	禁門護衛京都市中其他取締ニ付幕府ヨリ朝廷へノ上申……………	二一二
九四一	元治元年二月	松平甲斐守位階昇進願……………	二一二
		付履歴書相添……………	二一六
九四二	元治元年二月	横浜鎖港ノ件……………	二一八
九四三	元治元年二月	毛利左京亮上京差止ノ件 久光公手写……………	二一八
九四四	元治元年二月	長州征伐ニ付被仰出候命令書……………	二二〇

九四	元治元年二月	勝麟太郎等英蘭軍艦々將ト対談ノ件	下之関砲撃計画探索始末	三二
九五	元治元年二月	久光公ヨリ幕府ヘノ建言	横浜鎖港ノ件	三五
九六	元治元年二月	將軍家茂ヨリ攘夷鎖港ノ勅答書		三七
九七	元治元年二月	將軍家茂ヘ海防ノ御沙汰書		三七
九八	元治元年二月	幕府ヨリ諸大名ヘノ布告	内治外交一心協力ノ事	三八
九九	元治元年二月	久光公国事改革要目覚書		三九
〇一〇〇	元治元年二月	久光公ヨリ撰海防禦建言ノ論達		三九
〇一〇一	元治元年二月(?)	長州罪状ニ付久光公ノ意見書		三九
〇一〇二	元治元年二月	長州処分ニ付久光公ノ意見書(其一、其二)		三九
〇一〇三	元治元年二月	長藩旅宿天龍寺ノ件	付外国船下之関攻撃計画風聞	三七
〇一〇四	元治元年春(?)	伊達伊予守ヨリ島津大隅守殿ヘ	参内有無ノ件	三八
〇一〇五	元治元年(?)二月朔	伊達伊予守ヨリ島津久光公ヘ	書類廻付	三九
〇一〇六	元治元年三月二日	山階宮晃親王ヨリ島津少将殿ヘ	久光公ノ滞京ヲ望ム	三九
〇一〇七	元治元年三月三日	九鬼式部少輔ヨリ松平容保ヘ	朝幕ノ失政ヲ論ズ	三九
〇一〇八	元治元年三月五日	伏見大坂川座方御船預植木甚之丞覚書		四一
〇一〇九	元治元年(?)三月六日	松平春嶽公ヨリ島津久光公ヘ	参与参内ノ件	四一
〇一〇	元治元年三月七日	高島右衛門ヨリ小松、大久保ヘ	一橋中納言ト対談ノ件	四一
〇一一		伊達伊予守ヨリ島津久光公ヘ	桜木邸ヘ訪問ノ件	四三

六七	元治元年三月八日	土持平八小倉ヨリ大久保一藏へノ報告	長州事情	二四三
六七	元治元年三月九日	宮中ニ於ケル舞楽之次第	二四四
六七	元治元年三月十九日	伊達伊予守ヨリ島津大隅守へ	京阪守衛総督及長州之件	二四六
六七	元治元年三月十九日	有馬中務大輔ヨリ島津久光へ	着阪報告	二四七
六七	元治元年(?)三月十九日	有馬中務大輔ヨリ島津久光へ	勤王奮起ノ件	二四八
六七	元治元年(?)三月二十日	伊達伊予守ヨリ島津大隅守へ	近衛家へ参会之件	二四九
六七	元治元年三月二十二日	山階宮晃親王ヨリ島津少将殿へ	久光公ノ来邸ヲ求ム	二四九
六七	元治元年三月二十四日	一橋中納言禁裏御守衛総督撰海防禦指揮拜命	後見職辭任聴許	二五〇
六七	元治元年三月二十五日	近衛忠房卿ヨリ島津少将殿へ	一橋中納言へノ御沙汰書写ノ件	二五〇
六七	元治元年三月二十六日	伊達伊予守ヨリ島津久光へ	京都守護職之件其他	二五一
六七	元治元年三月二十七日	山階宮晃親王ヨリ島津少将殿へ	行幸ノ事皇子皇女ノ事	二五一
六七	元治元年(?)三月末日	山内容堂公ヨリ島津久光へ	帰國ノ通知	二五三
六七	元治元年三月晦日	重野厚之丞ノ長州其他諸藩探索報告	二五三
六七	元治元年三月	久光公ヨリ尹宮へノ申立	二五四
六七	元治元年三月(?)	公武合体武備充実ニ関シ伊達伊予守ノ演舌扣	二五五
六七	元治元年三月	久光公ヨリ伝奏へノ願書草案	朝議参予官位御免賜暇帰國ノ件	二五六
六七	元治元年三月	沼山老隠ノ海軍勃興論	二六七

九八	元治元年三月	長門宰相ヨリ末家以下ノ入京許可ヲ請フノ書	二七五
九八	元治元年四月朔日	長門宰相ヨリ三条実美以下ノ復職ヲ請フノ書	二七五
九八	元治元年四月朔日	中根軼負ヨリ高崎猪太郎へ 幕府ノ暴論	二七七
九八	元治元年四月二日	南部弥八郎横浜新聞報告延引ノ挨拶状	二七六
九八	元治元年四月三日	伊達伊予守ヨリ島津大隅守殿へ 賜暇帰国願ノ件	二七六
九八	元治元年(?)四月三日	伊達伊予守ヨリ島津大隅守殿へ 小銃買入依託ノ件	二七九
九八	元治元年(?)四月四日	伊達伊予守対翠ヨリ島津久光公へ 賜暇帰国ノ件	二七九
九八	元治元年(?)四月四日	伊達伊予守ヨリ島津大隅守殿へ 朝廷へ献金ノ件	二八〇
九八	元治元年四月六日	近衛忠房卿ヨリ島津大隅守殿へ 久光公ノ和歌揮毫ヲ求ム	二八〇
九八	元治元年四月八日	品川藤十郎ノ内報 四国軍艦下之関砲撃計画	二八一
九八	元治元年四月八日	水戸浪士拳兵ニ付檄文ノ忠憤状	二八一
九八	元治元年四月八日	長岡良之助殿ヨリ島津大隅守殿へ 賜暇帰国ノ件	二八三
九八	元治元年(?)四月八日	近衛忠熙忠房両卿ヨリ島津大隅守へ 伊達宗城推任叙ノ件	二八三
九八	元治元年(?)四月九日	岩瀬徳兵衛ヨリノ密報 外国船下之関砲撃計画	二八四
九八	元治元年四月九日	松平春嶽公ヨリ島津大隅守殿へ 伊達伊予守任官ノ件	二八四
九八	元治元年(?)四月九日	堤三位ヨリ島津久光公へ 家政補助願ノ件	二八五
九八	元治元年四月十日	大原重徳卿ヨリ島津少将殿へ 久光公の帰国を惜む	二八六
九八	元治元年四月十一日	左近衛権中将昇任口宣案	二八七

1005	元治元年四月十一日	日光道中石橋宿問屋ヨリ水戸浪士通行届出……………	二八七
1006	元治元年四月十一日	左近衛權中将推任叙ノ宣下……………	二八九
1007	元治元年四月十二日	松平春嶽公ヨリ島津久光公へ 左中将任官御祝儀……………	二八九
1008	元治元年四月十二日	長岡良之助殿ヨリ島津大隅守殿へ 近衛家へ訪問ノ件……………	二九〇
1009	元治元年四月十四日	大原重徳卿ヨリ大久保一蔵へ 攘夷建白ノ件……………	二九〇
1010	元治元年四月十四日	松平春嶽公ヨリ島津久光公へ 招請状……………	二九四
○1011	元治元年四月十四日	京都ニ於ケル久光公春嶽公ノ世評……………	二九四
1012	元治元年(?)四月十六日	堤三位ヨリ島津久光公へ 礼状……………	二九四
1013	元治元年四月十六日	高松三位ヨリ島津中将殿へ 中将昇進祝賀……………	二九四
1014	元治元年四月十六日	小倉領門司浦大久保浜ニ死体漂着ニ付出役氏名書……………	二九五
1015	元治元年四月十七日	近衛忠房卿ヨリ島津中将殿へ 馬所望ノ件……………	二九六
1016	元治元年四月十七日	京都滞在諸大名官位姓名書……………	二九七
1017	元治元年四月十八日	大原前左衛門督ヨリ島津中将殿へ 久光公帰国ノ件……………	二九八
1018	元治元年四月二十日	大坂小松帯刀ヨリ在国お近どのへ 久光公御帰国等ノ消息……………	二九九
1019	元治元年四月二十六日	南部弥八郎報告ノ横港紀聞 横浜鎖港不可能ト下之関砲撃計画……………	三〇一
1020	元治元年四月二十七日	水戸浪士日光山方面暴挙ノ報告書……………	三〇三
1021	元治元年四月二十九日	新納嘉藤ニヨリ大久保一蔵へ 野州浪士及横浜異人ノ情態……………	三〇五

1031	元治元年四月二十九日	一橋慶喜外四老中ヨリ朝廷へノ請書 神宮御供料増加其他ノ件	三〇七
1032	元治元年四月	伊達伊予守ヨリ島津久光公へ 揮毫依頼ノ件	三〇九
1033	元治元年四月	久光公中将推任叙ニ付昌武ノ奉祝歌	三〇九
1034	元治元年四月	朝廷ヨリ幕府へノ仰出 神宮ノ件摂海防禦其他	三二〇
1035	元治元年四月	南部弥八郎報告風説書 筑波山暴動一件 薩藩償金支払等	三二二
○1036	元治元年四月	久光公官位昇進ニ対スル献上金明細書	三三一
1037	元治元年四月	水府浪士常野ノ件及大和五条一揆再発等風説書	三三一
1038	元治元年五月三日	土持平八ノ報告書 綿船一件溺死者一人埋葬ノ件	三三八
1039	元治元年五月三日	土持平八小倉ヨリノ報告 長州事情	三三〇
1040	元治元年五月六日	近衛忠房卿ヨリ島津中将殿へ 国事御用掛辞退及短刀所望	三三四
1041	元治元年(?)五月八日	大原重徳卿ヨリ島津中将公へ 関東風説之件	三三五
1042	元治元年五月九日	水戸浪士日光方面ノ情報	三三六
1043	元治元年五月九日	松平大膳大夫ヨリ攘夷ニ付朝廷へノ伺書	三三七
1044	元治元年五月十日	出水郷横目等ヨリ谷村孫八へノ届書 大和吉野山真如院使僧ノ件	三三九
1045	元治元年五月十一日	井上大和ヨリ大久保一藏へ 京撰ニ於ケル朝幕ノ動静ニ付	三四一
1046	元治元年五月十一日	伊達伊予守ヨリ島津久光公へ 近状音問及字和島藩士鹿兒島行ノ件	三四三
1047	元治元年五月十二日	小松帶刀ヨリ中山大久保へ 京都之状況其他	三四四

1035	元治元年五月十二日	吉井幸輔ヨリ大久保一藏へ 上海ニ於ケル貿易及武器購入ノ件……………	三五五
1036	元治元年五月十八日	九鬼式部少輔ヨリ川越侯へ 參觀交代制復旧ノ件……………	三五六
1037	元治元年五月十八日	裁許掛園田彦左衛門ヨリ田畑平之丞等へ 異国船長州へ来襲ノ件……………	三五六
1038	元治元年五月二十四日	出水郷横目土岐新兵衛ヨリ藩庁裁許掛へ 肥後肥前長州諸藩ノ情況報告……………	三五〇
○1039	元治元年 五月二十六日 六月三日	日本貿易新聞ノ幕府外交批評……………	三五二
1040	元治元年五月二十六日以降	下之関戦争記事 虚説……………	三五二
1041	元治元年五月	勤王誠義輩ヨリ尹宮へノ建白書……………	三五五
1042	元治元年五月	備前少将茂政ヨリ朝廷へノ上申 大平山屯集田丸稻之衛門等ノ趣意書相添……………	三五六
1043	元治元年五月	重野厚之丞探索雜記 長藩、岩国、芸藩、長崎、筑前、熊本、幕府、因州、津和野等……………	三五九
1044	元治元年五月	久光公ヨリ近衛貞姫へノ書翰草案 左近衛中将推任叙報告其他ノ件……………	三七七
1045	元治元年夏(?)	久光公ヨリ近衛忠房卿へ(?) 草案 京都岡崎調練ノ件其他……………	三七八
○1046	元治元年六月朔日	將軍ヨリ久光公へ下賜ノ鞍置馬覚書……………	三七八
○1047	元治元年六月朔日	朝廷ヨリ久光公へ下賜ノ鞍置馬覚書……………	三七八
1048	元治元年六月朔日 (文久三年カ)	長崎ヨリノ下之関砲撃報告……………	三七八
○1049	元治元年六月朔日	久光公官位推任叙ニ付安房奉書……………	三七九
1050	元治元年(?) 六月四日	有馬中務大輔より島津久光公へ 久留米藩内訌ノ件……………	三七九
1051	元治元年六月五日 (文久三年カ)	下之関戦争報告……………	三八〇

1085	元治元年六月八日	大島吉之助ヨリ大久保一蔵へ 京都ニ於ケル会、長ノ軋轢	三六一
1086	元治元年六月十一日	下之関戦争報告	三六三
1087	元治元年六月十三日	江戸久木山泰蔵探索書 開鎖問題、野州浪士ノ件	三六四
1088	元治元年六月十四日	江戸新納嘉藤ニヨリ大久保一蔵へ 十四日開鎖問題及中浜万次郎雇入ノ件	三六四
1089	元治元年六月十四日	小松帶刀ヨリ在藩ノ家老へ 筑波山事件 長州トノ談判問題 横浜鎖港ノ件	三六八
1090	元治元年(?) 六月十四日	小松帶刀ヨリ桂右衛門へ(?) 定府ノ件	三六一
1091	元治元年六月十五日 (文久三年カ)	長崎蓑田伝兵衛ヨリ新納次郎四郎等へ 連合艦隊下之関砲撃ニ付六月朔日、二日、五日、九日ノ情報及六月四日仏国提督ノ公文	三六一
○1092	元治元年六月十七日	久光公官位昇進ニ付女房奉書	三九五
1093	元治元年(?) 六月十八日 (文久二年カ)	和蘭ヨリ福地源一郎ノ書信 巖父へ	三九五
1094	元治元年六月二十一日	大島吉之助ヨリ大久保一蔵へ 島津備後殿ノ着京、京師ノ状況、薩藩交易ノ悪評等	三九八
1095	元治元年六月二十四日	山川指宿穎姪調練人数帳 指宿荻野流砲術者人名扣 御褒美扣 山川港付近台場地図	四〇一
1096	元治元年六月二十七日	小松帶刀ヨリ在藩ノ家老へ 京都へ出兵ノ件	四〇五
1097	元治元年六月二十七日	小松帶刀ヨリ在藩ノ家老連名宛 長州哀訴状ノ件	四〇五
1098	元治元年六月二十八日	水戸浪士暴拳ニ付大岡兵庫頭ヨリ届出	四〇七
1099	元治元年六月下旬	長兵来京ニ付探索書	四〇八
1090	元治元年六月	朝廷ヨリ長兵へノ諭書	四〇九
1091	元治元年六月	一橋慶喜へノ朝命	四一〇

目次

1031	元治元年六月	長藩主父子ヨリ国司信濃へノ黒印軍令状……………	四〇〇
1031	元治元年六月	久光公ヨリ近衛家へノ書翰草案 国事ノ件及短刀贈呈ノ件……………	四〇一
1031	元治元年六月	長兵上京ニ付京都大坂警備ノ幕令其他……………	四〇三
1031	元治元年(?)六月	陰謀者逮捕蔽刑ノ幕命 京都御所向焼払計画徒党ノ潜伏ニ付……………	四〇四
1031	元治元年六月	浜忠太郎松野三平ヨリ朝廷へノ訴願 毛利大膳父子三条卿等ノ冤ヲ訴フ……………	四〇四
1031	元治元年六月	長兵山崎天王山へ持参ノ書付……………	四〇八
1031	元治元年六月	久光公ヨリ伊達伊予守へノ答書草案 帰国後ノ情報……………	四一三
1031	元治元年七月三日	正親町三条実愛ヨリ二条斉敬へ 福原越後ヲ入京セシムヘシトノ建白……………	四一三
1030	元治元年七月二十一日	飛鳥井中納言野宮中納言ヨリ島津大隅守殿へ……………	四一四
1031	元治元年七月三日及七日	島津久光公の返翰草稿 京都へ出兵ノ件……………	四一四
1031	元治元年七月四日	横浜鎖港実施及長兵引払ニ付幕府へノ朝命……………	四一五
1031	元治元年七月四日	小松帯刀ヨリ在国ノ重役へ 禁門ノ戦直前ノ朝議……………	四一九
1031	元治元年(?)七月五日	人吉藩那須四方介ヨリ伊地知壮之丞へ 藩用ヲ以テ鹿兒島出張中……………	四二二
1031	元治元年七月七日	筑波山一件ニ付北条新太郎報告書……………	四二三
1031	元治元年七月九日	小松帯刀書翰(宛名ナシ) 京都及江戸ノ状況……………	四二四
1031	元治元年七月九日	臨時横浜新聞記事 英艦ノ下之関探索……………	四二四
1031	元治元年七月九日	京都小松帯刀ヨリ郷里家族へノ書信 長兵伏見滞在等ノ件……………	四二六
1031	一八六四年八月十三日 (元治元年七月十二日)	横浜貿易新聞記事 日本人外国貿易ヲ喜ハサルヲ評論シ 各国軍艦ノ下之関攻撃決議ニ及ブ……………	四二七

1099	元治元年七月十四日	野州暴徒追討人数ノ幕命……………	四五二
1098	元治元年七月十五日	野州浪士追討幕軍諸役人將軍謁見人名録……………	四五三
1097	元治元年七月十八日	近衛忠房卿ノ達書 長兵討伐ニ付……………	四五四
1096	元治元年七月十八日	長兵征討ノ勅命……………	四五四
1095	元治元年七月十八日	洛外守備応援諸藩兵配置ノ件 薩藩ハ天竜寺一ノ先……………	四五五
1094	元治元年七月十八日	米良主膳ヨリ小川小藤太へ 学問研究其他ニ付薩藩へ願ノ件……………	四五六
1093	元治元年七月二十日	小松帶刀ヨリ在藩ノ重役へ 禁門ノ戦ニ就テ……………	四五八
1092	元治元年七月二十日	備後殿圖書殿御付御小納戸ヨリ島津求馬大久保一藏へ 禁門ノ戦況ニ就テ……………	四五九
1091	元治元年七月二十日	小松帶刀ヨリ大久保一藏へ 禁門ノ戦報告……………	四六〇
1090	元治元年七月二十日	小松帶刀ヨリ京師ノ情報……………	四六一
1089	元治元年七月二十日	大島吉之助ヨリ大久保一藏へ 禁門ノ戦ニ就テ……………	四六二
1088	元治元年七月二十三日	大坂堺西之宮兵庫八幡山崎警固命令 薩藩明石藩ハ兵庫警固……………	四六四
1087	元治元年七月二十三日(?)	松平伯耆守下阪取締ノ朝命 防長浮浪徘徊ニ付……………	四六五
1086	元治元年七月二十四日	鈴木壮七園田彦左衛門小倉ヨリノ探索書 毛利長門守出陣ノ件……………	四六五
1085	元治元年七月二十四日	江戸平田延太郎ヨリ三木鉄弥へノ通信 禁門ノ変ニ付水戸浪士会津征伐計画風聞……………	四六六
1084	元治元年七月二十四日	中津屋嘉平ヨリノ情報 七月十九日長兵退去ノ件……………	四六七
1083	元治元年(?)七月二十六日	伊達伊予守ヨリ島津大隅守殿へ 蒸汽船修業ノ件其他……………	四六七

1107	元治元年七月二十六日	禁門之戦分捕品其他届書	四六八
1108	元治元年七月二十七日	石垣鏡之助ヨリ伊地知壮之丞へ 軍艦運送船注文代償見積	四七〇
1109	元治元年七月二十七日 (一八六五年九月十六日)	石垣鏡之助ヨリ桂、大久保、養田、西郷へ 軍艦注文ノ件	四七三
1110	元治元年七月二十七日夜	十九日一挙ニ付不審ノ廉ヲ以テ参朝停止ノ人々	四七六
1111	元治元年七月晦日	小松帯刀ヨリ大久保一藏へ 第一次長州征伐ノ件	四七九
〇112	元治元年七月	禁門ノ戦ニ関スル朝廷ノ褒賞	四八二
1113	元治元年七月	新納嘉藤ニヨリ幕府へノ願書 日州ニ於ケル幕領預リ之件	四八二
1114	元治元年七月	自文久三年九月 至元治元年六月 長崎貿易収支計算ニ付伊地知壮之丞報告書	四八三
1115	元治元年七月	海江田武次日記抜萃 長藩主父子黒印状其他	四八四
1116	元治元年七月	西郷隆盛長州偵察要目廿四ヶ条	四八六
1117	元治元年七月	福原越後へノ御沙汰及長兵陣營探索報告	四九七
1118	元治元年七月	江戸城諸門警固ノ幕令其他	五〇三
1119	元治元年七月	幕府方書役ヨリ薩州留守居書役へノ答書其他 野州暴徒事情報告 人名書等	五〇五
1120	元治元年七月	長州ノ動靜ニ依リ速ニ討伐スベシトノ小倉藩主小笠原大膳大夫へノ幕命	五〇七
1121	元治元年七月	大久保利通ヨリ長州処分の建言書	五〇七
1122	元治元年七月	禁門ノ戦ニ対スル御沙汰書	五一二
1123	元治元年七月	米良主膳より久光公への歎願書	五一二

二二五	元治元年七月	米良一件ニ付高岡郷横目河上彦九郎等ノ報告書	五二
二二四	元治元年七月	米良主膳ヨリ薩藩へノ報告及依頼感謝状 人吉藩トノ紛紜一件	五三
二二三	元治元年八月朔日	伊達伊予守より島津久光公へ 禁門ノ戦長州征伐ノ件	五五
二二六	元治元年八月四日	英仏米蘭下之関砲撃計画情報	五六
二二七	元治元年八月四日	園田彦左衛門小倉ヨリノ報告 連合艦隊下之関攻撃ノ件	五七
二二八	元治元年八月五日	近衛忠房卿より島津大隅守殿へ 禁門之戦	五八
二二九	元治元年八月六日	岩下佐次右衛門ヨリ喜入撰津へ 長州征伐并連合艦隊ノ件	五九
二三〇	元治元年八月六日	折田要蔵ノ建言 諏訪數馬任職ノ件	五〇
二三一	元治元年八月七日	下之関戦争記	五一
二二三	元治元年八月七日	高橋縫殿熊本ヨリ喜入撰津川上式部へノ書信 下之関戦争報告	五二
二二四	元治元年八月十日	島津淡路守ヨリ島津久光公へ 長州征伐ノ件	五三
二二五	元治元年八月十日	禁闕之変ニ付松平大膳大夫ヨリ松平安芸守ニ頼リテ謝罪状ヲ朝廷ニ提出ノ件	五四
二二六	元治元年八月十日	下之関戦争ニ付彼我和議談判	五五
二二七	元治元年八月十二日	長崎汾陽次郎右衛門ヨリ二丸側役來へ 下之関戦争報告	五二
二二八	元治元年八月十四日	軍役奉行及軍賦役ヨリ藩庁へ 長州征伐ノ件	五三
二二九	元治元年八月十四日	園田彦左衛門小倉ヨリノ報告 長兵京師敗戦後ノ情况	五四

〇二九	元治元年八月十五日	一橋慶喜ヨリ禁門事変ニ付一橋慶寿夫人ヘノ書信	五五
二〇〇	元治元年八月十五日	下之関ニ於テ長州ト英仏米蘭トノ和約成立報告	五五
二〇一	元治元年八月十九日	山階宮晃親王ヨリ島津中将公ヘ禁門の戦	五七
〇二〇	元治元年八月二十二日	京都ニ於テ中川宮及薩州ニ対スル三条河原ノ榜示	五八
二〇二	元治元年八月二十三日	有馬中務大輔ヨリ島津大隅守殿ヘ長州征伐の件	五八
二〇三	元治元年八月二十八日	松木弘安ヨリノ来書 幕府ヨリ歐洲ヘノ使節一件	五九
二〇四	一八六四年九月二十八日 十月五日・十二日・十九日 二十四日	日本貿易新聞(神奈川版) 下之関戦争其他	五〇
二〇五	元治元年八月	黒田嘉右衛門ヨリ地頭制復旧ノ建白書	五一
二〇六	元治元年八月	黒田嘉右衛門ヨリ久光公ヘノ上書 征長ニ関スル軍略	五一
二〇七	元治元年八月	長州征伐ニ付進軍ニ関スル薩藩ノ意見書 四国軍艦交戦中ニ付	五三
二〇八	元治元年八月	外艦ノ下之関攻撃論止ニ付幕府ヘノ朝命 長州征伐ト内外混雜ニ付	五五
二〇九	元治元年八月	日本貿易新聞記事 薩英戦争及下之関戦争ニ就テ	五六
二一〇	元治元年八月	禁闕ノ変ニ付長門宰相ヨリ朝廷ヘノ謝罪書	五六
二一一	元治元年八月	下之関戦争ニ付和約条權書彼我 攘夷期限ニ関スル幕令	六〇
二一二	元治元年八月	下之関戦争情報及米艦士官日記	六七
二一三	元治元年八月	長藩内情、下之関戦争ニ付夷人ヨリ幕府ヘノ届書、同戦争ニ付夷人ヨリ 牧野和泉守ヘノ建白、長州償金契約、 松平閔叟ノ征長不可論、水戸侯ヨリ近衛卿ヘ長藩寛大ノ処置建白	六六

二五	元治元年八月	京都類焼者及困窮者へ施米ノ件	六三
二五	元治元年八月	下之関戦争報告其他	六四
二五	元治元年八月	英仏米蘭ノ下之関砲撃計画情報	六七
二五	元治元年八月	諸外国艦横浜ヨリ下之関へノ出帆一件	六七
二六	元治元年八月(?)	長藩諸役人黜陟人名書付 禁門之變直後	六八
二六	元治元年八月	島津淡路守ヨリ島津久光公へ 勤王大挙之議	六〇
二六	元治元年八月	島津淡路守ヨリ島津久光公へ 参覲交代ノ件	六〇
二六	元治元年八月	征長ニ付諸藩ノ形勢探索書	六三
二六	元治元年八月	長州征伐ニ付諸藩兵出動命令	六九
二六	元治元年八月	禁門ノ戦ニ付幕府ヨリノ褒賞	六〇
二六	元治元年八月	禁門ノ戦ニ付一橋慶喜ヨリ茂久公へノ感状	六〇
二六	元治元年九月朔日	佐多彦五郎ノ探索報告 征長ニ付九州諸藩主ノ出陣情况	六四
二六	元治元年九月六日及七日	四国公使ヨリ外交問題ニ付牧野備前守へノ申出 八月八日ノ長州藩主講和条約文ノ提出ト共ニ	六四
二七	元治元年九月八日	大島吉之助ヨリ大久保一蔵へ 軍艦買入其他ノ件	六三
二六	元治元年九月十六日	京都興掛家老座書役ヨリ在藩ノ同役へ 下之関戦争記事横浜新聞添	六四
二六	元治元年九月十八日	議伝両役ヨリ困事議定ノ朝命回達 十八日大久保一蔵書取	六四
二七	元治元年九月二十日	長崎汾陽次郎右衛門ヨリ大久保一蔵へ 下之関条約	六〇

目次

二七	元治元年(○)九月二十二日	永井清左衛門ノ報告書 尾張大納言隠居ノ件	六五三
二八	元治元年九月二十三日	嘉悦市之允等ノ情報 尾張老公征長總督受任ノ件等	六五三
二九	元治元年九月二十七日	肥後藩山田五次郎等ノ風聞書 下之関戦争ノ件其他	六五四
三〇	元治元年九月二十九日 (慶応元年カ)	園田彦左衛門ヨリ奥掛書役衆へ 長州征伐一件	六五六
三一	元治元年(○)九月二十九日	天璋院付局ヨリ久光公側役へノ礼状 天璋院へノ御手当金増加ニ付	六五九
三二	元治元年九月	有馬中務大輔ヨリ長州攻口變更願	六六一
三三	元治元年九月	立花飛驒守ヨリ長州攻口變更願書	六六三
三四	元治元年九月	薩汽船乗込員中死体人相書	六六四
三五	元治元年九月	長州下之関敗軍ト長州征伐トノ人心影響 下之関碇泊外艦退帆命令ノ件	六六五
三六	元治元年九月	將軍大坂居城、政治御委任其他ノ件(筆者不明)	六六六
三七	元治元年九月	迅速征長、中興開業ニ付幕府へノ建言(氏名不明)	六六六
三八	元治元年十月朔日	江戸柴山良助ヨリ国許へノ通信 幕府ノ事情	六六〇
三九	元治元年十月六日	喜入撰津ヨリ岩下佐次右衛門等へ	六六三
四〇	元治元年十一月九日	沢村循藏等ヨリ岩元太右衛門等へ	六六三
四一	元治元年十月八日	横田隼之助等ヨリ岩元太右衛門等へ 參觀交代復旧ノ件	六六三
四二	元治元年十月八日	小松帶刀ヨリ(桂右衛門へ?) 長州征伐ノ件	六六九
四三	元治元年十月八日	大島吉之助ヨリ大久保一藏へ 開港問題及將軍上落ノ件	六六九
四四	元治元年(○)十月十一日	近衛忠房卿ヨリ久光公へ	六八〇
四五	十一月	町田内膳ヨリ文書奉行へ 朝廷へノ獻品ニ就テ	六八〇

二八七	元治元年十月十二日	京都小松帶刀ヨリ在藩ノ家老衆へ 江戸風説書添	六八〇
二八八	元治元年十月十二日	征長ニ関スル小松帶刀書翰	六八一
二八九	一八六四年(元治元年) 十月十二日	日本貿易新聞戦争償金記事 仮二十月ニ入ル	六八二
二九〇	元治元年十月十四日	土持平八小倉ヨリノ報告 肥後藩士等入手ノ別冊云々	六八三
二九一	元治元年十月十五日	折田要藏ヨリ大久保一藏へ 長州征伐ノ件	六八三
二九二	元治元年十月十七日	九鬼式部少輔ヨリ島津大隅守殿へ 長州征伐ノ件	六八五
二九三	元治元年十月十八日	九鬼式部少輔ヨリ栗原柳庵へ 名所景図ノ件	六八六
二九四	元治元年十月十九日	汾陽次郎右衛門ヨリ大久保一藏へ 下之関戦争和議ノ件	六八七
二九五	元治元年十月中旬	黒田嘉右衛門ヨリ在藩ノ重役へ 長州征伐ニ付探索及薩藩出兵準備	六八八
二九六	一八六四年十一月十九日 (元治元年十月二十日)	紐育新聞記事 大統領選挙其ノ他	六八四
二九七	元治元年十月二十一日	園田彦左衛門ヨリ大久保一藏へノ報告 芸備ニ於ケル罌米ノ件	六九七
二九八	元治元年十月二十二日	西郷吉之助ヨリ在藩ノ重役へ 長州征伐ニ付薩兵ノ攻口	六九八
二九九	元治元年十月二十三日	大坂城中征長軍議列席者氏名	六九九
三〇〇	元治元年十月二十五日	西郷吉之助ヨリ小松帶刀へ 尾張総督ト西郷トノ征長方略密議	六九九
三〇一	元治元年十一月二日	吉川監物ヨリ芸藩へ依頼ノ進軍猶予ノ歎願書	七〇〇
三〇二	元治元年十一月五日	黒田嘉右衛門ヨリ大久保一藏へ 長州征伐出陣ノ件	七〇一
三〇三	元治元年十一月六日	小松帶刀ヨリ大久保養田へ 征長応援隊出發其他	七〇四

1104	元治元年十一月八日	石垣銳之助ヨリ桂、大久保、養田、西郷へ 英国ノ日本ニ付スル武力政策	七六
1105	元治元年十一月九日	永田大野ヨリ岩元新納へ 参観復旧ニ付奥方様等出府ノ件	七六
1106	元治元年十一月九日	大久保一藏ヨリ長崎汾陽次郎右衛門へ	七六
1107	元治元年十一月八日	汾陽次郎右衛門ヨリ大久保一藏へ 露国軍艦長崎入港ノ件	七六
1108	元治元年十一月九日	長岡良之助ヨリ島津久光公へ 長州征伐之件	七〇
1109	元治元年十一月十日	九鬼式部少輔ヨリ島津大隅守殿へ 長州征伐之件	七二
1110	元治元年十一月十一日	九鬼式部少輔ヨリ島津大隅守殿へ 長州征伐之件	七三
1111	元治元年十一月十二日	松平陸奥守家来志茂又左衛門ヨリ岩元新納へノ返書 参観交替復旧ニ付 妻子出府ノ件	七三
1112	元治元年十一月十五日	久光公ヨリ長岡良之助へノ書翰草案 第一次長州征伐ノ件	七四
1113	元治元年十一月十五日	有馬中務大輔江戸詰役員ヨリ薩摩岩元太右衛門等へノ交渉書翰 幕府参観制 復旧ニ付	七四
1114	元治元年十一月二十日	広島土持佐平太ヨリ征長ニ付奥掛書役衆へ	七五
1115	元治元年十一月二十三日	長岡良之助ヨリ島津久光公へ 長州征伐之件	七六
1116	元治元年十一月二十六日	小松帯刀ヨリ大久保利通へ 長州征伐其他ノ件	七七
1117	元治元年十一月二十六日	島津隼人等ヨリ岩元太右衛門等へ 再ヒ妻子出府ノ幕命ト延期願ノ実例	七〇
1118	元治元年(?)	京都小松帯刀ヨリ大久保へ? 消息	七三
1119	元治元年十一月二十六日	常野浮浪討伐ノ為賜暇ヲ乞ヘル慶喜ノ願書 付朝廷御許可ノ指令	七三
1120	元治元年十一月	長州処分簡条書	七四
1121	元治元年十一月	中浜万次郎ヨリ薩藩重役へノ伺書 薩州へ貸人仰付ケラレ途 中老母ヲ土佐ニ見舞ノ件	七四

二三一	元治元年十一月	五卿引渡、山口城破壊等ノ幕命……………	七五
二三二	元治元年十一月	無名氏ノ攘夷開国論批判ト水藩ノ内情論……………	七六
二三三	元治元年十二月一日	小松帶刀ヨリ大久保利通へ? 長州征伐其他ノ件……………	七九
二三四	元治元年十二月二日	長崎柴山良助南部弥八郎ヨリ大久保一藏へ 新造軍艦注文ノ件……………	七〇
二三五	元治元年十二月六日	石垣銳之助ヨリ大久保養田へ 小銃發送ノ件等……………	七三
二三六	元治元年十二月七日	小松帶刀ヨリ在国ノ重役へ 筑波山一件……………	七三
二三七	元治元年十二月八日	汾陽次郎右衛門ヨリ二丸御側役衆へ 鎌倉ニテ英人殺害ノ件……………	七四
二三八	元治元年十二月十日	有馬中務大輔ヨリ久光公へ 征長ノ件其他……………	七六
二三九	元治元年十二月十三日	越前藩間部正治ヨリ江戸屋敷へノ届書 常野党乱入ノ件……………	七六
三四〇	元治元年十二月十四日	伊達伊予守ヨリ島津大隅守殿へ 長州征伐及水藩暴徒之件等……………	七九
三四一	元治元年(?)十二月十五日	堤右京大夫ヨリ島津大隅守殿へ 家政補助礼状……………	八〇
三四二	元治元年十二月十五日	五卿ヨリ筑前藩へ移転ノ通牒 付解兵依頼ノ件……………	八一
三四三	元治元年十二月十七日	山階宮晃親王ヨリ島津中將殿へ 寒中見舞ト国事意見……………	八二
三四四	元治元年十二月二十日	新納次郎四郎ヨリ桂小三郎へ 軍艦買入ノ件……………	八三
三四五	元治元年十二月二十日	戸田采女正家来桑山忠三郎ヨリ届書 越前路逆徒困窮ノ実情……………	八三
三四六	元治元年十二月二十一日	鹿兒島城下物価届書……………	八四
三四七	元治元年(?)	上杉宗次郎ヨリ久光公へノ上書 海軍勃興ノ議……………	八五
三四八	十二月二十三日		

三六	元治元年十二月二十七日夜	小倉吉井幸輔ヨリ大久保一藏へ 五卿移転等ノ件	三三
三九	一八六五年一月二十五日 (元治元年十二月二十八日)	横浜貿易新聞記事 武田耕雲齋等ノ挙兵及横浜碇泊外国軍艦	三四
四〇	元治元年十二月二十八日	柴山良助ヨリ大久保一藏へ 歳暮ノ挨拶	三五
四一	元治元年十二月二十八日	長岡良之助殿ヨリ島津大隅守殿へ 征長小倉滞陣中将来ノ国事ヲ論ス	三七

△完 推歩歴運 筆者不明

関白以下公卿堂上人物評

(端裏書)
一 推歩歴運

「(朱) 癸亥年何人之書歟不知」

(朱、以下同シ)
「近」

関白 「忠熈公」 十目ノ視ル処十手之指ストコロ、

「一条」 左大臣「忠香公」 大砲一発后チ魄ヲ失セン、

「二条」 右大臣「齐敬公」 人望ハヨケレド内心ワカラズ、

「花山院」 前右大臣「家厚公」 無邪曲無權智治世ノ純臣乱世ノ鼠

「鷹司」 輔源 智アレドモ卑俚ノ心多シ、

「徳大寺」 公純 決断ヨシ然レトモ殆積強シテ短慮也、

「中山」 忠能 表向立派ナレトモ内心慾深ク忠ナク義ナク学問

ナシ、

「大炊御門」 家信 不足論、

「広幡」 忠礼 無智多慾、

「烏丸」 光政 一箇ノ男子ナレトモ謙ニ過、

「正親町三条」 実愛 奸智多慾、

「近衛」 忠房 堂々一箇好男子、

「正親町」 実徳 不足論説、

「一条」 実良 同上、

「山科」 言知 良馬已老テ戦争ノ用ニ当ラス、

「被小路」 有長 治世ノ臣、

「四辻」 公績 不足論、

「坊城」 俊克 忠邪相半事摸稜多シ、

「醍醐」 忠順 一箇ノ人物ナレトモ西洋僻アリ、

「三条西」 季知 和歌ノ外無所取唯善人也、

「日野」 資宗 不足論、

「菊亭」 実順 不足論、

「九条」 道孝 忠邪未分、尚乳臭アリ、

「冷泉」 為理 正義ヲ唱フルト雖因循従ノミ、

「裏松」 恭光 有職古実ニ明ナレトモ權変ニ通ゼズ、

「鷹司子」 輔政 黄口ノ堅子、

- 〔水無瀬〕 不足論、
- 〔有成〕 不成、
- 〔難波〕 蹴鞠ノ名足其他取所ナシ、
- 〔宗弘〕 老獃頑愚、
- 〔日野西〕 飛鳥井、
- 〔光暉〕 老獃頑愚、
- 〔雅典〕 抵佗之佞、宋朝ノ美、
- 〔六条〕 忠直堅固ナレトモ不通変欺カレヤスシ、
- 〔有容〕 忠直堅固ナレトモ不通変欺カレヤスシ、
- 〔庭田〕 文学ナント雖一時ノ激論人ヲ動ス、
- 〔重胤〕 文学ナント雖一時ノ激論人ヲ動ス、
- 〔中院子〕 愚不可言、
- 〔通富〕 愚不可言、
- 〔橋本〕 愚不可言、
- 〔実麗〕 學術アレトモ放言ヲ以テ世ニ用ヒラレズ、
- 〔野宮〕 才学アリ砂中ノ米ノ如トシト雖慾心ナシトモ云カタシ、
- 〔定功〕 才学アリ砂中ノ米ノ如トシト雖慾心ナシトモ云カタシ、
- 〔柳原〕 輕卒ナレトモ邪曲ナシ一時激論ヲナス、
- 〔光愛〕 輕卒ナレトモ邪曲ナシ一時激論ヲナス、
- 〔広橋〕 學術才幹アリ然レトモ世ニ用ラレズ〔朱、以下同シ〕
- 〔胤保〕 學術才幹アリ然レトモ世ニ用ラレズ〔朱、以下同シ〕
- 〔八条〕 文学アリト雖人ヲ面折シテ私意ヲ立ルニ因テ人不用偏説多シ、
- 〔隆祐〕 文学アリト雖人ヲ面折シテ私意ヲ立ルニ因テ人不用偏説多シ、
- 〔萩原〕 員ニ満ルノミ、
- 〔員維〕 員ニ満ルノミ、
- 〔伏原〕 文学当世第一タリ可惜年老『○』
- 〔宜明〕 文学当世第一タリ可惜年老『○』
- 〔富小路〕 文学アレトモ邪曲窮リナシ、
- 〔政直〕 文学アレトモ邪曲窮リナシ、

- 〔西洞院〕 不足論ノ人ト雖如何ナル故ニカ世ニ
- 〔信堅〕 用ヒラル深ク怪ムベシ、
- 〔竹屋〕 正論ニ似タル説ヲナセトモ遁辞多シ不可用、
- 〔光有〕 正論ニ似タル説ヲナセトモ遁辞多シ不可用、
- 〔藤波〕 好テ高尚ノ論ヲナセトモ迂説多シ然レトモ邪曲ナシ『○』
- 〔教忠〕 好テ高尚ノ論ヲナセトモ迂説多シ然レトモ邪曲ナシ『○』
- 〔豊岡〕 正義ヲ唱ヘ文学アリト雖暴行多シ、
- 〔随資〕 酒氣ヲ帶ザレハ死人ノ如シ、
- 〔倉橋〕 大事ニ用ヒガタシ邪曲ナシ、
- 〔泰聡〕 大事ニ用ヒガタシ邪曲ナシ、
- 〔吉田〕 禽獸ノ行ナリ、
- 〔良熙〕 禽獸ノ行ナリ、
- 〔清岡〕 私事ニ營々トテ丈夫心ナシ、
- 〔長熙〕 私事ニ營々トテ丈夫心ナシ、
- 〔石井〕 深沈ニシテ好デ自ラ空クス国事ヲ談ズベシ『○』
- 〔行光〕 深沈ニシテ好デ自ラ空クス国事ヲ談ズベシ『○』
- 〔桑原〕 文学ノ名ヲ取ト雖不足論私曲ナシトモ云ガタシ
- 〔為政〕 文学ノ名ヲ取ト雖不足論私曲ナシトモ云ガタシ
- 〔三笠戸〕 当世ノ俗物国事ヲシラズ、
- 〔雄光〕 当世ノ俗物国事ヲシラズ、
- 〔久世〕 邪曲之名ヲ得タリト雖名ホドニハアラザルベキ
- 〔通熙〕 邪曲之名ヲ得タリト雖名ホドニハアラザルベキ
- 〔萩原子〕 僻邑之農夫井底ノ蛙、
- 〔員光〕 僻邑之農夫井底ノ蛙、
- 〔西四辻〕 不足論不慈ニシテ私心多シ、
- 〔公格〕 不足論不慈ニシテ私心多シ、
- 〔武者小路〕 好テ人ト争ヲナス万事ヲ弁明スレトモ鎖細
- 〔実建〕 ニシテ用ヒガタシ慾情尤深シ、
- 〔慈光寺〕 盲人ニ近シ念仏ノ外他事ヲシラズ、
- 〔家仲〕 盲人ニ近シ念仏ノ外他事ヲシラズ、

「伏原」 才智アマリアリト雖私心フカク鄙俚ノ行ヒ多シ
 「宣論」
 「平松」 時言 愚物、
 「花山院子」 家理 狂人、
 「徳大寺子」 實則 名望高シ砂中ノ米ノ如シ『○』
 「久我」 通久 輕薄之徒、
 「長谷」 信篤 砂中ノ米『○』
 「石野」 基安 私慾而已俗物、
 「唐橋」 在光 自ラ文学ニホコルト雖不足恐暴論ヲ吐トモ阿諛ノ小人也、
 「山井」 氏碑 呆物、
 「堀川」 親賀 奸曲肌ヲ容シ難シ、
 「錦織久隆歿」 久澄 弱キ者ニ強ク強キ者ニ弱シ一箇ノ惰夫、
 「高松」 保実 智アマリアリト雖姦ニシテ且黠ヨク人ヲ欺ク、
 「土御門」 晴雄 無可無不可、
 「堤」 哲長 文学アリトトモ迂濶ニシテ今日ノ用ニ当リガタシ邪心ナシ、
 「葉室」 長順 檢括ナシ、
 「中御門」 経之 奸才子、

「清水谷」 公正 憂国ノ士ト雖マ、妄言ヲ吐テ人ニ信ゼラレズ、
 「中山中将」 忠愛 奸黠賊ヲナス、
 「阿野」 公誠 表ニ忠直ノ色ヲナセトモ内心奸佞多智人其馬脚ヲミルモノナシ、
 「滋野井」 実在 憂国ノ士砂中ノ米『○』
 「押小路」 実潔 病人ト雖志ナキニアラズ『○』
 「梅溪」 通善 奸智多シ、
 「東園」 基敬 奸佞阿諛ノ人、
 「武者小路子」 公香 智アリト雖大事ニ用ヒガタシ、
 「西大路」 隆意 カラズ、
 「河鱒」 公述 温潤ノ居子『○』
 「三条西子」 公允 不東不西尋常一様人、
 「西園寺」 公望 乳臭、
 「三条」 実美 当今ノ才子穆如清風『○』
 「石山」 基文 丹心アレトモ逸情アリ、
 「東久世」 通禱 一箇ノ人物当世ノ才子『○』
 「綾小路」 俊実 禽獸ノ行アリ、

「六角」 博通 正直権門ヲ恐レズト雖人不知『○』
 「穗波経度欵」 経廣 暴ニシテ姦行アリ、
 「吉田子」 良義 篤実而已、
 「裏辻」 公愛 変詐無窮阿諛ヲ以テ志ヲ当時ニ後タリ、
 「姉小路」 公知 一箇ノ好男子砂中ノ米『○』
 「大炊御門子」 師前 乳臭、
 「壬生」 基修 無可無不可志アリ、
 「七条子」 信祖 狡黠賊ヲナス、
 「高辻」 修長 少年ノ時名望アレトモ近来放心ノゴトシ『○』
 「滋野井子」 公壽 一箇ノ人後生可恐『○』
 「万里小路」 博房 当世一箇ノ好男子『○』
 「甘露寺」 勝長 鶏助、
 「山本」 実政 志ナキニアラズト雖放蕩ヲ以テ名ヲ得タリ、
 「坊城」 俊政 無可無不可、
 「四条」 隆調 丈夫ノ心ナキニアラズ、
 「勘解由小路」 資生 細事ニ用ユベシ大事ニ当リガタシ、

「鳥丸子」 光徳 一箇ノ人物可惜暴ノ名ヲトル『○』
 「梅溪子」 通治 姦佞阿諛ノ小人、
 「六条子」 有義 輕薄ノ徒、
 「葉室子」 長邦 蠢々、
 「橋本子」 実梁 才幹アリト雖越尊ノ行多シ、
 「竹屋子」 光昭 温潤ノミ、
 「鷺尾」 隆聚 放蕩無頼、
 「西大路子」 隆脩 偏物、
 「千種」 有任 姦佞ニシテオナシ、
 「外山」 光輔 無頼ノ徒、
 「四条子」 隆平 無奸無邪無思慮、
 「長谷子」 信成 後生可恐『○』
 「錦小路」 頼徳 一箇ノ人、
 「石山二男」 基正 丹心アリト雖温室ノ臭アリ、
 「中山孫」 忠光 無学無才暴行不恐人、
 「沢子」 宣嘉 無学無才ナレトモ丹心ハ人ニ譲ラズ『○』

「風早」	「公紀」	「實修」	「愛宕」	「通旭」	「高松子」	「東坊城」	「舟橋」	「在賢」	「通佑」	「池尻子」	「胤房」	「松木」	「宗有」	「梅園子」	「實紀」	「難波子」	「清岡子」	「長説」	「白川」	「資訓」	「中園」	「實知」	「慈光寺孫」	「右仲」	「小倉子」	「長季」																			
「許多ン、」	「乳臭ノ黠才子、」	「輕薄之徒、」	「詐黠、」	「黠才子、」	「七条」	「信元」	「池尻」	「延房」	「藤井子」	「行道」	「高野」	「保美」	「慈光寺子」	「有仲」	「愛宕子」	「通致」	「町尻子」	「量衡」	「石野子」	「基佑」	「持明院子」	「基和」	「為栄」	「四辻子」	「公賀」																				
「梅園」	「實好」	「五辻」	「高仲」	「北小路」	「隨光」	「今城」	「定国」	「交野」	「時萬」	「植松」	「雅言」	「高丘」	「紀季」	「樋口」	「静康」	「山井子」	「氏胤」	「清閑寺」	「豊閑寺」	「梅園孫」	「實静	「持明院」	「基政	「藤井」	「行学	「油小路」	「隆晃	「榑笥」	「具慶	「正親町子」	「公董	「小倉」	「輔季	「堀川子」	「康隆	「倉橋子」	「泰頭	「園池」	「園公	「飛鳥井子」	「竹内」	「油小路子」	「隆董	「西洞院子」	「信愛

「庭田子」「西四辻子」「藪子」○「伏原孫」「大宮子」
 重正 公業 實方 宣足 公典
 ○「下冷泉」「清水谷子」「唐橋子」○「万里小路子」「清閑寺子」
 為柔 公考 在綱 通房 盛房
 「坊城孫」○「広橋子」○「柿原子」○「綾小路孫」○「勤ヶ由小路子」
 俊章 胤光 前光 有良 光尚
 「岩倉子」「萩原孫」「中園子」「花園子」「豊岡子」
 具綱 員種 實受 實延 健資
 「錦織子」「堤子」「東園子」「梅小路」「冷泉子」
 教久 功長 基愛 定明 為紀
 「藤谷」○「沢二子」「押小路子」「五辻子」○「石井子」
 為遂 宣種 公亮 安仲 行知
 「植松子」「武者小路孫」「河鱈子」「三室戸孫」「桑原子」
 雅徳 實世 實文 治光 輔長
 「清岡孫」 長延

以上蠢物不足論、印六者乳臭中ノ尤物歟、

文書原寸 縦一六・九纏 横二二九・八纏

〔表紙〕 長州攘夷奉勅始末

「奉勅始末」

長州奉 勅始末写

癸丑外夷之事起リシより戦争に決し、和議を付候を以、
 度々幕府へ及建言、戊午墨夷之請閣老を以御窺ニ相成、

勅許無之、列藩へ議下り候、其節も

叡慮遵奉之主意を以、待夷之良策被為建度建白仕候処、幕政因循、終ニ三已上衆之變を醸し候次第不忍傍觀、家臣重職之者を以、官武間之周旋申付、於關東は一橋(慶喜)・

(松平春嶽)越前之登庸申立候得共不相叶、田安上京、板倉(勝勝)關老に擢

任と申迄ニ議定り、一先

朝廷向之御様子御伺仕らせ候処、豈計、家臣は愚意取失自己之及密疏候而、速ニ蔽罰申付、奉霽

宸疑、弥以周旋尽力之様、厚き

朝命を蒙り候ニ付、其節先年来被

仰出候

勅詔并御沙汰書に当り候而、御定議之御旨奉伺候二事六

ヶ条之内、下田条約通りは御不本意ながら御許容被

遊候御事欤と御伺申上候処、御付紙を以下田条約尤不被

為好候へとも、既以前於關東為濟候上、言上有之、歎

思召候処、重て仮条約數ヶ条言上、実に被驚

思召、廿六日御別紙之旨無余義被 仰出候儀ニ而

勅許ニ而は無之、其後自關東言上、御約定可有拒絕堅固

御約定ニ候、且又蛮夷追々驕傲猖獗、下田条約比と同日之論ニ無之、以之外之義、到當時下田条約被有可然とも難被 仰出、仮条約は御破却御拒絕被 遊度

思召候と之御答被仰下候間、御確定

叡念、始而伺定弥決心、

叡慮貫徹之様尽力可仕旨、家来とも江も堅申聞せ、長門守關東差下、右窺婦之外御赦有一条、追々遂其節候由ニ

而此余は攘夷之大義一途ニ周旋不致而は事多端ニ涉り、

却而

叡旨貫徹之驗相立間敷と考、最前窺定候下田条約、仮条

約とも御破却、御拒絕と申、

叡慮之所被為向を、幕府へ精々可申解旨、書面を以前關

白殿下江家臣差出、言上仕らせ候処、委曲御領承被為成、

其後言上之趣、全

叡念御符合之段被

仰聞旨、其段長門守へ申遣し、猶又、攘夷之儀於幕府弥(毛利定広)

決定、列藩江布告策略之次第、拒絶之期限等衆議可及
奏聞旨、勅使を以関東へ被

仰遣、右同様之御旨、私へも被

仰聞、周旋尽忠候様との御内

命、^(実便)正親町三条殿より御書面を以被

仰下候間、長門守事へ於関東徴力を尽し、越春嶽・土容

堂も素より同論同志之上、老練ニも有之、不容易受駆引、

是も遂其節候而帰京、將軍家より長門守へ弥

叡慮遵奉可致との御直答之次第を及

奏聞、 叡感之旨被

仰聞候、最前於関東將軍家御上洛之儀及建議、御採用相

成居候間、右

勅命遵奉之上は、列藩へ策略見込相認、上洛前迄指出候

様との幕令有之候得共、於私父子は

叡慮之御深旨、戊午年来之御決定にて戦之勝敗へ、必御

算定被為在儀ニ而へ無之、唯国体之立不立、義理之闕不

闕との三ニて、^{(頭注ニアリ)三當作二} 聖断被遊候御事と奉伺、其証へ戊午三

月廿三日關老江御渡相成候御沙汰書に、今度之条約迎も
御許容難被

遊 思召候、衆議中自然差継、彼より及異変候節へ無是

非儀と被思召候と有之候得は、仮条約破却と申事ニ相決

候と、天下一統決戦と心得へ勿論之事ニ可有之と御窺申

上候処、其節条約破却一決、色々先達而御内沙汰之通、

尤天下一同決戦は勿論、就而は防禦速相整候様被遊度と

御付紙を以被

仰聞候、午年にてすら無是非儀と被遊

宸断候御事ニ御座候得は、今日ニ至り仮令武備不充実と

も、攘夷之延引可相成義無之は、天下之公論

宸断之御旨、実に

天祖より御受伝之

皇国真武正氣奉感載、長門守并家臣ともへも、此旨趣重

疊申合、於関東幕府其外へも伺取、申伝を申伝させ候処、

勅旨遵奉と申事ニ相成、自是は自国引受之武備仮成ニも

取整、期限決定候も他ニ後れ取間敷と父子申合候得共、

從

朝廷御差留も有之、旁長門守義は京都残置、於私ハ速ニ
帰国、国政改革武備仮成ニも整候内、將軍家御上洛、列
藩集議、將軍家御滯京、十日帰府、二十日後は必拒絶と
御請之由ニも相聞候得共、弥御決定之義不相分候間、尚
三月十二日長門守より家臣を学習院江指出シ、攘夷期限
弥何日比ニ御決定相成候哉と手扣にして、御問出仕らせ
候処、翌十三日御付札を以、四月中旬決定と被

仰聞候段、国許へ申越致承知、即時国内へ布令いたし候
は、四月中旬迄ハ先応接不得已征討、中旬後は直様征討
と相決、要衝之場所江は戍兵指出置候処、夷舶不来、警
戒仕居候内、四月廿一日伝奏坊城家より外夷拒絶之期限、
来ル五月十日御決定相成候間、益軍政相整、醜夷掃攘可
有之との御沙汰有之、同月廿三日同家より攘夷期限五月
十日無相違拒絶決定、將軍家御受有之由御達相成、右御
請書をも被相渡、幕府よりも攘夷之儀、五月十日可及拒
絶段、御達相成候間、右之心得を以、自国海岸防禦筋、

弥以嚴重相備、襲来候節ハ致掃攘候様、水野和泉守より
達有之、其以前三月十八日之幕令に、攘夷之

(志稱)

詔御奉戴ニて、早く拒絶之応接ニおよひ、外夷承服不仕
候節は、速ニ打払候様にと有之、夫ヨリ五十日を隔、五
月十日にてハ談判ハ勿論、策略は素より幕府へ御委任ニ
候得は、頓ニ相立候事故、拒絶期限御布告相成事可有之、
況して年来撰海防禦筋苦心致シ見候処、明石・加田・嵯
峨関・赤間関之四口ハ、右撰海之要衝ニて、殊ニ赤間関
は中西国之咽喉ニ候得は、拒絶期限以後、赤間関出入之
夷船、万一撰海へ乱入之往来も難計、私父子共年来 叡
慮貫徹之様ニと

官武間ニ周旋いたしなから、撰海乱入之船を領内ニおゐ
て、自僕に往来致させ候てハ、

朝廷幕府へ奉対、言行相違、面目無之次第と存込居候間、
警戒弥以嚴重ニ申付、竟に五度馬関之戦争ニ及び、素よ
りはかゝ敷軍も不出来候得共、

叡慮遵奉、幕議承順之寸志を相遂、是よりして弥以国政

を一新し、武備を全治し、

皇国之御武威を海外へも輝し候様仕度と、日夜苦慮仕居候処、因州浪花一挙のミにて、眼前小倉之如きは、我苦戦之情を傍観し、隣交之情誼不相弁候間、叡慮幕議之貫徹如何成障り有之哉、微力独任にて、一身一家之分を是し候得共、御全国御持堅之目途難立事と考へ、其段及言上、撰西列藩へも使節を馳せ、応援を乞ひ、且其見込をも尋問し、又

朝廷よりも列藩へ無洩御布告相届候様相願候処、恐多も期限不相違、速ニ及掃攘候段、

叡感不斜候旨蒙御沙汰、猶又態々監察使御下向にて、軍勞御慰撫有之、全国感激、死力を尽さんと決心仕候、左候而筑前其外五藩へ応援之御沙汰も降り、追々列藩之厚意を辱し、鹿兒洲英夷との決戦、洲本・明石等之砲発有之候、然処於関東へ和蘭も魯仏其外同様之御所置ニ相成候儀、御主意柄難相分候間、四月廿一日 朝廷より被仰出候趣、水野和泉守より三港奉行へ申達候通ニは不取

行旨申出候由、然処於私は和蘭之儀、他夷同様拒絶可然段既御伺仕居候事ニ御座候、其上於將軍家、

勅意御遵奉之義は、長門守江御直答も有之、拒絶期限とも御達相成候得は、其筋にて幕意聊も勅旨と齟齬仕候義無之筈、且一旦兵端相開候後ニ而、最早穩便難取計段、幕府江申立置候、然処一橋卿よりは閣老并大小之有司同心仕候もの一人も無之との義、関白殿下江書中を以言上有之、其節將軍家御滞坂ニ候処、小田原迄罷下り、

聖旨貫徹候様所置仕候段、言上有之由ニ而、

朝廷より京詰家臣等へ御下問被為在候而、此義一段可然義と、内密御答申上之由、斯迄將軍家御苦心之事ニ候へハ、一橋卿御談合屹と貫徹之驗可有之と考居候処、豈計、於大坂六月十二日、水野和泉守より夷国拒絶之義ニ付、了解難致廉ハ可相伺筈、於横浜談判中、未御手切ニ不相成内、狼に兵端を開、御国辱を取申間敷、弥以御手切之達有之迄は渠より不襲ハ粗忽無之様との義、家臣江も申聞有之候得共、既に 叡感之御旨被仰聞、家来末々まで

勉厲之折柄、

朝旨幕意と齟齬仕候様ニ而は甚不可然儀、且国之栄辱は戦之勝敗には有之間敷、只正氣之盛衰を以、栄辱を分ち可申、猶又拒絶之義ニ而了解難仕廉無之由、相答置候処、又々於江戸今度京師江被仰立候旨も有之、拒絶之義は勅命に候得共、策略は御委任ニ候間、此上弥打払候迄は幕令相待航海船江発砲指扣候様との義、密封にして渡方相成候へとも、

叡慮遵奉にて拒絶期限御受有之候間、即幕意を承順して、掃攘之及沙汰候間、妄動とは不心得、又国力を不顧、義心作興を以要務と考定、追々及建言候事ニ付、幕府之策略迄愚考をハ御採用相成候事と相考、何分只今戦鬪を相止候而は、一藩之動乱不容易段相答候、彼是之応答道路相隔、書中意味難解義も有之たる哉、竟に幕使下向に相成、五月十日夜亜船江発砲并外夷拒絶之義は、談判決定不相成、以前襲来にも無之船江妄発之事、詰問有之候間、拒絶期限五月十日と御請相濟候段、從 朝廷被 仰聞候

間、期限よりハ夷船と見受候ハ、可相払様、及沙汰置候ニ付、十日夜国柄ハ不弁候へとも、夷船と見定及砲撃候、猶又談判候而拒絶之驗不相立、驗不相立は拒絶とは難申、談判は拒絶前ニ有之事と相考、且夷情難計、通行襲来何れにて差別可相立哉、期限よりは必戦と心得居、専ら沙汰筋を守り、及奮戦候事にて妄動とハ不考段、書付にして関東江申越置、其後は為何義も不申来候へとも、將軍家之御忠誠佐之以一橋卿之賢明

勅意遵奉之上、拒絶期限を書付にまでして、言上有之、且御上洛中拒絶之応接振從 朝廷御尋有之候節、一時和親交易取結候得共、元来不經奏聞開港之事故、闔国人心不居合之廉可申渡と之答書有之事ニも候得は、談判にて拒絶期限延引ニおよひ候共、幾月と決定致兼候儀は無之筈、其節中川官御建白ニも掃攘之儀遅々いたし候より、国内一致之場ニ至らず、既に及接戦候得共、列藩拱手傍觀致し居候次第、不堪切齒云々、猶又攘夷先鋒被蒙仰度、御懇願も有之候而、畢竟午

年二も

聖察被為在候通有司之不取計ニ出る事かと考居、闔藩無
疑を抱き憤満^(懣カ)之余り如何様之義出来も難計と、鎮静方苦
心大形ならず候処、遂ニ夜中何者とも不知幕使旅館江令
浪藉候様之儀も有之、右様

叡慮遵奉幕議決定之上、猶も不徹底之儀有之候は、如何
成故ニ而候哉、奉対

天朝申上は恐多候得共、

叡慮弥以御決定卓然たる御実行、天下感動仕候程之

宸断被為在之外、御所置も有御座間敷と奉愚考、兼而奉

伺居候

御親征之 思召、此時

宸断被為在度御事と、石清水迄行幸、暫於彼地御軍議攘

夷之御驅引被遊候様ニと、家臣を関白殿下江差出、内蜜

建白仕らせ候処、

宸断意表ニ被為出、大和 行幸神武陵并春日社等 御拜

暫御軍議、伊勢 神廟

御拜可被遊と之御旨被 仰出、誠以驚き感奮仕、自国攘

夷も掛念ニは候へとも、父子間申合供奉申上度理装罷在

候処、八月十八日何事とも不知、俄ニ堺町御門へ干戈を

持野戦炮を列し、多人数出張有之候間、警衛差出置候家

臣等兼而申付を守り、覚語^(悟)も極め居候得共、

九重近き御場所柄、奉憚

朝威、武備嚴重ニ仕居候内、御門御堅御免有之、

勅使を以攘夷御倚頼之

勅命をも被 仰聞候付、京詰人数国元引帰之後上京御指

留、家臣九門内之立入御禁止、且家臣共不束之取計有之

候間、取調候様との御沙汰ニ候へとも、憚

朝威忍勇憤候故而已申出、兼而申付候処、遵攘^(マ)之大義を

相守り候而取計ニ天咎許申付候ニ難忍、就而是御歎願申

上候通御座候、此余

宸疑難被為霧趣も被為在候へ、乍恐父子間

玉座近ク被 召出、前段之始末委細言上仕度、其上ニ而

猶も

叡慮ニ不相叶、幕意ニも違ひ候事ニ候得は、如何様之御
譴責を蒙り候共、聊遺恨無之と決心仕、猶八月廿五日御
出府を以勤

王之諸藩不待幕府之示命、速ニ可有攘夷之由、

叡慮被 仰下候間、闔国之士民弥以攘夷之布令嚴重ニ申
付候、

冊子原寸 縦二八・八種 横二〇・七種 一三枚

八四二 久光公ヨリ近衛忠房卿へ

齊彬公贈官位ノ謝状草案三通

近衛卿ノ和歌写入

八四一ノ一

故黃門齊彬卿か国忠をいとふかく感してよみ侍る

左大将忠房

いさをしをあふけハ高くミゆるかな

秋津島ねの国を照して

従一位忠熈

此国を照すひかりとあふくその
人の誠ハ世々につたへて

文書原寸 縦一七・一種 横一七・五種

八四一ノ二

(備後朱書)
「突亥」

良節^(藤光)下向仕候ニ付、御返書被成下難有謹而拜見仕候、先

以炎暑之砌御座候処、益御機嫌能被遊御座恐悦御儀奉存

候、然ハ愚意不差置犯忌諱申上候処、何も御尤ニ被 思

召、 中川宮様江之御伝覽被為在候段被仰下、恐入難有

奉承知候、且貞姫上京之儀、不快ニ付御猶予奉願候処、

御許容被成下、是又難有奉存候、最早追々快方ニ御座候

間、秋仲発足相整可申と相考申候、拟故薩摩守贈官位蒙^(齊彬)

勅許候ニ付、御詠被成下、永々家宝と可罷成、別而難有

仕合奉存候、就而此品龜薄之至御座候得共、御礼申上候

驗迄奉備 尊覽候、御笑留被成下候得は、難有奉存候、

先ハ右御請御礼旁申上度、如此御座候、

二白、修理大夫江も御伝声被 仰下、則申聞候処難
 有奉承知候、且兩人江御菓子箱箱頂戴被仰付難有奉
 拜受候、御礼奉上候、誠以当今天下之形勢何共難
 申上次第御座候、醜夷掃攘之期限も遅延と相成候哉、
 今以何共不致承知、大樹公御請ニ而諸藩江布告有之
 候上、右次第御座候而は、決而不相濟義と、只々歎
 息仕罷居申候、無益之事迄ニ御座候得共、か様相成
 候事御座候ハ、愚魯因循之説、却而的当仕候欤と
 一笑仕候義ニ御座候、毎度乱書御海容被成下度乍恐
 奉願候、以上、

八四一ノ三

去十二日之 尊書、廿二日相達、難有謹而奉拜見候、先
 以炎暑之御御座候処、益御機嫌能被遊御座候、
 如尊命天下之形勢日々相変、此末之処被遊御心痛候由、
 御尤之義と奉存候、醜夷征討之期限も遅延相成候哉、今
 以何共不致承知、大樹公御請ニ而諸藩江布告相成候上、

右次第御座候而は、決而不相濟義と、只々歎息仕候外無
 御座候、無益之贅言ニ御座候得共、簡様罷成事御座候ハ
 、至愚因循之説却而的当仕候欤と、一笑仕罷居申候、
 扱良節下向仕候付、御詠被成下、永々之家宝と罷成、別
 而難有仕合奉存候、且古刀之内九寸三分位之御短刀御好
 之段被仰下難有奉承知候、家藏之内取調、無銘行平寸分
 相当仕候ニ付進上仕候、若 思召ニ不被為叶御事御座候
 ハ、別ニ取調差上可申と奉存候ニ付、無御遠慮承知仕
 度奉願候、貞姫上京之義も、不快ニ付秋迄之御猶予奉願
 候処、御聞濟被成下難有奉存候、追々快方罷成候ニ付、
 秋中ニは無相違発足相整可申と相考申候、尚家臣奈良原
 幸五郎上京為仕候ニ付、委曲御聞取被成下度幸願上候、
 難有奉存候、先は右御請御礼旁申上度

二白、修理大夫江も蒙御意難有奉存候、且貞姫へも
 御内々結構之御菓子被成下、則申聞候処、別而難有
 奉存候、御礼申上越候様承り申候、毎度乱書偏ニ御

有恕之程奉希上候、以上、

八四一ノ四

去ル十二日之尊書、廿二日相達、雖有謹而拜見仕候、先以炎暑之御御座候得共、益御機嫌能為遊御座、恐悅御儀奉存上候、然ハ御書面之御趣意、幾重ニも恐入難有奉承知候、尚良節(藤井)・助左衛門(松方)よりも委細致承知、其御地之形勢日々相變、殊ニ生麦一条ニ付償金之義、且醜夷掃攘之期限等も遅延相成候模様之由、只々驚歎仕外御座候、無益之贅言ニ御座候得共、如斯形勢相成事御座候ハ、去秋至愚因循之說的当仕候欤と、一笑仕罷居申候、尚兩人江被 仰聞候御趣意之程奉承知候、深く勘考仕、追而奉申上候様可仕候、良節義も早速上京申付候筈御座候得共、少々要用之義御座候間、此節は爰許之事情言上為可仕、家臣奈良原幸五郎上京可仕候ニ付、乍恐委曲御聞取被成下度、伏而奉願上候、且又結構之御鑑・直垂一領ツ、修理大夫・私江拜領被仰付、誠以恐入難有仕合奉存候、若

天朝御危急之御事被為在候節は着用仕、奉報御厚恩度奉存候、

勅書御写御請書迄拜見被仰付、誠実以恐入奉拜読候、

朝廷之御模様何共驚歎之至ニ不奉堪、後來之機會ヲ奉待外無御座、痛恨仕次第御座候、扱は此品々誠以龜薄之至御座候得共、御礼申上候驗迄奉備尊覽候、御笑留被成下候得は本懷之義と奉存候、先は右御請御礼旁——

文書原寸 縦一七・一 横一三七・四 種

八三 御内用金本払

(表紙)
一文久三亥年中

御内用金本払」

本

一金七万千弍百弍兩弍歩

右大坂御借入金并判金御繰登雜金引替御下金等、

一金六万七千弍拾壹兩弍歩、

右判金繰替御宝藏御格護之内、

右二丸より御預金、

一金三万六千貳百貳拾五兩壹步貳朱、

一金六百兩、

一錢三千六百貫文、

右鑄物方より差出、

貳口合金三万六千六百貳拾五兩壹步貳朱、

一金五千貳百六拾八兩三朱、

右富家之武士并町人等御借上金、

一錢三万八百貫文、

一金七千三百九拾貳兩三步貳朱、

貳口合金八千七百五拾七兩壹朱ト百貳拾四文、

一半朱貳拾八枚、

右諸向藏方引替御心付向被下用御米代、

一錢貳百九拾六貫百六拾六文、

一金千兩、

三口合金七千四百貳拾八兩三步ト四百七拾八文、

右前条御心付被下金不足ニ付琉球産物方御在金取替

右御普請向其外御本手等出入預を以被相渡置、払残

一金千百九拾貳兩、

金錢返上、

右帖佐与方納合於長崎御払之白蠟代、

一金貳千百七拾三兩壹步貳朱、

一半朱百九拾八万四千枚、

一半朱壹万四千四百四枚、

一錢百四拾七万五千五百四拾四貫五百文、

一錢九千四百九拾七貫貳百三文、

貳口合金貳拾三万五千八百拾七兩壹朱ト五百文、

三口合金三千五百八拾九兩貳步ト七百三文、

右鑄物方御製造ニ而金藏納、

右船持其外拜借返上、

一金三千百九拾六兩壹朱、

一金六千九百貳拾兩壹步、

一錢五貫貳百七拾七文、

式口合金三千百九拾六兩貳步三朱ト貳百七拾七文、

右日州御手山產物御売立代、

一金八拾七兩壹朱、

一錢拾壹萬九千七百壹貫七百六拾壹文、

式口合金壹萬三千三百八拾七兩壹步貳朱ト貳百拾壹

文、

右他國米売立代并汐濡米入札払代等、

一錢拾三萬五千五百拾八貫百四拾貳文、

右諸筆方屯錢、

一錢六萬貳千九百五貫八百四拾八文、

右預札引替、

一金四拾三兩三分壹朱、

一錢貳萬六千六百七拾七貫六百八拾三文、

式口合金貳千九百五拾三兩貳步壹朱ト三百七拾壹文

右諸人繰綿并反物申請其外入札払品代等、

一金七百兩、

右菜種子御買入本手在金、

一金七百八拾兩、

一錢四萬五千八百七拾貳貫四拾四文、

式口金五千八百七拾六兩三步貳朱ト百六拾八文、

右兩替入、

一錢壹萬八千貳百貫文、

右大坂より御内用方御下金為替上納、

一金五百兩、

右琉球產物方砂糖七拾五万斤株余勢銀御内事方江入

付分之内、

一金三拾五兩、

右硫黃島出產硫黃支配御札銀、

一錢四千五百貫文、

右蒸氣船生產方より入付錢、

一金八百六兩壹步三朱、

一錢貳千七百九拾七貫四百拾四文、

式口合金千百拾七兩壹步三朱ト三百拾四文、

右窮士御取救方御宛行金、寺社方其外より諸人御貸

付利金、

一 錢壹万千貳百拾壹貫六百八拾三文、

右御物方より御入付、

一金貳千八百拾五兩壹步、

一 錢四百五拾貳貫七百四拾八文、

貳口合金貳千八百六拾五兩貳步ト五百文、

右沖永良部島砂糖御払代御余勢銀之内、

一金三拾兩、

一 錢三拾貫文、

貳口合金三拾三兩三歩、

右窮士御救方御差分高所務米御払代之内、

合金貳拾万七千九百八拾九兩貳步三朱、

合半朱百九拾九万五千四百三拾貳枚、

金ニシテ六万貳千三百五拾七兩壹步、

合錢百九拾四万三千百拾貫四百八拾九文、

内七拾五万九千三百三拾壹貫五百六拾三文、

金ニシテ九万四千八百九拾壹兩壹步三朱ト錢六拾

三文、

但兩ニ付八貫文替、

百拾八万三千九百七拾八貫九百貳拾六文、

金ニシテ拾三万五千五百五拾三兩三朱ト錢貳百三拾

八文、

但兩ニ付九貫文替、

四口合金四拾九万六千七百九拾壹兩貳步壹朱と錢三百五

文、

払

一金四千六百五拾四兩壹步三朱、

一半朱六千六百九拾三枚、

一 錢七千三拾貫三百八拾文、

三口合金五千六百四拾四兩貳步三朱ト五百三拾八文

右御用部屋御内用上、

一金千貳百四拾壹兩貳步、

一 錢千三百九拾壹貫八百七拾文、

二口合金千三百九拾六兩貳朱ト貳百四拾六文、

右二丸御用部屋右同、

一金三万六千六百六拾壹兩貳步貳朱、

一錢三千四百四貫六百三拾六文、

二口合金三万三千三拾九兩三步貳朱ト三百八拾四文、

右は亥春

中將様御下向并同秋

御上京方御入目、守衛人数上京仕廻料被下等、

一金千九百兩

右御家老座御内用上、

一金四拾兩、

右御軍役方御家老座右同、

一金五千六百四拾五兩壹步三朱、

一半朱貳拾貳万五千五百四拾四枚、

一錢拾六万三千六百貳拾貳千七百八拾六文、

三口合金三万八百七拾三兩三步ト貳百貳拾六文、

右集成館御本手、

一金貳千貳百四拾壹兩壹朱、

一半朱三万六千七百九拾壹枚、

一錢九万八千五百八拾五貫五百八拾九文、

三口合金壹万四千三百四拾四兩貳步三朱ト四百三拾

五文、

右^{論之}疏藥方御本手并硝石御買入代等、

一金壹万八千貳百拾七兩壹步貳朱、

一半朱八千枚、

一錢壹万五千貳拾貳貫八百貳拾三文、

三口合金貳万百四拾七兩貳步三朱ト拾壹文、

右蒸氣船御買入手付金并同御船之諸雜用、

一金百三拾五兩三步貳朱、

一半朱四万三千九百貳拾四枚、

一錢八万貳千八百六拾三貫八百四拾壹文、

三口合金壹万七百拾五兩貳步壹朱ト貳百七拾七文、

右諸所御台場御造立等御本手、

一半朱四万七千三百九拾五枚、

一 錢九万九千百貳拾五貫九百貳拾八文、

二 口合金壹万貳千四百九拾五兩七百七拾文、

右神瀬・燃崎御台場右同、

一金三百五拾兩、

一半朱四千八百枚、

一 錢八千七拾貫文、

三口合金千三百九拾六兩貳步貳朱ト三百七拾貳文、

右甲冑製作所御本手、於御当地御払相成候分ニ候、

右外ニ京・江戸等より糸類御買下相成候御代払も年々過分有之賦、

一金三万八千六百四拾六兩貳朱、

一半朱貳拾三万貳千三百六拾八枚、

一 錢貳拾八万七百九拾三貫四百五拾八文、

三口合金七万七千六百六兩三步貳朱ト貳百拾文、

右鑄物方御造立料并御本手ニ御座候、外ニ於大阪銅

地金其外御買入品御払之株茂有之、長崎ニ而も西洋

錫鉛御買入相成、且浜崎太平洋西洋錫買入差出右株

一 錢六百七拾三兩壹步貳朱、

一金五百七拾三兩壹步貳朱、

ハ、また三万兩余御払不相濟、時々御金繰次第御払

之賦ニ御座候、尤鑄物方本払総之儀ハ掛御徒目付よ

り取仕立差出賦御座候間、其節差上候様可仕候、

一金四百七拾三兩壹步貳朱、

一 錢六千七百七拾貳貫貳拾六文、

二 口合金千五百九拾九兩貳朱ト貳百七拾四文、

右御軍役御手当、船御造立并御買入代、

一金百五拾六兩壹步三朱、

一 錢七百九拾四貫九百貳拾六文、

二 口合金貳百四拾四兩三步ト百拾四文、

右御軍役方、御用御布屋并御幕陣太鼓輪金調代等、

一金五拾兩、

一半朱五万九千八枚、

一 錢壹万貳千三百貳拾貫文、

三口合金三千貳百六拾貳兩三步貳朱ト百貳拾四文、

右百目筒十匁筒張調方御本手、

一金五拾兩、

一 錢七千五百三拾貫文、

二 口合金八百八拾六兩貳步貳朱ト三百七拾貳文、

右 甲突川尻より谷山和田浦迄乱杭打方御本手、

一 金百兩、

一 錢四万三千百貫文、

二 口合金四千八百八拾八兩三步貳朱ト百貳拾四文、

右 国府新城御仮屋御造立御本手、

一 金拾貳兩壹步、

一 錢壹万七千五百五拾壹貫百七拾四文、

二 口合金千九百拾七兩三步貳朱ト五百五拾文、

右 淨光明寺

御 影殿御造立御本手、

一 半朱九千三百拾五枚、

一 錢五千三百貳貫貳百四拾六文、

二 口合金八百八拾兩三朱ト四百四文、

右 淨光明寺・興国寺・不断光院・般若院御仮殿御造

立御本手、

一 金壹步、

一 錢貳万五千五百六拾七貫六百八拾八文、

二 口合金貳千八百四拾壹兩壹朱ト三百七拾六文、

右 南泉院御取添地

御 社御造立御本手、

一 金千九百拾六兩三步、

一 半朱貳万五千九拾壹枚、

一 錢壹万貳千八百貫七百五拾四文、

三 口合金四千百貳拾三兩貳朱ト錢貳百貳拾四文、

右 御織物方白糸并西洋布紐御買入代、

一 金五百五拾三兩三步壹朱、

一 半朱四千六拾八枚、

一 錢七千五百五拾壹貫七拾八文、

三 口合金千五百拾九兩三步三朱ト七拾八文、

右 御種子人參御植付方御本手、

一 金九百兩、

一 錢壹万五千六百貫文、

二口合金貳千六百三拾三兩壹步壹朱ト百八拾四文、

右

御手許計數根油澄方御本手、

一錢四千八百貫文、

金ニして五百三拾三兩壹步壹朱ト百八拾四文、

右真幸道普請御本手、

一半朱九千六百枚、

一錢壹万八千九百貫文、

二口合金貳千四百兩、

右真幸江引移酒屋拝借、

一錢壹万七千七百貫文、

金ニして千三百兩、

右重富屋敷拝借、

一金千九百九拾兩貳步、

一半朱拾壹万五千三百貳拾貳枚、

一錢貳万八千六百拾八貫百八拾四文、

三口合金八千七百七拾四兩三朱ト三百拾貳文、

右船持共船仕出料其外万拝借、

一金千貳百九拾七兩三歩壹朱、

一錢壹万四千六百七貫九百八拾壹文、

二口合金貳千九百貳拾兩三歩貳朱ト四百貳拾壹文、

右自他国旅仕廻料并御内々被下等、

一金八百八拾四兩壹朱、

一錢五百貳拾九文、

二口合金八百八拾四兩壹朱ト五百貳拾九文、

右日州御手山御本手柞灰御買上代、

一錢三万千百三拾貫文、

金ニして三千四百五拾八兩三歩貳朱ト百貳拾四文、

右内場御藏之御米積船買入方拝借、

一金六拾五兩貳步壹朱、

一錢三百三拾四貫六百八拾四文、

二口合金百貳兩三歩、

右石河確太郎其外月々被成下御賄料、

一金貳百九拾壹兩壹朱、

一錢六拾八貫三百八拾四文、

二口合金貳百九拾八兩貳步貳朱ト三百貳拾四文、

右諸御用地御買入代、

一金三百貳拾兩、

右串木野浜浦并下甕島御取救被下、

一金百七兩、

一半朱壹萬六千枚、

一錢貳千五拾三貫四百七拾貳文、

三口合金八百三拾五兩貳朱ト三百四拾八文、

右諸所銅山御本手、

一金百七拾四兩壹步三朱、

一半朱貳萬五百拾三枚、

一錢壹萬四千八百九拾壹貫八百四拾壹文、

三口合金貳萬四百七拾兩壹朱ト四百九拾五文、

右諸所御普請御本手、

一金六拾六兩壹步、

一錢貳貫七百六拾九文、

二口合金六拾六兩貳步ト五百貳拾貳文、

右諸所諸木火除夫賃錢、

一金貳百拾三兩三步三朱、

一錢四千六百三拾六貫八百貳拾三文、

二口合金七百貳拾九兩貳朱ト百三拾五文、

右諸品御買入代、

一金百四拾六兩三步、

一錢壹貫四百四拾七文、

二口合金百四拾六兩三步貳朱ト三百貳拾三文、

右常平倉御困糶摺方諸雜用、

一錢貳萬九千貳百五拾貫文、

金ニして三千貳百五拾兩、

右屋久島御手山御本手、

一金三萬三千兩、

一半朱三萬六千貳百七拾枚、

一錢千三百七拾四貫九百四拾八文、

三口合金三萬四千貳百八拾六兩三朱ト貳百文、

右他国米并船持運賃米御買入代、

一金四百三拾八兩、

一半朱七千百拾壹枚、

一錢九千三百六拾七貫百八拾七文、

三口合金千七百兩三步三朱ト七百貳拾壹文、

右材木御取下料并同御買入代、

一金壹万兩、

一錢三万七千六百五拾貫文、

二口合金壹万四千八百八拾三兩壹步朱ト百八拾四文

右余計茶御買入代、

一金千兩、

一錢貳万四千貫文、

二口合金三千六百六拾六兩貳步朱ト三百七拾貳文

右於長崎鉛御買入代、

一金貳千兩、

一錢貳万七千貫文、

二口合金五千兩、

右於長崎

御手許御用錫御買入代、

一金六百七拾五兩壹步、

一錢貳貫七百四拾八文、

二口合金六百七拾五兩貳步ト五百文、

右御三役方駕籠代被下、

一金千兩、

右江戸詰等之見聞役江御心付被下、

一金八千八百七拾兩、

右諸向書役小役人等御心付被下、

一金四百拾壹兩貳步、

一錢六千八百拾貫文、

二口合金千六百六拾八兩貳步朱ト三百七拾貳文、

右英國船侵入之砌万貳、

一金千兩、

一錢三万六千貫文、

二口合金五千兩、

右琉球船焼失ニ付被下、

一 錢四万九千九拾五貫文、

金ニして五千四百五拾五兩、

右兵火類焼人数江被下、

一 錢壹万八千貫文、

金ニして貳千兩、

右蒸氣船浮揚方御入目料、

一 金千三百八兩壹步、

一半朱五万三千八百七拾九枚、

一 錢七百貳拾壹貫五百三拾八文、

三口合金三千七拾貳兩壹朱ト六百九拾三文、

右琉球在番奉行其外琉球詰役御心付被下、

一 錢貳千七百拾六貫文、

金ニして三百壹兩三歩ト貳百四拾八文、

右筑前様江被進硫黄御買入代、

一 金千兩、

一 錢貳万七千貫文、

二口合金四千兩、

右大和交易方御本手、

一半朱壹万九千貳百枚、

一 錢壹万八千九百貫文、

二口合金貳千七百兩、

右製練所御本手、

一 金五兩三歩、

一 錢八百貳拾四貫六百九拾貳文、

二口合金九拾七兩壹步朱ト六拾八文、

右御試生蠟絞器械出来代并肥前蠟師江被下、

一 金六百九拾兩、

一 錢貳万八千九拾貫三百四拾八文、

二口合金三千百貳拾貳兩壹步ト百文、

右保字小判繰替代、

一 金八千四百四拾九兩壹步朱、

一 錢壹万九千九百八拾七貫百文、

二口合金壹万六百七拾兩貳朱ト錢三百四拾八文、

右

貞君様御上京方、

一半朱三千式百枚、

一錢九百貫文、

二口合金貳百兩、

右山ヶ野金山御手山御本手、

一錢六千八百貫文、

金ニして七百五拾五兩貳歩ト五百文、

右谷山錫山御本手、

一錢四千五百貫文、

金ニして五百兩、

右出水庄瀉御築立方御本手、

一錢貳万七千貫文、

金ニして三千兩、

右鱒網方江御取替、

一錢五千七百八拾七貫文、

金ニして六百四拾三兩、

右御小納戸方御反物代、

一金五万五百式拾兩、

一半朱六万四千枚、

一錢拾九万八千貫文、

三口合金七万四千五百式拾兩、

右芸州様御拝借并御交易方、

一半朱壹万貳千八百枚、

金ニして四百兩、

右運送船御造立料、

一錢貳千四百七拾貳貫九百式拾四文、

金ニして貳百七拾四兩三歩ト百七拾貳文、

右椋炭焼方御本手、

一半朱貳万四千枚、

一錢貳万七千貫文、

二口合金三千七百五拾兩、

右大坂為替払、

一錢千三百五拾貫文、

金ニして百五拾兩、

右種子島ニ而鍛冶炭焼方御本手、

一錢三万五千九百拾貫六百貳拾四文、

金ニして三千九百九拾兩壹朱ト六拾文、

右諸郷楮蒸剝代、

一錢壹万三百八拾四貫四百四拾三文、

金ニして千百五拾三兩三步壹朱ト百三拾七文、

右水雷火出来代、

一錢三百貫文、

金ニして三拾三兩壹步壹朱ト錢百八拾四文、

右棒火矢方御本手、

一錢百拾六貫五百四文、

金ニして拾貳兩三步三朱ト錢六拾文、

右越通船御修甫料、

一錢百六拾貫文、

金ニして拾七兩三步ト錢貳百四拾八文、

右稻吉丸運賃、

一錢貳百四拾九貫八百四拾貳文、

金ニして貳拾七兩三分ト錢九拾文、

右雜払、

一金貳千九百九拾兩、

一半朱九千三百四拾三枚、

一錢五千三貫七百三拾九文、

三口合金三千八百三拾七兩三分貳朱ト錢五百八拾壹

文、

右諸向御修甫其外出入預払、

合金貳拾三万六千八百六拾壹兩三分壹朱、

合半朱百九万四千貳百三拾五枚、

金ニして三万四千九拾四兩三步壹朱ト錢貳百七拾

八文、

合金百七拾万貳千七百七拾貫三拾八文、

内錢三拾貳万五千六百六拾貳貫九百四拾五文、

金ニして四万六百四拾五兩壹步壹朱ト錢四百四拾五

文、

但兩ニ付八貫文替、

錢百三拾七万七千七貫八拾九文、

金ニして拾五万三千兩三步ト錢三百四拾壹文、

但兩ニ付九貫文替、

四口合金四拾六万四千七百貳兩貳步三朱ト錢壹貫六

拾八文、

外ニ

一金三千兩、

右進物藏御入付、

一金貳千八百兩、

右御物方御入付、

一金六百兩、

一錢貳千四百三拾九貫六百文、

金ニして貳百七拾壹兩ト六百文、

右兩替払、

一錢四千貫文、

金ニして四百四拾四兩壹步三朱ト六拾文、

右御厩藏御入付、

一金壹万三千百兩、

右去亥秋就

御上京御供方并守衛人数御賄料為御払用模合方御入

付、

一金千兩、

右御同断ニ付諸御払用として御物方御入付、

外書

合金貳万五百兩

合錢六千四百三拾九貫六百文、

金ニして八百四兩三步三朱ト錢百文、

但兩ニ付八貫文替、

二口合金貳万三千三百四兩三步三朱ト錢百文、

本行外書

合金四拾八万六千七百貳步貳朱ト錢壹貫百六拾八文、

差引

金壹万七百八拾三兩三步壹朱ト錢三拾三文、

但金銭差交、当正月相残り候賦、

右外ニ

一 雑金ニして拾万兩位、

右蒸気器械并積船共御買入用長崎御商法本手ニ大坂

江小判を以御繰登、

一金拾万百弍拾五兩位、

右堀勘兵衛才領ニ而及兩度長崎江小判を以御統相成

候、

一同九万兩、

右伊地知源左衛門才領ニ而長崎江御統相成候、

右三口之儀は

御宝蔵より直様御払出相成、御買物方蔵本立等ニ不相

成株、尤雑金繰替として大坂江被差登候小判払は此外

ニ御座候、

惣御払高

一金七拾七万六千百三拾弍兩三歩位、

右は去亥正月より十二月迄御内用方取扱金銭差引仕候

処大略右之通御座候、

冊子原守 縦二八・三糶 横二〇・八糶 二九枚

長藩ノ陰謀十ヶ条 大和騒動 中川宮罪

状等

〔表紙、朱〕
一 或人ノ隨草記

癸亥之年

九月廿三日祇遠町張札写

八月十八日御所騒動由来

一 先達而三条実美等之国事掛り之所置ニ而、近畿悉ク

朝廷之御領ニ被成度旨、一条関東江伺出ニ相成、然ル処

ニ近畿若左様ニ相成候へ、近国之諸大名へ何所へ片付

候哉、右様之無体之難題を被成候而は、甚深き悪謀有之

事ニ候、此ヶ条則此度大和 行幸企起したる主念ニ而、

其子細ハ此度大和 行幸ニ事寄せ、都合宜敷候は近畿之

城を打取、是を 天子之御領分と致、夫より近国之諸侯

を打従へ、鳳輦を函嶺ニ向幕府を攻伐すへし、若都合
 悪敷ハ直様 御所を始メ洛中洛外を焼払ひ、天子再び
 還幸之思召被為絶、致ケ様ニ其候 天子を長州へ盗ミ去
 ル之悪計ニ候、然ル処所余り先日より 天子ニ迫り、遮
 而和州 行幸之儀を言上ニ及候段、如何ニ思召、夫より
 天子其隠謀之旨 御聞付被為遊、依之会津侯江俄ニ調練
 被仰出、京都江致幅湊たる狼藉者を取鎮られ候哉否之為、
 会藩之義勇御試之為、 叡覧ニ候、其時より早既ニ十八
 日之所置ニ至り可申事、御先見之 叡旨被為在候得は、
 十八日之事起り候事ハ全ク 主上之御聖明より鑑定被為
 在中川王及会津侯へも長州之事を讒訴致たるニ而ハ無之
(嗣彦親王)
 隠したるより顕るゝハなしと、古人も申置たる通り、多
 人数相集り而、天下を覆ス程之隠謀いたし候事なれハ、
 洩レ易きハ勿論ニ而道理也、依而ハ悪計ニ無間違事証拠
 を引而慥成事世上ニ知らせるハ、六月朔日纔一艘之イキ
 リス船萩之軍艦二艘碎かれ、同五日ニ長府之城半碎カレ
 台場悉く碎カレ、長府・萩双方死人七八百人余りニ而、

萩之家中ハ下ノ関迄カチャ／＼振ひ致、皆逃却支度計を
 見て、町人百姓迄カ武士と申者ハあの様ニ弱ひ役ニ立ぬ
 ものかと、皆々歯ガミをなし候由、夫も六月五日已後ニ
 ハ異国船参り候而茂、此方より手差を不致様と国中ニ触
 達しニ相成、纔一艘之異国船さへもこり／＼致候、まし
 て況哉五ヶ国之異人を敵ニいたし、数百艘之軍艦来り候
 ハ、逆茂此候之不要害ニ而ハ、攘夷ハ出来ぬと申事ハ、
 飽迄被致承知、此度世之御代りもなき 天子御親征之儀
 を申立候儀は、三才之童子ニ考させても、隠謀有事と思
 わるゝ外有間敷、爰等が隠謀之眼之付処ニ御座候、
 二ツニハ、行幸被遊許を御相手ニ軍儀を被為聞食候哉、
 若 春日明神と申事なれハ、古より名高き軍將も数多候
 得共、未タ神より挨りし軍議戦策有之と申事ハ、曾而承わ
 らぬ事ニ候、然ルニ今度大和之国へ軍議を被為聞召候、
 行幸御勸メ申上候義、是隠謀ニあらすして何そや、
 三ツニハ、御所之参内差止之御騒きハ十八日ニ始り候
 所ハ、大和五条焼払ひ、代官打取之浪人共乱妨ハ余所人

ニ而ハ無之、則長州へ逃去りし中山侍從(忠光)大将ニ而、其余

長州ニ而被抱たる藤本鉄石・松本謙三郎例之長藩人也、

長藩付之浪人ニ候得は、此乱妨ハ大和 行幸之 鳳輦御

待受之為、三条実美・増田弾正・牧和泉例之奸賊申合た

る隠謀之事なれハ、譬へ三才之童子タリトモ否とハ被申

間敷事ニ候、

四ツニハ、八月廿六日 天朝江諸侯被為召、当春以来

叙慮倫言と申沙汰之儀ハ、悉ク真偽不分明ニ而、去ル十

八日已後之事ハ、全ク 朕カ存意ニ候間、心得違無之様

ニとの御書取 御宸翰之仮拜見被 仰付候得ハ、当春以

来屢 叙慮御沙汰、猶又当大和 行幸被 仰出候は、隠

謀ニ紛無御座候、

五ツニハ、勤 王家ニ巨魁ト被申たる長州人、今度堺町

御門御用被免候とて、即日引退可申訴ハ無之筈之処、即

刻去退ニハ能々天下ニ申訴なく、胸ニ暗かり有かしの事

と奉存候、

六ツニハ、十八日より三条実美大和五条さして可參答之

事、彼之大和乱妨之浪人共、隠謀ニ手筈を合せたる事、

七ツニハ、錦小路西国へ勅使と称し而可參事ハ、長州よ

り 天子を盜可去待受之手筈之隠謀之事、

九ツニハ、(八ツニハ脱カ)致交易たる町人を布彦より壹万五千両、丁吟

より一万両、其余身代ニ応シ而頭代金申付、丁吟よりハ

十八日ニ右金子受取、長州へ持歸り候、此一ヶ条ニ而長

州之乱妨ハ私欲ニ而、下を憐れむニ不非事可智候、

十二ハ、昨年より長州来れハ、残忍ニ人を殺し、放火致

長州去レハ忽治ル、此を以長州之奸賊ニ而正義ニ不非事

を可知、此外数々之証抛茂候得共、先大略是ニ而差殘隠

謀と申事明白ニ御座候、右は三条実美と關東八百万石を

涎望いたし、国政致復古度存念より事起り、其処より長

人増田・久坂、(支瑞)久留米之牧和泉、例之天魔が付込ける長

州宰相殿を奪讓せしめんと致せし謀叛より長州宰相殿茂

天逆之罪ニ陥らしめたる事ニ候、依而仰冀くハ長藩真之

正義之人右様之逆賊を打取、王朝幕府へ速ニ御託可申

上候、此假ニ而は 朝敵・幕敵・諸藩敵・洋敵と相成、

世界中ニ憎を蒙り可申之外無之候、御考合ニテ候、

亥九月

文久三年亥八月、和州宇智郡(肥)一揆之次第、

抑大和国ハ四方海ナクシテ、尔モ神武天皇以来代々ノ天皇此国ニ都シコト、既ニ三十六都也、往昔ヨリ今ニ至テ此国ニ限り国界ニ関所ナク、諸人往還自由ニシテ、余国ニ競フヘカラス、誠ニ日本中央ノ上国也、國中ノ名所旧跡数フルニ違アラス、然ルニ今文久三亥八月十七日中興ノ大変起リ騒動容易ナラサルコト難尽筆紙ト雖トモ、其大略ヲコ、ニ記ス、和州宇智郡五条村ハ、江戸より御代官ヲスヘラレ、南大和凡十万石之支配也、近年五条ノ土地一方ノ御城下ニオトラサル繁昌也、然ルニ当十七日ノ夜、何方ノ浪人共知レス集リ来リ、御代官所ノ陣屋ヘ俄ニ大筒鉄炮ヲ打込、放火乱妨ニ及ヒ、終ニ御代官鈴木源内ヲ初、其外諸役人残ラス討取、御陣屋悉ク焼尽シケリ浪士体ノ人数凡四五十人ト相見ヘ候、同所桜井寺ト云淨

土宗ノ寺院ヘ引籠リ、翌十八日同所東ノ入口ニ討取トコロノ首ヲ梟首ニ致シ候、其榜札ニ曰、

五条御代官 鈴木源内 同元締 長谷川泰助 御用人 黒沢儀助

同取次 木村桂次郎 御手代役人 常川庄次郎

此者近来違勅之幕府之逆意ヲ受、専ラ有志之者ヲ押付、朝廷ヲ幕府同様ニ相心得、僅三百年ノ恩儀ヲ申触シ、開關以来ノ天恩ヲ忘シメ、然モ是カ為ニ皇国ヲ恥カシメ、夷狄ノ助トモ成事ヲ不弁、且聚斂ノ筋モ不少、罪科重大ニ候、依之加天誅者也、

亥八月十八日

植村侯江御感状之写

一筆令啓上候、去月廿六日晝、和州五条表ニ屯罷在候浪士千余人、其方城下江押寄、大小炮打懸候ニ付、無余儀及戰爭ニ、雑兵之内討取候首七ツ、生捕五十人、其地江携候品々奪取、其方家来共ニハ、纔ニ鉄炮薄手式人、其

外怪我人等無之由、達

上聞候処、拔群之働畢竟常々武備心懸厚ク、家来共指揮
行届候故之儀と、御感被 思召候、先此段不取敢可相
達旨、依 上意如斯候、恐惶謹言、

亥九月

有馬遠江守道純判

井上河内守正直判

板倉周防守勝靜判

植村駿河守殿(家衛)

浪士共和州天河辺へ引籠、下市村辺江屯致居候、又々城
辺ニ押寄候茂難計候間、加勢之義被申聞候ニ付、伊井掃部(井伊直憲)
頭・織田筑前守・片桐主膳正・織田撰津守為相勢相応之
人数差出し候様相達候間、可被得其意候、

九月廿一日聞合書

藤堂玄蕃様ニハ色々尊御座候ニ付、天川より引歸し和
田村ニ而、○和田村ト申ハ天川郷之内和田村、加名生谷ニモ和
田村郷ト申処ニ御座候、去ル七日取合在所(陣)
固之由、九月十八日藤堂新七郎様坂本之陳所へ子刻出

立、先手兵組之者十津川口ニ入、小殿村にて浪士組兩

方石垣ニ而柵門を建、陳所(陣)構候処、間道へ迫り鉄炮打

掛候故、浪士共逃去候ニ付、柵門焼払石垣打碎(碎)き、鉄

炮百五十挺・兵糧五十石奪取、夫より二里奥上之地ニ

柵籠候処、又々間道へ迫り一戦ニ及候処、早々逃去り

馬四疋・大筒一挺奪取、新七郎様御陳へ御移り、右之

馬ニ而十津川郷へ段々責入候浪士、夫より五里計り奥

へ引籠、此処ハ武蔵村と申所、此処より三手共責寄せ、

初は血戦之由、寄手より高取表へ達しニ相成候、九月

廿二日、

一 九月九日ノ夜天忠組より下市村兵火ニ付、伊井侯より

下市村へ被下金百両、凡四百軒計と申事ニ御座候、小

家之者ハ百五十疋、大家ハ減少と申事、

一 八月廿六日高取表ニ而血戦之節、植村藩へ奪取候鉄炮

五十挺・軍用金八十兩余り、木筒四挺、右品ハ於京都

さたし可申と而、先達而京都へ送りニ成候由、但雑兵

首七ツ、

一 九月廿六日酉刻と申事、吉野川上驚ヶ口村と申処、紀州御領地ニ而、此近辺へハ紀州勢ハ勿論、藤堂勢・彦根勢、九月中旬より固ニ相成候処、廿六日之夜、浪士より先触を以天忠組通行致候ニ付、鉄炮相向候様沙汰ニ付、彦根勢より打立候所、三十人計之軍勢山中へ忒十人余駈立罷越、僅八人計ニ而直様鉄炮打掛候処、早天印立越候処、酉ノ下刻故敵味方難分候ニ付、同士打も有之由ニ而、浪士組之雜兵漸忒人討取、伊井家ニハ重役耆人即死、手負四五人有之、浪士ハ其場を切抜、多武峯を越へ、但シ宇陀より長谷越欵、其道不存候得共、廿七日竹之内峠打越、峠より西へ下り候途中ニ而、植村藩中ニ出逢、浪士より尋候処、高取藩中之由申候得は浪士申候は、先般約定之兵糧未タ不足之所、八月廿六日右催促ニ罷越候処、利不尽ニ打懸り候故、一先引取申候、追而急度沙汰可致由、慥ニ駿河守へ申達置候様嚴重ニ申渡候由、依而一身助ヶ帰し候間、難有存、引取よし申候、○是ハ魚荷物之人より承り候、

一 伊井家之藩中当町内通行ニ相成、則僕向ニ梶ヶ崎と申宮角力取、当時改心いたし、古手綿類致商居候者、時四日新庄村迄籠人足ニ参り、道中ニ而委細相尋候処、右之仁ハ分別も無之有り之俣咄し致候、此人堺之固処より急ニ下部固所へ来り、夫より驚ヶ口へ罷越候由、右切抜候浪士ハ、竹之内より何れへ通候哉、河内柏原宿と申而、国分峠より一里北西ニ当り一寸宿場在之候、摂州平野へ忒里計之所ニ而、右之宿ニ綾吉と申宿ニ而浪士六人中飯被致候内、耆人鉄漿付之人之由、咄し致候、夫より天王寺へ入込、道頓堀より小船ニ而長州屋敷入候由、慥ニ承り申候、

一 去ル廿八九日頃、高野山学寮方三方院之士信之助と申候者ハ、和州加名生谷和田村へ罷越、兵法ニ心懸有之、門人三四十人計有之、此者浪士ニ致組候由噂相聞へ、紀州より捕手ニ向候所、六七人打投られ候故、梯子を以召捕候、齒を拔若山へ送られ候、就右伊井・藤堂勢高野山へ押寄候趣、乍去右御両家并郡山勢共追々軍器

之品差戻り候、如何之儀候哉不得其意候、

一 九月朔日欵二日頃ニ、十津川郷士千葉丸太其外ニ老人
高取へ懸合ニ罷越、当加茂宮別当坊へ一泊之儀、町役
人より申来候所、北口土佐屋喜之助と申宿ニ而、一宿
ニ相成、翌朝高取より杉野何某と申士迎ニ被參、直ニ
高取へ被罷越、夫より藤堂藩へ御渡ニ成、御預之由承
り候、此人五条在今井村藤堂家^(傳)飯陳ニ長々滞留と承り
候、最早武藏村ニハ浪士茂多分無之趣、追々退去ニ而右
同村より前鬼村と申所へ駆抜いたし候、右ハ極山中ニ
而熊野鬼之本へ道筋小山郷へ前鬼より三里計ニ而家僅
五軒在り、俗ニ五鬼と申候、又後鬼ハ謂ル細川村ニ御
座候、右同所より驚ケ口へ拔出候様子ニ御座候、当時
高野山は混雜ニ而、紀州様ニハ如何之思召哉、五条表
へ塩其外魚類等若山より御送りニ成候処、此節ハ一品
茂商売御差留ニ而、吉野川ニ柵出来、筏等まで通路御
差留ニ而、当地山峠之者極難義ニ及候而、氣之毒千万
ニ御座候、

一 昨三日京都触拜見仕候処、中山少将ニ組致候者不便ニ

候間、篤と申諭候様との御触、如何とも不得其意候、

定而三藩之上書より之事欵と察申候、尤昨日迄ニ寄

手追々御引取ニ相成申候、

一 五条御支配之分植村様御預り所ニ相成候趣嚙承り候、

併実説と申事ニ候得共、色々浮説多く、何分遠路之事

巨細ニハ難分候、余ハ後便ニ申上候、

亥九月

以急飛令啓達候、其地方賊徒蜂起之処、其人數斬首生捕
非常之働、神妙之至達

奏聞、関東江茂申上、御賞誉可有之候、猶又励精駿発其
巢窟^(窟)を覆候様可有之候、

亥九月廿九日

松平肥後守

容保



植村駿河守殿

去ル八月自中山侍従申触信偽

勅同人江隨從之段難有、其罪於 朝廷格別厚以 御沙汰
被差免、帰旧郷弥可勵勤候者也、

亥十月

一揆追討之面々斬首生捕、京都町奉行江引渡候様申達
候処、 御所より格別寛優之御沙汰有之候間、十津川
郷士之分へ追而可及沙汰迄、斬首生捕共十津川郷士頭
取之者へ、直ニ引渡可被預置候、已ニ奉行所へ差出し
候は、於同所所置可有之事、

亥十月

一先達而生捕候十津川郷士之面々可応糺問之上、早々差
返シ相成候様、今度大和国江被遣候 御使渡辺相模守
・東辻図書権佐被 仰聞候条、拙者より討手之面々江
相達候様、以 伝奏衆被 仰出候、此段申達候事、但
シ糺問候而事情不分明之人体へ、追而所置可有之事、
十津川郷士之分受取候ニ不及候旨、酒井若狭守ニ相達

候間、別紙之通相心得不洩様可仕事、

亥十月

前文之次第ニ付最早浪士一条、荒々事穩ニ相成候様奉存
候、何分静謐奉祈候、追々申上候得へ差仕候様奉存候、
於当国十日の菊か一向坊主調練仕居候、不得其意候、

渡辺相模守

東辻図書権佐

先触

右和州十津川郷士へ為 御使下向被 仰出、明八日当地
発足候、依而人足百三十人右從伏見駅十津川郷迄滞無之
様、継立可有之候、

両伝奏雑掌

亥十月七日 伏見より十津川迄宿々問屋年寄中

別紙

今度十津川郷士へ鎮靜為巡行之御使渡辺相模守・東辻図
書権佐被差遣、明八日出立之間、其心得可有之候、且依
事ニ右兩人より其藩出張之者へ直相応対ニ及候義茂難計

其段心得可有之事、

亥十月

渡辺相模守・東辻図書権佐、下役人山田権六・中島猪三郎・橋本重三郎・細井栄治郎・山岡林之助・上田孝之助・小畑又四郎・中村亀藏・吉川円次郎・古谷金次郎、

薩州藩三人上下十人、土州藩式人上下十一人、十津川郷士上下十八人押へ四人従士十人手明四人牽馬式足通シ人足六十六人、繼立人足百三十人、

極内々ニ承り候、寄手四家之損亡討死百六十人余、深手三百人、薄手式百人余、天忠組を討取候処、十人と申事ニ候、右は過日越部村ニ而御調ニ相成候由、極内々聞及候、

一御使付之士気佩ニ而取持ニ参り居候、百性途惑^(迷)之由、右入用領分百性ニ可致旨被仰付候故、百性地頭へ断申立候様承り候、高取ニも宿より二分とかにて、御迷惑と申候、最早十津川ニ而浪士老人も無之、大名方ニも

勞して功なき事と申候、当国茂吉野川限南之百性必至之難義ニ而、別して下市天川辻五十町奥広橋村郡山より十七軒焼立られ、郡山を恨ム事甚し、郡山勢悪評を取、賊人士ひ杯と申、下湊村ハ不申及、其近在之者申候ニハ、鶏ハ皆喰へ尽し、さつま芋・ねぎ・喜田芋其外菓物類迄取喰らひ、田畑山林を荒らし候事、全ク軍令不宜故と被存候、人情ニ而我か国之武士ハ誉度候得共、却而他国之伊井・藤堂之御両家を誉候事、後世迄悪名残り候事、残念之至ニ御座候、

十月三日出

從伝奏衆被相達候

過日横浜鎖港取懸之旨言上ニ付、委細被聞食度之間、一橋中納言可有登京様被仰出候得共、猶又大樹ニ茂被尋度思召候ニ付、引続早々上洛有之候様被遊度旨、御沙汰之事、

十月尤過日御沙汰之通一橋中納言ニ茂可有上京事

此度於関東鎖港及談判候旨言上有之候間、攘夷之儀総
而得幕府之指揮、輕拳暴発之輩無之様、諸藩家来末々
迄可被示聞候事、

十月

今度被尋 仰度義有之、大樹上落被 仰出、留守中自
然横浜鎖港談判相弛ミ候而ハ不宜被 聞食候間、可然
者へ被委任、鎖港之成功有之候様被 仰出候事、

十月

於日本神奈川千八百六十三年第五月十三日

我ノ文久三年
三月廿六日新聞紙

一 遠国之人ニ日本新聞を巨細ニ記載セハ、教葉ノ紙教を
可得、然共今近邇ノ人ニ示サン為ニ短章ヲ以此を述ブ、
一 今日本政府至苦ノ中ニアリ、如何となれハ日本人無故
ニ外国人ニ向ひ非道凶悪をなせとも、其政府ニ於テ感
嘆痛哭之無意、不当之所置成故ニ常ニ愁へき之理也、
一 種々之凶悪を生ずる毎ニ只其愁嘆候、一二ノ説を述レ
共、是日本於政府衰感ノ意ナク、暴悪人ヲ見逃シ置、

其実審セサレハ、茲ニ其情実ヲ拳ス、蓋シ此国へ親睦
ヲ結フ各国政府ハ此国民を親切ニ所置せしに、於此政
府ハ之ニ反シ不規則成而已ならず、殊ニ外国人ニ向ひ
種々残酷なる凶悪をなせとも之ヲ忍コト久クス、

一 日本之如き巧智アル政府ニハ万事温和ニ高議スルヲ善
トナシ来レ共、是ハ大ナル過ナリ、我等慮ルニ日本ノ
如き頑固ナル国ハ何国ニも不非へし、

一 此国ニ居留する外国人ハ生命を危急ヲ忘レテ憤激ヲ含
メル事既ニ久敷、日本より敵強ニ敵対スルヲ、種々ノ
事ニ於觀察シ、之ニ因テ其民人之為ニ備防之術をなさ
んとす、蓋シ英国政府於日本其前非を自ラ悔しめんと
欲する事を信実ニ所置ス、

一 六月一週一七日 夥敷海軍を帥て入津し、異国海軍惣督
カ日本之英民を殺害したる故に依而、女王殿下之命を
受、日本政府ニ其価を望事を談するに及也、

一 英国より去月六日我二月十九日 前条之旨を江戸ニ送達し、夫
より廿日之間を決答之為に準許せり、○殆ソト期限ニ

至り英ノ公使官^{人名}コロネルニール、日本政府之使者竹本

丹州來ツテ、定極タル期限ヲ延引スルコトヲ求ム、是

ニ於而又十五日ヲ許セリ、○此時日本人或ハ江戸より

神奈川其地各所へ日本政府より貧賤之者之為ニ、近邑

ニ仮小家ヲ設而之ヲ救ハシメントス、○軍卒ハ其自得

セル所ノ武器ヲ江戸ニ運ヘリ、就中全備セル具足ヲ備

フ、尤是ハ遠國より運輸セント云々、○江戸城下所々

ニ堡墩ヲ設ケテ礮ヲ備ヘシト云ヲ聞ケ共、未タ実否を

詳ニセズ、

一 日本三月十四日より十六七日迄之間ニ、当地之動搖尤

甚敷、各ニ家財ヲ運輸シテ近村ニ退居セリ、從テ市中

一時寥落貿易断絶セリ、或ハ日本人之説ニ、此寥落ハ

久カラズ本ニ復スト言ヘリ、○此等ノ下ニヨリテ、当

日本ヨリ不意ニ侵襲アラシカトモ疑ヒ、暫ク其事ノ実

ヲ探索スルニ、全ク政府之令ヲ受ケ然ル也ト云ヘリ、

○外国人ニ使ハレシ奴僕ハ速ニ其館ヲ退居シ、如何ト

ナレハ其国刑ヲ受ケンカト頻リニ疑惑ヲナシ、彼等其

備錢ノ残りヲ求メテ去ントス、○其頃又日本ヨリ日延

ヲ請ハレシニ依而、英モ又許諾セリ、則來ル日來ル四

月五日ヲ以期限トス、○英國ノ政府ヨリ目的トシテ、

商議ヲ為セル日本大君ハ京師ニ赴ク途中ニ在リシ故、

之ニ往復シ且ツ江戸ニ歸城センニ費ユベキ時日有ト云

コトヲ名目トス、數度之期限ヲ延ル為ニハ自在可成ト

我ニ於モ疾ク知覺セリ、

一 諸人我等ニ告ルニ、日本大諸侯今頻リニ軍旅之用意ヲ

成シ、且外國ト和親ヲ絶ントス、大諸侯等日本 皇帝

輦下ニ会集シテ、外国人ヲ驅逐セント密謀ヲナセリト

云、

一 或ハ日本 皇帝外国人ヲ驅逐セントテ、自ラ輦下ノ兵

ヲツノラント欲スルト云々、○又聞、大諸侯 皇帝ヲ

逢迎シテ事ヲ企テハ、大君モ之ニ敵スルコト不能、

若シ之ニ敵スレハ、諸侯一時ニ蜂起シテ、日本忽チニ

大崩セント云、又方今京師ニ於テ 皇帝ニ好謀ヲ強ク

顯シ、大君之權威ヲ爭奪セント欲スル教員之大諸侯在

リト云々、○此已下ニ記スル者ハ日本政府ニ背キ、

皇帝之政ヲ扶助セント欲ル所之諸侯也、

島津修理太夫 (忠義) 薩州兵員七万七千八百

細川越中守 (慶順) 肥後同 五万五千

黒田美濃守 (齊博) 筑前同 三万五千

毛利大膳太夫 (慶親) 長州同 三万五千

鍋島肥前守 (茂実) 肥前同 三万五千

藤堂和泉守 (高猷) 伊勢同 三万五千

蜂須賀阿波守 (齊裕) 阿州同 三万五千

水戸 同 三万五千

総計三十五万九千八百員、猶此他右之党類数多アリ、

一奥州ハ大邦ニ而其中ニ廿三諸侯アリ、

一加州ハ富国ニシテ税入、大君ニ次クト云々、疑クハ我

等カ聞如キハ有ラサルベシ、此侯モ又日本 皇帝ニ敬

服セリト云々、

一方今政府ヲ旧ニ依而、政府ト唱フル外国之貿易モ又永

続スベシ、然トモ今此政府之何レニ属スル哉モ不知、

又国乱ヲ避ルコト成艱シト云、

横浜新聞紙館
文久三年四月朔日
コサー人名記之 品川英輔訳稿

英国ミニストルより同国コンシユルノ書翰於横浜写

千八百六十三年第四月六日 日本ノ三月廿三日頃

ニ当ル

一我既ニ今日日本政府ニ送ラレ、文意ハ英国人民殺害ニ

及手負サレタル者嘆カハシク、日本政府未タ其罪ヲ罪

トセサル無法之所置成ヲ以、我英国女王殿下ノ命ヲ受

テ日限ヲ定テ各種之報復を要スルコトヲ記シタル大義

ヲ足下ニ告ク、

一去年六月廿三日東禅寺ニ在英国ミニストル於館、同国

レナルトノ歩卒式人ヲ殘刻ナル襲殺并同九月十四日我

民リチャルフンヲ襲ヒ殺シ、同時ニ一婦人・二貴人ヲ

迫撃セシ暴悪人重罪ノ為メ、今其価ヲ望、其価トハ於

日本リチャルフンヲ殺害セル人ヲ極刑ニ処シ、且其上

莫大成価金を以之ヲ補ヒ、又此外リチャルフンノ親族

及手負シタル者等ニ分与スヘキコトヲ記載セリ、

一如是暴悪為行之為之報復ヲ要スルハ、大君殿下ノ政府

ニ而、速ニ事理心服スルコトヲ望ム、

一又日本政府雜用議論ヲ発シ、無益ニ日限ヲ延シテ、終

ニ是を遜ントス、或ハ之ニ心服センコトヲ拒ム時ハ、

現今当港ニ備ヘタル英國海軍之提督アタミラール及ヒ

コンスタンタント等ニ依而速ニ打杖^(杖)ヲ行フベシ、其時亦

之ヲ足下ニ造知スベシ、

一來ル三日より廿日迄日本政府より決定セル答ヲ待ヘシ

猶予之日限ト定ムヘシ、其時ニ日本政府許諾セスンハ

敵ニ其所置ヲナスヘシ、

一其所置ヲ為スニ利有候哉否、我海軍方アタミラール及

コンマンダア及当地ニ在留セル各国コンシユル・ミニ

ストル等ト同意ヲ極メシ廉ハ、近日彼等ト集会シテ、

詳議セント欲ル旨ヲ言ヘリ、

一此事情ニヨリ予足下ニ命スル所、足下之配^下タル英國

ノ商民召集メテ、彼等ノ商法利益ヲ安全スル防禦ノ為

便利ヨリ予防ヲ為シメ、此書翰之趣意ヲ知ラサシムベ

シ、若我ヨリ敵ニ所置スル間ニ、日本人士ノ我カ商民

之居宅ヲ不意ニ侵奪或ハ襲撃ニ向テ、我防禦一統ニ関

係セリ、

一今我足下ニ示ス此事之文意ヲ神奈川横浜ニ在留セル足

下ノ同役タル各国之コンシユルへ前知ラセシムヘシ、

チャルスウケンチュストル君 シヨンニール印

大和浪士之事但シ河内ニ而之所行也

一河州丹南郡藤井寺之近辺津堂村と申所へ、御旗本戸田

河内守之御陳^(陣)屋、代官松田何某・小泉何某兩家へ浪士

三人計拔身之鎗ヲ携籠越、武器馬具等借用致度由申故、

其勢ヒニ恐候哉、借渡シ候所、人足を乞借用之武馬具

を荷セ、錦部郡向山村大百姓善之助^(水郡)と申郷家へ引取候

迄送り帰り候、尤右善之助方ニハ浪士七八十人計集居

候由候、

一右浪士ハ泉州堺より海船ニ乗上陸、向山村之郷家善之

助伴義、浪士之中ニ加り居候而、浪士中を自分宅へ連
帰候趣也、

一十六日右浪士之中式十人計狭山北条相模守様御在所陳^(氏悉)

屋へ参り、追手先ニ空炮二三発四五人御陳屋へ道入、

重役衆ニ面談致引候由、○付而ハ右面談之節、今度

朝敵ニ相定り候間、関東征伐下向被 仰出候ニ付而ハ

北条家ハ外様大名ニ而有之候間、將軍家に隨身候哉、

征伐方ニ下向可致哉問答、答ニ、関東朝敵と申事、未

タ承り不申、弥以朝敵ニ候ハ、將軍家へ隨身可致謂

レ無之旨を被答候ニ付、浪士引取申候との風説、又一

説ニハ北条家へ武器馬具等を浪士借用ニ参り候との説

も有之候、

一河州石川郡金剛山之麓白木と申処ニ、石川若狭守様出^(総管)

張、陳屋へも浪士四五人拔身之鎗を携来り、今般関東

將軍家朝敵相頼われ候間、為征伐と中山中納言殿次男^(大外、忠能)

侍從殿当浪士組之為大將下向被 仰出、就而ハ武具并

馬等茂借用致度段申聞居候間ニ、外ニ居候浪士銘々玄

関ニ飾リ有候武具ニ手を掛、片付け候ニ付、陳屋之^(陣)
衆中ニハ、随分馬武具共用立可申候得共、近頃紛數浪

士有之候間、正義衆ニ有之ハ姓名宿所等被申聞候ハ、^(姓)

承り、調之上用立可申条被答候処、何さま似セ者も有

之由、我等ハ中山侍從殿始向山村ニ都合百人罷在、何

之誰々と名乗、借用之武具右旅宿へ為持具度、馬ハ牽

帰り候由、当陳屋ニ式疋馬有之由之処、浪士へ申候ニ^(陣)

ハ疋疋ハ此節談合出坂ニ乗参り候趣申候処、申兼候得

共、未兵粮手当雜具等無之間、弁当百人前、外ニ人足

五十人計用立呉候様相頼、無抛被致承知、向山村へ為

持遣候処、夫々員數之受取書浪士組より差越候、十六

日夕方ニ郷人足四五十人ニ為持弁当遣し候処、人足不

残十八日夕方迄ニ引取候と申居候、十七日晚六ツ時向

山村之浪士不残出立、金剛山千早越ニ山を登り、浪士

何茂物具を着シ、馬茂十四五疋乘馬ニ而、菊桐之紋付

旗吹貫等立、和州五条へ押寄セ、固処御代官所を責取、

跡焼払ひ、夫より人足共暇を乞、命からく白木江引

取候由、尤人足共へ賃錢として金子六兩計貰らひ候由、
 ○但白木御陳屋(陣)より借渡候武具之受取書大坂藏屋敷へ
 早速被差送、大坂八軒屋辺ニ止宿之浪士ハ、兼而正義
 之浪士と申事ニ付相尋候処、京都へ引取不居合、尤兩
 三人ハ道頓堀辺ニ宿を替居候由ニ付、道頓堀へ参り、
 右浪士ニ相尋候所、受取書ニ見覚有之、正義之浪士ニ
 相違無之、能々貸渡し用立呉候と一札申述居候と申事
 ニ御座候、

同十九日和州五条駅江罷越候者之説左之通

一十七日申ノ中刻頃、和州五条之北手大ソウ越と申山中
 より、凡百四五十人計、其内騎馬十四五疋茂相見得、
 何レ茂兵具を着し候而、菊之御紋付之旗押立、五条へ
 向追々駈寄候ニ付、近在ハ勿論五条町中之者立騒候処、
 右人数之内より申聞候は、紀州路へ罷越候間、立騒申
 間敷旨制し置、其俣人数不残五条之御陳屋(陣)を取巻候而
 重立候者陳屋(陣)へ罷出、御代官鈴木源内ニ直面会之上、

今般將軍家朝敵と相定り候ニ付、關東征伐被 仰出、
 京都茂追々下向有之、我等ハ近國為取締、中山大納言(忠能)
 殿次男侍從殿を大將ニ而蒙 勅命、菊之御紋を 勅免
 有之候間、其方支配關東代官所鄉村速ニ可相渡旨申也、
 答代官申様、容易に鄉村難引渡旨申候得ハ、即座ニ拔
 立、代官始重立候手代五六人之者を殺害し、此騒きニ
 陳屋(陣)家内男女不残逃出し候、浪士ハ陳屋(陣)之書物諸帳面
 其外道具類、金銀不残近所之寺へ持出し、十八日晝丑
 之刻、陳屋(陣)焼払ひ申候、○五条駅町役を呼寄セ、向後
 京都之御支配ニ相成候間、我々取締可申、元來取方高
 免ニ而、下方可及難義間、以來是迄之半立ニ被成遣候
 間、此旨五条支配所可達旨申渡、○右之外此後事ハ前
 ニ委曲書取候間略之、○和州浪士性名役割、是茂前ニ
 書取候得共、此書面委敷故、又々写取事左之通、
 藤本津之助 原長 原田亀五郎 執筆方 渋谷伊与藏 (作カ、実行)
 松本謙三郎 松本 中恒謙太郎 尾崎 尾崎儔五郎 (通稱)
 吉村寅太郎 (重忠) 和田登一 石川 石川 貞一 (貞元)
 長州

側用人
池内 蔵太
久留米

田陶司(道德)
江津雅八(江頭種八力、国足)

伴林太郎(記録方(六力、光平))

監察
筑前
吉田 重蔵(良秀)

森下幾馬
市水清一郎

牧念鳩斎(勘定方)
小川佐吉(良久)

那須真吾(那)
酒井 伝次郎(重蔵)
久留米

永野市郎(二)
保母 建(景元)
伊吹周吉

林 兵四郎(兵糧方)
島川清三郎(銀奉行)
磯崎 豊(小牟太)

炮一番組長(成久)
半田 門吉

田所 騰三郎(太力、重道)
安藤 泰助(武器取調方)

山口 松蔵(小荷駄下役補馬)
木村 掉馬

田中 弥三兵衛(稱)
田中 捕之助(合圍掛)
葛目 清馬(三州別屋)

伊藤 三弥(正明)
大戸 弥四郎(茂忠)
森下 儀之助(茂忠)

小川 佐吉(兼役)
長野 一郎(義房)
土居 佐之助(雄武)

深村 幸百(兵糧方上役)
島 村 間(渡)
福浦 元吉(鎗一番組長)

上田 宗児

中山 侍從(總大将)

安藤 斧吉
鍋島 米之助

土居 佐兵衛

磯谷 寛

荒卷 半三郎(組長)
久留米

都合五十六人浪士也
右之外十津川郷士村々

水野 善之助(小荷駄奉行)
前田 繁馬(小荷駄方)
杜本 伝兵衛

竹下 熊雄(組長)
水野 栄太郎(郡九、長義)
島村 省吾(正雄)

正親町少将(公憲)

監察使下向之砌、於防州三田尻、去月十八日脱去之輩
数日同宿、不憚 朝威、如何ニ被思召候、心得違之義
急度可被及御沙汰ニ之所、以御憐愍差扣被 仰出候事、

十月十一日

帥宮(德仁親王)

為攘夷別 勅使下向之事、頃日被 仰出候処、自去九
月十四日、於横浜鎖港談判取掛り候儀無相違旨、從松
平肥後守言上有之、右ニ付暫御猶予之儀、尾張前大納(徳川慶勝)
言願出候ニ付、無余義暫御猶予被 仰出候事、

十月十一日

因州候上書

微臣慶徳久々所勞ニ而、參朝茂不仕候ニ付、今近日
九重之御廟議如何様之義哉不奉 伺、却而卒然及言上
候段、恐懼至極ニ奉存候得共、実以今日 朝廷之御所
置は治乱隆替之由判ニ御座候得は、又々愚衷奉獻言候
外臣共素より 九重内義側知候儀ニ無之筈ニ御座候得
共、方今非常之時ニ御座候間、万端厚被尽 朝議、一
且御決定既ニ被 仰出ニ可相成候事柄茂、諸藩建白交
易仕候様ニ而は、甚以恐入候儀、且以日本之全力 神
州を御維持被遊候社 朝廷之御規模ニ奉存候、然ニ七
道二百之諸藩各道路之遠近、高之大小、海岸之広狭、
土地之肥瘠、国力貧富一樣ニは無之、殊ニ国力ハ地之
利ニより候外無之所生有限而、財宝之所出無限物ニ御
座候得は、乍恐其刃も被為尽 廟議等數日本之力を尽
候様被為在度、只今之姿ニ而は、瘠土之地ハ日々ニ疲

弊仕、勤王遵奉之者茂不得止事尽し兼、遂ニは不測之
外患有之節ニ至り、万国ニ辱を醸シ候藩茂無之様ニと
不堪憂慮奉存候、

一抑近來人心之居合、乍不及相考候所、前々と違ひ益物
議驚 深恐入奉存候処、尚此節道路之説として承り候得
は、長州之家臣登坂仕候処、入京御差留、其後輕装上
京御免、又間もなく再被止候由、右は全く道路之空説
ニも可有之と奉存候得共、万一似寄候義ニ而茂御座候
得は 朝議深遠之思召、下々而は不得奉伺事を、唯形
ニより彼是浮説仕、 朝議容易ニ御變動被為在候様申
触候而は、臣子之分ニ於実ニ恐入奉存候、右長州家臣
登坂之義如何様之訳ニ而、右等入京被止候、敵ハ不奉
存候得共、宰相父子赤心為言上入京之趣ニ茂相聞候得
は、上京被 仰付、存念御聞糺之上、可然義ハ御取上
不可然儀ハ御聞捨ニ相成、凡忠実誠議御採用、暴言疎
論御譴責被遊候様有之度奉存候、宰相父子ニ於而ハ、
厚蒙 朝恩候儀、譬左様無之共、於 神州之内無勿休

茂対 天朝、不臣之行ひ致候之者は毛頭無之、況乎名

議正しき 神州、必御憂慮被為在候ニは不及義ニ候、

心得違之者出来不仕義茂難測、万一輩下動揺を生候而

は、恐入候儀ニ奉存候ニ付、兎角以寛大之聖愛奉慕、

皇国一致和睦ニ至候様被尽 朝議候様、不堪至願再応

建言仕候、異ニ毎時不遜僭越之段及言上候其罪不少、

重々恐入奉存候段、宜執奏奉希上候、以上、

亥九月廿二日

微臣(池田)

慶徳

長門宰相家来江

先達而留守居役一兩人之外、其余は滞京無之旨、御沙汰
有之候通相心得、其姓名從僕ニ至迄、兼而可届置候、若
不相用出京潜伏致候者は、急度取締可申旨、御固メ面々
江被達置候間、此旨心得違無之様可申聞置候事、

亥九月

十月晦日祇園張紙之写

(朝彦親王)
中川弾正尹宮

昨年来、天朝之御厚恩を蒙り禁錮被免、出格之思召を

以俗親王ニ御取立ニ相成候茂、全ク天朝之御恩ニ御座

候、然ル上は身命を捨、皇国之為天朝之為ニ正忠を

可尽人情ニ御座候を無其儀、奸吏会津ニ与し、去ル八月

十八日之大変を引興し候段、不埒之事ニ御座候、其他雷

同致シ、(志照・志房)近衛父子・(齊敬)二条・(実則)徳大寺其外付属之堂上等、

朝威之衰候事ハ不顧、是亦幕府ニ阿諛シ、利欲之為ニ名

義を失ひ、其罪遁レ難ク候、会津・越前・尾張其外家門

之輩天子を奉尊候得ハ、幕威ハ衰へ、蛮夷を掃攘致候

得は、幕府ハ滅亡と相心得候段、大成間違ニ候、抑家康

公天下ニ覇タル哉、陽ニ正義を唱ひ候を以武威大ニ振ひ、

二百年ニ近キ太平を被保候、方今蛮夷猖獗之時ニ当り、

愈以正道正義を唱へ、名実を正シ天子を尊奉、蛮夷を

掃攘致し、諸侯ニ名義を示し武威を張候得は、徳川氏之

徳中興致可申候を無其事、奸曲邪僻を行ひ、上ハ天子

を要し、中ハ諸侯を欺き、下ハ庶民を誑シ、葵之萎候を

憂而愈萎候様ニ致もの也、天子ニ対シ不忠、諸侯ニ対シ不信、幕府ニ対シ而ハ不義、自己之利欲ニ迷ひ、五万石も十万石茂加増致し度存念より、大義を忘レ、天下之正義を倒し、皇国を左衽ニセンと欲ス、其罪天地ニ害(害)れざる者也、彈正尹固より私欲ニ迷ひ、会津ニ与し奸邪を働候而已不成、於八幡ニ律僧忍海と申者を頼厚く贈物等致し、主上を呪咀し奉り候処、忍海薩人欺レ密事一々相語り、其上証拠をとられ、其身ハ殺レ候由、天罪可懼事ニ候、且又横浜だけを先鎖し、長崎・箱館ニ湊ハ追而と申事ニ而主上を欺き彈正尹己レ魁主ニ而近衛・二条・徳大寺其外奸智邪行之堂上を誘ひ、主上を無理やり仙洞御所ニ勸メ可申密計相頭レ、無誰謂と天下ニ公然ニ候、右等奸曲を相止メ、会津をして正義ニ復し、幕府をして正道を行しめ、三港皆鎖シ候様致候得は、天人之震怒茂止ミ可申哉、無左候而は、一港鎖候而茂二港開置候得は、交易ハ愈益盛ニ相成可申候、又町人直交易ハ止させ、幕吏之手ニ而交易致、入用之品ハ不遣、不用

之物を遣し候御法則を相立候得ハ宜敷と申候得共、最初之時法則不相立候、就而は今ニ至り法則立候事、此利万々無之候、実ニ攘夷成功を遂ケ候上ニ、主上万乗を御遁シ被遊候様致候而は、当職人之罪也、近衛・二条・徳大寺其他付属之堂上ハ力ニ不及、彈正尹汝心を虚ニし、耳を浚へ而是を能々聴ケ、如斯申候者(忠告) 天朝忠ニ幕府へ義ニ、懲下民有志某也、

亥十月三十日

浮浪之者一宿又ハ同居為致候儀不相成、町役人等日々見廻り、諸藩或ハ正義之士杯と偽名を唱ひ、致止宿居候者茂在之候ハ、早速月番御役所へ可訴出儀、当八月廿三日、去月十一日触示置候趣等閑ニ相心得候義有之間敷候得共、今般藩臣浮浪之輩取締被仰出候ニ付而ハ、浪士体怪敷者止宿不為致候儀ハ勿論、総而旅人在留之者一々相改、人員姓名急度可申出候、右之趣

御所表より被仰出候段、松平肥後守殿・稻葉長門守殿(寄侯)
(正邦)

御沙汰ニ候条、其旨相心得可申候、尤止宿人等書出し方之儀ハ、猶雜色町代共を以可令沙汰候、此旨洛中洛外へ可相触者也、

亥十月

一先頃より尾州様御上京ニ而、此度ハ知恩院ニ御在留之

由、尤近く御国江御立と申事ニ候、知恩院ハ薩州様

之御本陳(禮)ニ候処、上京鞍馬口御屋敷御普請出来ニ付、

知恩院ハ明き候由、

一此度殿下入込之者取締被 仰出候ニ付而は、当地寺院

町家ニ滞留罷在候帯刀人を始、百姓町人ニ至迄、別紙

雛形之通寺院之向は組寺、町家之向ハ組町之者为惣代、

老人別紙場処割之通町会所へ可差出候、尤此後僧職之

節ニ可相届候、旅籠屋之儀は、日々来客之書前書同様

ニ可差出候、右之内逗留之分ハ着井出立之節相届可申

書付ハ、仲間限申合、為惣代年番行事一人持參可致候、

右之通追而及沙汰ニ候迄、無等閑相届可申候、尤去ル

申年之如く、此度為認候節、女主等ニ而届書代筆相頼候ハ、無隅筆料等貪り取候哉ニ相聞候間、今般之儀ハ厚く相心得、不実之儀無之様可致候、且又右届書之儀ハ、町代共之内日々昼九ツ時より夫々町会所へ出張致為取次候之間、町代共如何之儀有之候ハ、無斟酌可申出候、難儀ニ不相成様取計可遣候、
右之通持場限早々可申通事、

十月十日

持場割

加茂川筋河原一円ノ分

三条中島町会所へ

松原より上丸太町ノ分

三条烏丸東へ入町会所へ

御上洛ニ付、市中寄宿ニ相成候向々、仮建物御払入札在之候間、望之者ハ明後十五日より十七日迄之内、寺町丸太町上ル丁中井保三郎方へ家持受人召連罷出、根帳ニ付仕法帳写取、直段相考、来ル廿二日朝五ツ時、播磨於御役所ニ札披候間、此段早々可相触者也、

十月十四日

市中町々ニ怪敷体之者罷在候哉、又ハ変事在之候節ハ所役人ともより月番御役所へ訴出候儀ハ勿論之事ニ候得共、持場御固之諸藩屯所江茂早速可申出候、右之趣洛中洛外へ早々可申通事、

十月十四日

市中寺院町家共、建物在之場所江及見罷越候者在之候ニ付、見せ遣し候様、是又被 仰出候事、

一誓願寺江奥州盛岡南部美濃守様御本陳(利剛)ニ而御法事ハ在之候得共、構中之十夜かね無之、殊ニ雨天ニ而寺町通商人店出不申、夜分も何事もなく淋しき十夜ニ候也、真如堂ハ十五日ニ例年之通勤り候由、

覚

十月廿五日朝六ツ時より六半時迄、本寺本社、九時より

九半時(振換、迄末社カ)朝六半時迄連歌師本阿弥後藤披野銀座朱

座呉服師為御替之者、同廿七日九時より九半時迄古筆、

長崎糸割符年寄御用達諸職人送師、聖中惣代京都根生之町人、諸(虫損)用達町人、同日朝六時より六半時迄職檢校并十老、九ツ時より(虫損)半時まで上下京地役河原町大弘辺地役共、傾城町年寄、右日割刻限之通、稻葉長門守殿御初入ニ付、御礼可罷出候、町方之儀ハ茶屋四郎次郎方へ外々之通、日限前ニ相届可罷出候、将又公事出入有之(虫損)落着無之分ハ出札無用ニ致、其段寄り方御役所へ可相届事、

右之通可相触者也、

十月

一西高瀬川開発之儀、是迄年来催シ有之候得共、下々ニ而之事故何角差支、或ハ山師之事ニ而成就難成候、然ル処、当年右開発弁利之事、朝廷ニ被為聞食、勅諭を以被 仰出、御金子大判ニ而百枚とか下行成しと云依之從 御公儀様御下知ニ而、夏以来より開発川筋成就いたし、十月頃より舟往来致候、則絵図之通、

十月記之

去八月十八日脱走人奸計之虚説専流言之由、右等之儀尔
来決而不信用妄説様、一同可相心御沙汰候事、右之通從
御所表被 仰出候段、松平肥後守・稻葉長門守御沙汰ニ
候条、洛中洛外へ可相触者也、

十一月

一中川彈正尹宮様、今般下立売烏丸新御殿御拝領成、当
霜月上旬ニ御移り有之候由承り候、

一先達而大和十津川江御発向之御方々、霜月三日ニ御歸
京(虫損、在之候カ)、和州一条ハ相治り候趣ニ承り候、左ニ又々和

州之事書記し候、

紀州届書

一九月九日和州今井村中原辺江津田桶左衛門(虫損)者老入
間謀ニ差遣し候、中途ニ而賊徒三人ニ出逢、内老人中

原村此(虫損、度之カ)賊將と相見へ候者を、右桶左衛門之手大桶
喜郎太討取、猶又今井村之物見小屋式ヶ処相崩し候旨
申参候事、

九月十三日

紀州

伊達五郎
岩橋鉄助

一今月十二日高野領富貴村より鳩ヶ首と申処へ人数押出
候所、同所ニ賊陳屋一ヶ所有之候ニ付、直様押寄鉄炮
打込候処、式十人計賊散乱行衛不知候間、陳屋燒払立
置候旗二流并鉄炮一挺取、人足体之者六人召捕、同日
七ツ時頃、人数揚取、翌十三日朝より利河茅川并天之
川辻江人数押出候旨申参候、此段申上候、

分取候二流之旗ニ左之通相記有之候、

并伊・藤堂之賊兵討取、紀伊賊兵散達 天聞、

九月

一三ノ手井関弥五助・柴山太郎左衛門より、賊徒之有無、

且形勢等何等注進無之候ニ付、別紙之通書状取組、井
関弥五助始へ申遣し、山中之在(傳)陳殊之外難義ニ相聞得
候ニ付、聊酒肴及取計候事、且又十津川郷之内、追々
帰服致候者茂有之哉之処、當時同処ニ塩一円ニ無之、
日々困窮致候様子ニ付、塩差遣し候儀及取計候事ニ御
座候、此段為御承知申進候、以上、

九月廿六日

又注進左之通

一 此度家老山高左近人数引纏、熊野江物見ニ罷越候途中
ニ而、去ル廿五日和州鷲家村ニ止宿之処、山中ニ賊徒
籠居候趣ニ付、早速人数差出探索為致候処、果而浪士
共鷲家村ニ打出候ニ付、左之者打留并雜兵三人召捕申
候、尤分取品ハ種々有之候得共、尚委細取調跡より可
申越旨、不取敢申越之事、

九月廿九日

一 藤本津之助討留 使番川上七郎家来
鎗ヲ合候 花光伊左衛門
一 一人討留 姓名跡より
軍奉行金沢弥右衛門
家来刀ニ而討取 坂部 甚 蔵

一 一人組留右同断 芝御蔵手代
左五郎粹 瀬戸八十郎
一 一人討留右同断 鎗ニ而突留 川上七郎

右山高左近手之者

一 当月廿五日於和州鷲家村追討之節、紀伊殿徒士正左衛
門粹の場喜一郎儀、賊徒と及烈戦ニ致討死候旨、国許
役人共より申越候旨、家老共申付候、

九月

十月二日紀州より申来ル

一 当月廿五日於和州鷲家村ニ而、山高左近手ニ打取候名
前難相分候、此度日高郡小又川村ニ而召捕候浪士共へ
実檢為致候処、松本謙三郎首級之旨、右は一揆之内魁
之者之趣ニ付、此段不取敢御申被成候様、国許役人共
より申越候旨、家老共申付候、

九月

一 十月二日藤堂和泉守留主居森田三郎兵衛より申越、和

州芹井於阿弥陀寺ニ、浪士元久留米藩 衛藤種八

右之者生捕候旨、出陳之者より申越候、此段申上候、

九月十五日町奉行所へ着、生捕兩人 首級二ツ

一同廿九日右同断、藤堂家ニ而討取首級四ツ 前田繁松 田左市 關為和

之進 尾仲要藏

一同日井伊家より討取首級六ツ 那須真吉 林兵次郎 宍戸弥四郎 此外姓名不知首三ツ

今度和州ニ而生捕五十八人有之卜言

一紀州ノ手ニ討取首 藤本津之助首 松本謙三郎首 騰為藏首 津之助家來ノ首 右十月三日西御役所へ引渡

一彦根ニ而討取首并生捕 岡見鉄藏首 尾州羽栗郡 黒田村利兵衛 岡崎 廿才

吉五郎生捕

右十月三日東御役所へ引渡

一十月四日西役所へ引渡 吉村寅太郎首 葛目清間首 森下幾馬首 五条元次郎首

此分何方よりか不相分 深瀬繁理首 河瀬村忠右衛門首 後日可書入

生捕之分

一和州五条須恵村神宮寺借家 廿五才 常吉

一高野領筒井村 四十五才 山本実之助

一撰州手島郡池田新町 茨木徳兵衛 廿五才 南雲朝七

一和州吉野郡西村 徳兵衛父 五十八才 弁次郎 廿八才

一土州檜郡野田村野田大明神 南雲平馬 神主南雲長兵衛 十六才

一和州同郡同村 藏 四十三才

一淡州三原郡津井村庄屋郷士 古原領右衛門 元土州浪士

一和州賊徒之内、去月廿八日松井村近辺ニ而生捕 安岡 斧太郎 山岡半之丞 今井次郎右衛門 佐渡隆藏 手 種吉次

右和泉守内分久居家来之手ニ而生捕之 元土州浪士 和泉守内分久居家 右之手ニ而生捕之

土井佐之助 小田源五兵衛 各田寺之進 川村理平

右之通申越候ニ付言上、 藤堂和泉守内 千田源内

十月三日 長門宰相家来江

今般和州賊徒追討之義諸藩へ被仰付候処、昨廿七日藤堂

家ノ寄手之者ニ被追寄、浪士八九人計浪花表へ逃去、其

藩屋敷へ入込候趣相聞候間、右浪士共召捕、藤堂家討手

之者へ早々可被引渡旨、被 仰出候事、

亥九月

11

会津より上杉へ贈候書翰之写

此度之一条は肥後守自分 天朝を要候儀は聊以無之、其根元御咄申度、長州狂暴之余り、参政・国事寄人等之堂上方へ廻り込、此度大和 行幸を頻りニ御勸申候条、不容易奸謀にて、 皇帝を大和へ要し奉り、京城を焼払、長州へ奉 御遷居候謀計、此度相願レ、 皇帝ニ於ては恐多茂中川親王へ 御宸翰御贈りニ相成候趣は、 朕身最早切迫親征 行幸へ固より深所不願、此会津勢を以、膝下を警衛し炮発して長藩激徒堂上之者共を防禦可致様被 仰越候処、中川親王ハ早速会藩へ御通達有之に、会藩一同感涙を流し、此機ニ臨而は血肉 王事ニ殲ス覚悟を極メ、 勅命を奉待候処、中川親王頻りニ迫り、此度西国鎮撫將軍ニ被致、随而主上御親征を等閑ニ御見済ニ相成候而へ御外聞ニ相障り申候付、是非此両条は御働き被成候様申募り、或ハ夜中落書ニ此両条御引受ニ不相成候而は、其身体可害旨申唱候よし、誠ニ天人不許逆賊ニ御座候、然処去ル

十七日夜八ツ半時頃肥後守参 内可致旨申来り、早速参 内致候処、一条大納言様(実良)・二条右府様(有忠)・近衛御二(忠勝)方様而已御参 内ニ而、前之一条御評儀ニ相成、其上人数相揃へられ、九門并御所御門々々御固メ被 仰付候事、全ク 勅詔を以、其他諸藩へも肥後守より参 内之案内致候事ニ御座候、且仮令高貴之堂上たりとも、朝廷より御召無之人は、決而御門内へ不被入旨御敵違御座候、

一此度長州より人数為差登候ニ付、伏見江手を廻し、探索致候所、千五百人計登り込居候ニ付、何之訳を以多勢御登セに相成候哉と、公然と右一条は 行幸御親征之節、用意之為ニ多勢為登候儀相違なく、推察致し候、一当家は甚好機會ニ而、実ハ八月十日国元より為交代、人数多勢出京致候所、十三日 親征之勅詔ニ而、何となく物情不穩、為ニ交代差返し候人数早速飛脚を以申遣候処、桑名ニ而追付直様引返し申候処、十六日・十七日迄ニ惣勢入京致し候、十八日之為ニ八十分ニ手配

も出来、甚都合能、是全ク前表と可申哉、此騒動以来

紀州侯決心ニ而、三千之人数を以、多勢馳登り込候ニ

付、甚気強ク被 思召候、薩州之事情ハ明白ニ不相分、

土州は安心ニ御座候、先達而山内兵之助逆賊之堂上方

引退候時、 天朝之逆賊ニ付甚安心ニ而、但転法輪は

御親戚、殊ニ土州細川ハ御警衛致し居候得共、其夜周

旋致候事ハ無余儀次第有之候、然ルに大仏より引返し

候様子ニ而御座候、

一(頼徳) 錦小路殿大仏より家へ被贈候書簡、一夜之内ニ讒セラ

れ、参 内被差止候事心外千万ニ付、是より長州へ参

り、思切て攘夷之先蜂(マツ)致し候而、存外之働致候逆も、

再ひ家へ不帰候ニ付、跡片付致候様被申遣候よし、此

上ハ何卒鎮静ニ不致候而は、肥後守恥辱ニ付、紀尾上

京之上、諸侯方大馬力、幸哉関東ニ於ても攘夷御決定

之事ニ候、

○六藩建白之写

微臣共一同是迄深奉蒙

朝恩候身分ニ而、心付候儀不奉申上候而は不堪恐縮候間、

寸忠之程奉申上候、右主意は去ル十八日已来疎暴之所置

有之趣ニ而、毛利(元徳)讃岐守以下帰国被 仰付候儀は元より

疎暴之所置無之とハ難申候得とも、昨年来薩長之儀は衆

心勤 王之基本相開候所は、人々承知仕居候儀ニ御座候

間、二国和睦合心致候様 御所置無之而は、自分列藩嫌

疑を懐き、甚以御大事之儀薩長二藩ニ不限、忽而列藩一

致ニ無之而は拒絶攘夷義難相成、実ハ御大事之御場合ニ

而、何卒其辺を以被尽 朝儀、長門宰相父子之所ハ、

御用茂被為 在候節は可被為 召と申様之御沙汰被成下

候は、微臣共一列之儀ニ而、深難有畏入候、右之段可然

執 奏奉希上候、以上、

九月廿五日

三河守(松平)

慶倫

相模守(池田)

慶徳

淡路守(藤須賀)

茂韶

大学頭(藤澤高潔)

備前守(池田)

茂政

紀伊守(淺野)

茂勲

冊子原寸 縦二四・五糎 横一七・四糎 三三枚

八四 真木和泉ヨリ三条卿ヘノ建言

朝政御親裁ニ就テノ改革

(表紙)
「三条公江猷進草稿 真木和泉」

工欲善其器、則先利其具トカヤ、人君天下ヲ平治スルニ
先人才ヲ求ムヘシ、創業ハ勿論、中興スルニモ人才ヲ集
メテ賢ニ任シ能ヲ使ヒ、百官ノ内ニテ枢要トスヘキ官ヲ
新ニ興シテ、其集メタル人才ヲ程能配リテ後ニ事業ニ手
ヲ下サネハ何事モ行ハレヌナリ、仲秋之變其失多端ト雖
モ大本ハ枢要之官不立、人多集ルトイヘトモ未配リ合セ
ス、宮中府中一体タラスシテ妄ニ大事ヲ舉行セントセシ

ヨリ起レル事ナリ、枢要ノ官五署ハカリモ嚴然トシテ立、
公卿諸侯相交ヘ長官次官トナリ、天下ノ俊哲ヲ集メテ其
屬吏トシ、宮中ト府中ト一体トナリテ施行シナハ、其事
礙リナク行ナハレテ今程ハ余程ノ歩ヲ進メタルヘシ、惜
哉其時攘夷使諫官ヲ置ク議ハ有ツレトモ人才配リ合行届
カス、只速ニ大権ヲ收攬スルニ眼着テ其他ニ不及、故ニ
奸猾内ニ心シ、兇賊外ニ謀リ、兵ヲ以テ脅シ、便ヲ以テ
讒シ、一敗如何トモスヘカラサルニ至ル、然レハ此度ハ
根本ヲ十分ニ固メ、宮中府中一体ニテ人才其賢能長所々
ヲ以テ官職ヲ授、而後ニ

主上日々政府ニ 臨御、五官ノ長ハ云ニ不及、判官・主
典マテモ折ニ触テハ

御前ニ出テ治教ノ基本ヲ議シ、一定ノ略ヲ画シ、時勢ノ

緩急ヲ熟察シ、(頭注ニテリ) 循字従本書次第循序ヲ案サスシテ第一番ニ天下人心

ノ所向ノ大箇条ヲ施シ、其次ニ耳目ヲ改ル箇条ヲ行ヒ、
春風和氣ノ氣象ヲ以テ士民ヲ安セシメ、秋氣嚴肅ノ威ヲ
蓄テ奸賊ヲ畏レシメ、紀綱ヲ張り、禁令ヲ明ニシ、成功

ヲ急ニセス、十年後如何ト大積ヲ算シテ孜々從事スヘシ、
擬 朝廷ノ事官職濫レ甚シ、其職掌ヲ一新シテ古ニ復セ

ントセハ、徒ニ騷擾シテ余程ノ手纏レト成ヘシ、然レハ
今ノ官ハ其俛ニテ先ツ旧套ニヨラシメ、別ニ仮ニ五官ヲ
置クヘシ、彼ノ司徒ノ如キ民政ト教化ヲ掌ル官ヲ立ヘキ
コトナレトモ、王圻定リテ後ニシテ可ナリ、又少々ノコ
トハ顧問使ヨリ兼テモ使ノ内ニ属官ヲ置テモ可ナルヘシ
一顧問使 ○長官二員、左右大臣・大中納言任之、及大

中国侯、

○次官三員、三位及小国侯任之、此中一員兼

掌順承使、

○判官六員、諸国老臣或有才德者辟而叙五六

位任之、

○主典六員、天下正議有文事者初八位而任之

顧問トハ君ノ左右ニ侍テ疑ヲ質問サル、ニ具ル語ニテ、
多クハ学問ノ上ニ云コトナレトモ、天下ノ大治教ハ固リ
君ノ親ク裁決セラルヘキコトナレハ、大臣ハ其如何々々

ヲ輔ケ奉ル者ナリ、顧問ト命ル允当ナルヘシ、且仲秋ノ
變ノ後

劔旨ニ真偽アル様成行タレハ、天下ノ疑ヲ解ク為ニ何事
モ 聖断ニテ大臣ハ顧問ニ備ルト云義ヲ体トシ、又其意
ヲ示スコト、其宜ヲ得ンカ、○使トハ正職ニアラス、假
ニ其事ヲ領スルヲ云、今使ト命ルハ一二年ノ事ニテ、自
然ト旧來諸官ノ權ヲ攘テ、後ニ封建ノ大制ニ因テ、上代
ノ官名或ハ周官ナトニ取テ、六官トカ八省トカ宜シキニ
随テ置ヘシ、○官署ヲ内朝近キ処ニ置テ日々 臨御マシ

マスヘシ、官員ハ都テ朝辰刻ニ上リテ午ノ刻下リ休息ス
ヘシ、○判官・主典共ニ十二員ナレハ、四人ハ篤実忠厚
ノ士、四人ハ才略幹旋(幹之)ノ士、四人ハ英発果決ノ士ヲ取テ
庶務稽留ナク一日受二日授ル様ニ有度事也、

一順承使 ○長官二員、三位任之、此中一員顧問使兼之

次官三員、三四位任之、

判官四員、京官及諸家諸大夫士辟而任之、

主典六員、同上共取正議之人、

侍臣廿員、四五位任之、共取文武之才、

順承ノ為言程能ウクルノ謂ナリ、内外共ニ骨鯁ノミニテハ窮屈ニテ反テ不宣、隨分

人主ニモ吾假イハセ奉リテ、程能コレヲ承テ自然ト善ニ導キ奉ル様ニシタキ者ナリ、去レハ此官ハ懲実忠愛ニテ文徳高キ人ヲ取ヘシ、都テ人ト云トモ我ノ氣質ニ似タルモノハ自ラ交リ深キモノユヘ、

人主(頭注ニアリ)氣栗字従本書ト同キ氣栗ノ人ニテ文学アル人ヲモ選ヘキコトナリ

一献可使 長官一員、親王諸王任之、

次官三員、三四位任之、

判官六員、諸国老臣或有学識者辟叙六七位

任之、

主典六員、天下正義有文事者辟叙初八位而

任之、

監士廿員、天下正義才幹者辟叙初八位而任

之、

是彈正ニテ諫議ヲ兼タル職ナリ、上ハ

人主ヲ諫諍シ、下ハ大臣ヨリ庶人ニ至ルマテ非違ヲ糺シ、

且天下ノ質直ノ人ヲ引、其讜言ヲ納レ、上書ヲ取納テ其可否ヲ論議シ、直ニ

主上ニモ上リ、政府ニモ強ク論スルコトヲ掌ル、○監士ハ彈正ニ隸スヘキ者ナレハ世ノ監察ニテ人ノ非違ヲ視察シ、且々コレヲ糺シ、不聴モノハ直ニ縛シテ獄ニ送ル、○方今斬奸ト云コト大ニ行ハル、是ハ上ニ威ナクシテ下

ニ權ヲ与ルト云モノナリ、速其弊ヲ除ステハ宜シカラス、去レハ今日斬奸ニ巧ミナル正義ノ少壮ノ人ヲ辟テコレヲ使ヒ、都下ハ云ニ不及、天下中ノ非違ヲ視察スルコトヲ掌ラシム、諸国ニテ奸人ヲ惡テコレヲ斃サント思フ者ハ其奸ノ簡条ヲ審テ當官ニ云出サセ、其実ヲ僉議シテ直ニコレヲ召テ誅スヘシ、○聽政ノ時ハ長官ト次官一員ト政府ニ位ミ參議可否、

一聽断使 長官一員、三四位任之、

次官二員、諸国老臣或才幹者辟叙六七位而

任之、

判官四員、天下正議直実者辟叙七八位而任之、

之、
主典四員、同上叙初位而任之、

訴訟ノ因循不決ハ盛代ノコトニアラス、今太平ノ久シキ
獄事ノ不明天下一般ノ患ナリ、故ニ此官員ハ篤実ニテ公
平ナルモノヲ広ク召テ、都下ハ云ニ不及、天下ノ訴訟ヲ
断シ冤枉ヲ明ニスヘシ、

○奸猾ノ者監士ノ送ル所ハ速ニ誅シテ不宥、

一節用使 長官一員、三四位任之、

次官二員、四五位任之、

判官四員、天下正議廉潔者辟叙七八位任之

主典四員、同上叙初位而任之、

方今叔季ノ世運ニテ貨泉ノ扱ヒ甚促レリ、故ニ上ノ用度
ヲ儉蓄シ、下ノ費用ヲ優シ、借貸ノ道ヲ緩ルメ、物価ヲ
平ニシ、平準署ナトモ置テ糶糴シ、茂卿カ所謂旅宿住井
ヲ停メ、伯繼カ所謂米使ヒナトヲ且々ニ行フヘシ、○貨
泉ヲ金二等一兩 銀二等一兩 銅二等一兩 共ニ精質ニテ輕重

違ハス改鑄テ天下ニ公平ノ意ヲ示シ、且其員數ヲ少クシ
テ貿易ノ媒ノミニテ金錢米粟帛布ナトノ衣食ニ備テ、貴
キモノニ非ルコトヲ知シメ、愈本業ヲ勤ムヘキコトヲ勸

ムヘシ、
(裏表紙ニアリ、朱)

「癸亥欵」

冊子原寸 縦二八・五糎 横二〇・七糎 九枚

ハ望 新札ト半朱当百引替見積ノ件

一出来札惣計百四拾三万五千兩也、半朱・当百之引替候
凡百万兩と見て此内諸御蔵御立合并御物之外、尚又紛
失之分ニ而式割ニ見賦、差引八拾万兩となる、現事も
いつれ此内外ニあるベシ、

但右差引式割之式拾万兩を以、御為替方三軒へ被相渡

右ニ而札為替、一機転之元手となすへし、此内急用

有之節ハ、半方拾万兩丈先渡可被成事、

一右惣高より百万兩引残る四拾三万五千兩也、此処張紙

之通之算当故、凡式拾壹万四千九拾兩程相違する故、

右増札いたし候而、六万両程之有余を見る、正百五拾

万両、巴組三五掛転となる、疊法之糸口こゝニ始ル、

文書原寸 縦一四・三種 横五七・二種

△奥 在京諸大名ノ住所及参内有無ノ調書

東本願寺

(徳川慶喜)
一橋様

近衛様川原御殿

(徳川慶勝)
尾州御隠居様

東六条

(長行)
小笠原凶書頭様

北野松梅院

(池田慶徳)
因州様

南せん寺

(蜂須賀齊裕)
阿州様

高台寺

(莚藍)
亀井様

寺町今出川上ル

十如寺

(泰社)
大洲加藤様

三本寺

(久昭)
中川様

妙心寺

(政詮)
池田信濃守様

寺町四条下ル所

(宗城)
伊達様

御屋敷

(山内豊範)
土州様

大徳寺

(元圃)
長府毛利様

同

(元善)
徳山毛利様

黒谷

(松平春保)
会津様

きこへ御殿
(信札)
高家中条様
右
参内済

寺町妙見寺
(徳川慶宣)
尾州様

南禅寺
(慶應)
細川様
四条

紀州
久野丹波守様
(純固)

大雲院
(島津忠寛)
佐土原様

大仏
(山内啓堂)
土州御隠居様

日くらし

丸太町上ル

郡山

(柳沢保申)
松平甲斐守様

右未

参 内不相済候、

文書原寸 縦一五・九糎 横二二六・七糎

山川港ヨリ大阪へ砂糖運送書留

一黒砂糖百万斤

右定式四百六拾万斤上納砂糖を以、白糖製法之算当建、

右百万斤之

代米三千式百四拾石起

但卍斤ニ付

起三合式夕四才替

先として三千四百式石

出来
一白糖五拾万斤

右黒糖百万斤を以、製法正味白糖本行、右積登ニ付而
は、春早船江積入、五拾万斤之運賃、砂糖百斤ニ付拾
四斤ツ、右砂糖之儀は別段黒糖を以被成下候、

運賃
一 黒糖七万斤

代米貳百貳拾六石八斗

但 粍斤ニ付

起三合式夕四才替

先として貳百三拾八石粍斗四升

秋渡運賃米

米貳百八拾石

但三部一 真米

三部貳 赤米

右白糖五拾万斤山川より大坂迄運賃米五拾万斤を、貳

百五拾斤、粍石間として、石間貳千石相成、右江粍部

四合之運賃米本行現米払、

しふた代米

米五石貳斗

右五拾万斤之入樽四千挺ニ相掛、粍挺ニ付粍合三夕

ツ、

入樽代米
米四拾石

右前条同断四千挺ニ相掛、粍挺ニ付粍升ツ、

五口

合米三千九百五拾四石

内五石

右粍行運賃帆樽代米船上納分

差引

三千九百四拾九石

真赤米半分百貫文ニ見賦
代錢三拾九万四千九百貫文

拾五貫文替として

金貳万六千三百貳拾六兩余

大坂江御仕登

白糖五拾万斤

老斤ニ付七兩沓分算

代銀三千五百五拾貫目

大坂百拾兩金として

三万貳千貳百七拾貳兩

右金子御当地兩ニ付拾五貫文替として

代錢四拾八万四千八拾貫文

蜜砂糖三拾万斤

但老斤ニ付

代錢貳百四拾八文ツ、

代錢七万五千貫文

貳口

合錢五拾五万九千八拾貫文

差引

拾六万四千百八拾貫文利潤

但

白糖五拾万斤ニ割算候得は

老斤ニ付

三百貳拾七文貳厘貳毛五六廻ル

文書原寸 縦一四・一種 横二〇四種

大阪銀主姓名

高木五兵衛新

和田休左衛門

津田休兵衛

平瀬宗十郎

白山立之助新

森本半左衛門同

浜村孫兵衛同

浜村政次郎同

以上、

文書原寸 縦一六・三種 横二四種

（見）京都ニ於ケル諸大名滞在屋敷

諸家京都御泊

真如堂

鍋島様
（茂夷）

天龍寺

長州様
（毛利慶親）

大徳寺

黒田様
（齊博）

南禅寺

阿波様
（縁須賀齊裕）

同断

細川様
（慶順）

川原町御屋敷

土佐様
（山内豊範）

北の松梅院

因州様
（池田慶徳）

日暮御屋敷

郡山様
（柳沢保申）

寺町四条下

伊達様
（宗城）

寺之内大宮西入妙蓮寺

津山様
（松平慶倫）

六角堂

笹山様
（青山忠敏）

西洞院二条上ル

雲州様
（松平定安）

清水

上杉様
（齊憲）

衣棚御池上ル

松平主殿様
（忠和）

三本木

中川様
（久昭）

妙心寺

池田信濃守様
（政隆）

黒谷

(松平容保)
会津様

二条御屋敷

(松平慶永)
越前様

大徳寺

(蜂須賀茂韶)
阿波若殿

御室

(義徳)
佐竹様

東六条

(徳川慶喜)
一ツ橋様

川原御殿

(徳川慶勝)
尾州様

霊鷲山

(植誠)
阿波稲田

西四条

(松平茂昭)
越前若殿

大徳寺

(元善)
徳山毛利様

大徳寺

(元周)
長府毛利様

仏光寺

(浅野長訓)
芸州様

大雲院

(島津忠寛)
佐土原様

高家衆

御高家屋敷

(貞岡)
横瀬山城守様

東六条

(信礼)
中条中務少輔様

柳馬場押小路下島本

(高徳)
京極丹後守様

夷川釜座西入神善四郎

(広衆)
有馬兵部太輔様

油小路竹や町下福井

大沢右京大夫様(乙女邸)

富小路錦小路上常行寺

織田宮内太輔様(信豐)

御定番

寺町広小路上ル本禅寺

松平豊後守様(勝行)

寺町今出川上ル本満寺

安部摂津守様(信玄)

横帳原寸 縦一二・二種 横三四・五種 二枚

〔(包紙ウツ書) 上 貯蔵米、金繰、役員減少等ノ建白

〕

一御蔵米

右は年々少々之出入は御座候得共、出米込漸ク拾貳万五六千石内外之納り高ニ而、余国と違ひ島方御統、其外過分之御払株有之、殊ニ近年御扶持取人数相重ミ、

十年以前迄は御扶持米払四万石位ニ而済来候由ニ御座候得共、此兩年七万石余ニ相及、其故江戸御統ケ、大坂御仕登米御引取相成候得共、当年茂御蔵米迄ニ而ハ不足ニ及、七八千石余も他国米御買入之上、乍漸差線候時宜ニ而、此世振以來如何成故障差起、諸国致隔絕候時宜合罷成茂難量、且御金繰極々御難涉之砌柄、御繰合之都合茂調兼、旁見当ニ難仕、若哉一度凶年ニ逢候ハ、下々飢ニ迫申候共、御取救之道届兼可申候、是程之 御大国ニ候得は、平常五六万石位は御貯米有之度義ニ御座候処、甚以危迫之次第ニ御座候、依之以來御役料高・御役料米・賃飯米其外諸御宛行米定格被召立、何様之儀御座候而も、屹と定数より過上不仕、年々老万石位は余米有之、便利能キ場所江大蔵御造立、年々新古繰替被囲置、近年中ニは五六万石位は相備り、非常救荒之御備有之度、左候ハ、下々一同茂氣強罷成自然米価茂法外騰貴之憂茂有之間舖、古今ニ亘愚察仕候処、冗官ヲ省キ煩雜ヲ除ク義、政事之要項ニ御座候

半、然如御国之儀、出納定格無御座、冗官夥數月々相

重ミ、乍恐今通ニ而は、御国体堅固罷成、當時之氣運

ニ被為応候御程合無覺束、慨歎之次第ニ御座候、衰世

之極煩雜は世上一般之習ニ而無致方儀も御座候得共、

御役場之多少は御決議次第之事ニ御座候間、何卒早速

より為重立御役場より書役小役人迄、半方位も被相減

局々皆永世不朽之定數被召立度奉存候、尤当分相動候

人数より御引取御座候而は、礎と迷惑可仕候間、其俣

被召置、以来定數之欠目無之内は、跡代り不被召入様

有之度、右通冗官相省ケ申候上は、何様共易簡之御仕

向可有之奉存候、

但欧邏巴諸洲は何篇簡便之仕掛ニ而、官員等易簡成

義は為差知事ニ御座候得共、日本國中茂御国程官

員之多キ所ハ無之由ニ御座候、

右通御規定相立、諸御役場定格ニ据り候上は、相応之

殘米可有之候間、年々老万石位被引殘、余ハ演武館・

開成所、又ハ海陸軍方江被差向、夫々御扶持米被成下

度奉存候、

一御広敷番頭・奧医師御上は是迄通其外高扶持被下置候御役場

之當時格別骨折少キ向は、御吟味之上御役料相減シ、

郡奉行又ハ御当地諸所掛見聞役等、致骨折候御役場へ

御扶持米被成下度、是以当分被仰付置候人数は、今形

被召置、右御役格ニ而外勤之者は勿論、以来定數相欠

被召入候節より被相減候御定メ通被成下度奉存候、

但医師ハ人命ニ関り候太切之芸道ニ御座候得共、当

分之御仕向ニ而は、良医之相生シ候程無覺束御座

候間、右は別段御引動メ之道相立申度奉存候、

一先年難有以

御趣意重出米御免相成候得共、其砌とは世態茂相変シ

近年難被舍置格別之御入費打重り、殊ニ自他国共諸色

日々沸騰、窮士増困窮仕、当世態急速御軍備致宏張度

砌柄、別段御宛行之道茂立兼候付、来秋より御役料高

給地高二相掛、三升重出米被仰付度、左候ハ、老万石

余ニ茂相及可申候間、惣別窮士御救助方江被振向、海

陸軍練修之方江夫々等級ヲ立、御扶持米被成下度、右

出米之儀全ク官庫江御蓄と申儀ニ無之、富ヲ分チ貧ヲ救之筋合ニ而、曾而御不当之儀ニは有之間敷奉存候、

右は当時既ニ乱世ニ陥り、内外増危迫、再ひ太平洋之機茂相見得不申、何れ追々軍艦等御取入、海陸之御軍備相備度、且過分之窮士御救助之道無之候而不叶儀ニ御座候得は、他勤等被仰付、掛而之練修ニ而は十分之練兵ニ至り間舖、依之諸御役場御減少之御出テ米老万石引殘候、余分且重出米は都而御軍事之方江被振向度、尤出米現老万石茂有之候ハ、八千石は御扶持米江被差出、式千石位は銃菓其外練修之用具等御本手ニ被相備度奉存候、

一御金

出入節用之道御所帶之基ニ御座候間、以来一年中之御金割被相定度、御産物料大概左之通御座候、

金四拾万兩

御当地七万兩

鑄物方新錢込ル

大坂三拾三万兩

内

式拾万兩

右御当地御物諸御私京・江戸・大坂定式御入目、大坂御新借御割渡、其外一切右員数内ニ而為濟候様、押詰御規定相立度奉存候、

内

拾七万兩

右京都守衛方等御入目并ニ蒸氣船且集成館銃菓方、硝石且製銃方、神瀬諸所御台場御軍事ニ拘候義、一切此涯右員数内ニ而為相濟候様有之度奉存候、

残

三万兩

右非常之御用意ニ年々現金を以御積金相成度奉存候、右之通年々出入之定格屹と相立候ハ、御積金三万兩御花園辺と差繰茂有之、御上京又ハ臨時行軍等之御用途は随分相備申候様可罷成、左候而大島白糖方此節御

取企之内、商法之御利潤は全ク御手掛無之、軍艦御取入、右雜用又ハ大小砲等御備付、海陸軍振興之方ニ被振向度、右通相定申候ハ、乍恐

御国本堅固罷成、御軍備充実仕、何時ニ而も非常之變ニ被為応候様罷成義相違無御座儀と奉存候、

文書原寸 縦一六・六種 包紙原寸 縦二八・八種

横四四一・一種 横四〇・八種

〆三 劍銃切縮問題意見書

此節劍銃御切縮并胴乱御拵替之儀、被仰渡趣承知仕候付、早速切縮方不仕候而難叶儀ニ御座候得共、右製式ニ付而は、去ル辰十月(イ)

(鳥津舟形)順聖院様柏来雷帽劍銃江戸より御差下、以来右通製作相

成候様、分而 御沙汰之趣、当座江被仰渡置候、然は切縮ニ付而茂全体之割合旁、至而綿蜜之法則御座候付、成田(正之)正右衛門(虫損、並砲カ)術館江猶又吟味仕候処、第一箇之重心長短軽重等之作法有之、尤兵隊編制之訳合も有之事御座候付、

輕便而已ニまかせ御切縮相成候而は、重目等少々手輕之方ニは可罷成候得共、聊之減量ニ而二列三列之取扱ニ候而は、纒之長短ニ而利用之優劣は格別ニ可有御座、短筒は一己之駟打迎も玉利不宜、殊ニ(虫損)誤発之懸念も有之事ニ御座候由、右等之儀は成田正右衛門より委細申上候通ニ御座候、左候而切縮之儀も同人より奉伺置候段承及右ニ付而は前件ニ茂申上候通、

御先代様 御手本筒迄茂被相下置、右を見本ニいたし、追々御出来相成居候処、不容易御訳合とは深く奉汲請候得共、前文之次第御座候得は、直様夫形切縮を(虫損)難仕御座候間、今一往奉伺候間、何分御差凶之上、切縮(虫損)度奉存、此段私共吟味之成行不願恐此段奉申上候、已上、

文書原寸 縦二六種 横二八・四種

〆三 薩藩財政ニ付建言 筆者不明

(前半欠)

三都は勿論諸国茂欠標受持而日々致高下候茂全ク

品々多少、人氣之向背次第ニ而、当分御当地現金乏敷
本文現金之敷訳は、近年非常之世態罷成、御当地ハ勿論、京
・大坂迎入費十倍相重、大坂より下シ金茂減シ、御当地茂
御注文品払御賦銀仕舞料等ハ、現金ニ無御座而ハ難弁、許多
上京之人数茂大小ニ応シ、銘々宿許より取寄候茂皆現金ニ而
御鑄立之新錢他所江開ケ兼、御領内江致充満、御物諸御払茂
都而新錢ニ候得は、御当地ニ而申請品上納分茂、尽ク新錢ニ而
現金ハ半ツ御払出迄ニ而、納り殊無御座、旁之処より無多事
罷成候半、左様申候得は、新錢御鑄立ハ御取止相成度様ニ候
得共、当分御軍備ニ付、不可欠御普請向、且ハ御手当ニ拘ル
事而已ニ而、一事御余計之土木之工ハ無御座候得は、鑄錢局
被為廢候ハ、何箇御取止之外無御座、左候ハ、此氣運ニ被
為心候御仕向ハ六ヶ敷、不得止之時世ニ候得は、一弊之不生
様ニハ調兼候間、先ツ形行ニ被為任之外有之間、琉球通宝御
敷、其内新錢開立之趣法茂、追々相立可申候、

鑄立より五拾万兩余之新錢出来、近他領少々ハ請取ル
場所茂御座候得共、未タ開ケ兼、御領内迄之通融ニ而、
公私共他国商法、注文品払、且日用之品売下ニ就而も、
新錢ニ而ハ難調、是非共現金又ハ品物致都合事ニ而、
現金錢さへ多少ニ依致高下候得は、六十余州通融之現
金と、御領内迄之通融数十万屯居候新錢と両替之事情
得は、老實文位之行違ハ、新錢之為ニはキケ候位ニ而、
如何程御取締御座候而も、現事被行間敷、去り迎金相

場過分ニ御引上御座候而も、日々御鑄立之新錢ニ候得
は、又無間茂老實文位之行違ニは可罷成候間、此涯行
成ニ為任被置、御沙汰無之方可然奉存候、本筋ニ申候
得は、熊本藩同様、三都之振合通上下町江五六軒兩替
屋被召建、別段銀相場ヲ立、右兩替屋江為任被置候ハ
、大坂表相場は勿論、近国相場之向ニ応シ、金錢之
張合不釣合無之様罷成候半と奉存候、

一米価之權商人江為任被置候而ハ、体裁茂不宜、奸商共
如何成手段取企候茂難計、是非操縦之權ハ上ニ歸し候
様有之度と申議論、道理ニ於而ハ至極尤之事ニ候得共、
現事措置之場ニ至り而ハ、千万難被行、殊ニ国柄ニ茂
依義ニ而、全体御当地ハ米無多事、御蔵入給地米・作
得米込惣出来高年々四拾万石内外ニ而、右之内御領内
御免株之酒焼酎屋并自製之焼酎ニ禿候米凡拾万石、菓
子又ハ糍類ニ禿候株も相応ニ及、三島御下米等差引候
ハ、僅式拾六七万石ニ候半、右ヲ人体ニ並シ候得は、
平方ニも及兼、事更近年非常之世振ニ罷成、御軍備ニ

拘候御普請等相重、余計ニ現米相禿れ候、是迄ハ御藏米も年ニ七八千石ハ及不足候算当之処、昨年より大坂爲御仕登、江戸御統御引取分壹万石余之残前ニ相成、御藏米丈ハ追々ハ御差繰別而宜敷可罷成候得共、一体之所右通之次第ニ而ハ、二町端々之米屋之払米年ニ五万石内外之由、右ハ給地米且諸方之廻米量ニ庄内米ヲ当ニ仕事候得は、直成取究御取締御座候ても、諸郷端々迄ハ届兼、御城下之ミ直段致下落候ハ、諸方より積廻候者無之、別而不通融可相成、其折一株ニ壹式万石茂相当之直段ヲ以御払出相成候ハ、押へ道茂可有之候得共、種なしニ一紙之御書付ヲ以多人數被相掛、如何程嚴重御取締御座候而も、混雜迄ニ而毫茂其驗有之間敷、全体常平之意ハ、上ニ巨万之儲有之、米価余り下落之折ハ御買入相成直成ヲ引上ケ、致沸騰候節ハ当ル所之直成ヲ以払出シ、米価ヲ押候仕向ニ而、中井竹山之論ニも、常平之趣法ハ到底列藩ニ而ハ出来兼、將軍家米価之權ヲ握り、大坂辺江數百万之米ヲ蓄へ、高下ニ依致出

入候ハ、可被相行と申様之次第ニ而、縦令常平之趣法相立、御領内計爲致下落候而も、抜米之憂有之、責而ハ肥後・筑前辺ノ如ク過分之御払米茂御座候ハ、趣法茂立易ク可有御座候得共、当分之御米繰ニ而ハ常平ノ趣法茂立兼可申候、世上推並高料之砌柄、直段取究下料爲致売買候而は、高料ニ売出シ度トハ、商人・作人之常法、三部二之海岸辺路込、七十余ノ通路ニ候得は細密御取締御座候而も、海陸ニ掛四時晝夜起キ通ニ而糺も出来兼、御取締向別而六ヶ敷、米無多事御国柄、殊ニ現金乏敷砌、近他領より少々ハ高料ニ無御座候而は、抜米之程甚懸念ニ御座候、一昨冬より御城下ハ勿論、諸郷ニ掛敷敷御取締御座候得共、表通迄ニ而現事ハ余り被行兼不通融罷成、段々故障之廉々相生シ候、御手許丈御城下ハ稍御法通被行候処、諸方より之廻米儲と相絶、諸人却及難波候、左様罷成候得は、抜米ノ懸念ハ勿論、作人共氣受ニ茂拘り、雜穀ヲ致食用候場ニ、現米ヲ食禿候様罷成、旁御国力之弱ミニ可罷成、

(有九)

高料ニ取入度と申人情ハ無之間敷付、其品さへ集候得は自然ニ可致下落候間、上よりハ米穀之御城下江致幅湊候様之御世話第一と奉存候、尤当分之米価諸色ニ準シ候得は、余程下料ニ御座候半、金錢之品位ニ応候ハ、老石三拾貫文以上ニ致売買て過当と申義は有之間敷、当年より老万石余之御残米ニ及見当ニ御座候間、新古繰替御用相成、六七年茂相立候ハ、相応ノ御蓄ニ可相成、其上ハ如何様共御趣法可相立候間、此涯市中相場ニ為任被置、米穀之御領内江止り候御吟味筋有之度奉存候、

一諸色下料ニ罷成候ハ、上下相窅き、殊ニ困窮人渡世いたし易ク、一段之大幸ニ候得共、世上之沿革ハ人力ヲ以難致挽回、往古より御米歴観仕候ニ、諸色追世直成相進、正徳・享保比迄ハ、真米百文ニ付式三升、日雇賃錢も老日分三拾式文位、余も右ニ準候様書留杯ニ相見得候処、追々沸騰、諸夷来舶通商以来尤甚敷、此一兩年法外騰貴、御手厚

御趣意ヲ以百方御取締御座候得共、全ク其功驗無御座、倩古今ノ変遷当時各国之模様実事比較仕候処、諸色高料ハ日本中ハ固より、世界一体ノ事ニ而、諸色之相場ハ四時之代謝ニ齊ク、夏時冬服ヲ用候様敵命御座候ても、取用者無之と同様之意ニ而、何れ其節ニ応候御取扱之外有之間敷、三都其外都会之商法相場之次第承合候処、致主宰候者有之、直段取究メ、其品致高下候ニ茂無之、人氣ヲ以致高下候、人氣と申も余義ニ無御座品之多少、用場之有無ニ拘候訳ニ而、今日迄高料ニ致売買候ても、其品過分相見得候得は(後欠)

文書原寸 縦一六・五種 横四三六・四種

ハ壹 天璋院付局ヨリ桜田薩邸奥女中花川ハ

奥女中減少ト海防

(記紙ツラ書)
一御局外御下りニても

天璋院様御方御内用向ハ矢張御局外御名前ニて

出候御事ニ御座候、

(封紙ウツ書)
「花川さま
御返し」

つほね

修理大夫様御勝手向、至て御難渋遊し、女中共是迄の通扶助御調兼候ニ付、御無拠此節右役女中之内、頭役之者ハ残置、其余ハ都而引取候様ニとの御事、尤御勤向之儀、是迄御勤来り候御廉々御願遊し候て御軽し遊し候ても、是迄の通御勤遊し度思召候由、左候而渋谷奥ハ都て御引取ニ相成り、表立候御事ハ、是より芝御屋敷内取次番所江引請候由、且また御内用向ハ桜田御物見へ、花川さま御差置、跡式御勤被成、右ニ付ては花川さま御一名より御勤向等之儀追々御伺被成候由、段々御納屋よりの御文之様御心得申まいらせ候、嗚々何角之御心配の御事と御噂申まいらせ候、なをくめて度かしく、

厄介之女等、御国元へ御差下され候処、其節ハ役女中之儀も、都て諸藩御同様御差下され候筈ニ御座候処、天璋院様ニハ別段之御由緒もあらせられ候ニ付、御当地江役女中ハ残し置、是迄の通り相勤候様ニ御申上被成候処、右御申上被成候通ニ遊し候様ニ、御付札を以仰渡され候由、役女中其外多人數御差をき遊し候得共、兼而御申上被成候通り、海防御手当向其外、内外当時急務入費御多端に而追々、めて度かしく、

文書原寸 縦一六・四種 包紙原寸 縦二七・八種
横四六・六種 二枚 横三八・三種

長州謝罪問題ニ付「ガラバ」ヨリ聞書

下之関帰帆之蒸氣船没彼之地之形行は不相分哉、カラハ江及尋問候処、幕府ニおゐては父子間上坂ニ而謝罪有之候様、尤其上は同所江引留、別ニ家督被仰付候御議定之由、此儀於長州承知いたし候儀ニ無之、御失策之至極ニ付、右之段早々ミニストル江申越候、ミニストル承候

ハ、閣老江対シ不承知之趣、手強応接も可取掛は必定ニ候半とガラハより承申候、尤長州江はカラハ弟差越候由ニ御座候事、

文書原寸 縦一六・四種 横四九・八種

〔三〕 肥後轟武兵衛長州久坂玄瑞等朝廷へノ
上書

攘夷期限確定ノ件ニ付

卑賤之身を以不容易事件言上仕候段、誠以奉恐入候得共、時勢切迫いかにも黙座仕候ニ堪兼、不顧万死申上候、先般、

勅諭を以攘夷之儀被

仰出、猶関東御請申上候得共、期限等奏聞無之ニ付、天

下人心騷擾罷在、此往如何様之變動出来ニも難計候間、

万一 大樹公御上洛御延引ニ相成候而ハ、後見総裁職を

以、速ニ期限奏 聞被 仰付度候、実ニ以未曾有之大寇

を掃攘し

皇威を海外ニ御輝被為遊候ニ付而は、既ニ非常之

宸断を以、御親征をも思召被為立候程之御事柄ニ候得は、

乍恐蓋近之如ク深宮ニ被為在、君臣御間隔絶仕候而ハ不

相叶、第一言路御洞開壅弊之患無之、御近習衆ハ勿論、

堂上之御方々 御前被召出、胸臆を被為尽候様有之度候、

且国事御用掛御多人数被 仰付候処、何卒御員数御減少

ニ而、御人材御精選被為遊、日々列藩之情実、国家之大

計等不聞召候而ハ不相叶候、近来諸大名追々参 内仕、

天盃頂戴をも被 仰付候程之事ニ候へハ、是以非常之御

破格を以

御直ニ赤心 御聞届被為遊度、一日之安ハ千歳之禍ニ付、

片時も早々攘夷之御大業、其御基本被為立度、此儀

御裁断被 仰付候迄は差扣罷在候間、何卒速ニ御評決、

乍恐奉希上候、以上、

細川越中守家来

轟 武兵衛

松平大膳太夫家来

久坂玄瑞

文久3年(1863)

文書原寸 縦一五・五種 横八五種

同
寺島忠三郎

〔表紙〕
公美 京阪及十津川郷街道村名並里程

〔京都〕
京阪街道

五条邑付

村々里数控共

〔米〕
〔奈良越〕

(里程数ハ朱書、以下同ジ)

京	伏見	小倉	新田	長池	玉水	藪
百八丁	五十四丁	五十四丁	七十二丁	五十丁	五十丁	五十丁

木津	奈良	北之庄	横田	藤川	二階堂	八尾	田原本	九品寺	新之口	八木	小房	御坊	見瀬	平田	木之辻	薩摩
三十六丁	三十六丁	三十六丁	廿八丁	八丁	三十八丁	二丁	十五丁	廿丁	十五丁	十丁	十三丁	十三丁	十七丁	廿丁	六丁	十五丁

新田	小倉	伏見	京	〔 ^(米) 郡山越〕	五条	今井	宇野	三在	重坂	薬水	奉膳	古瀬	戸毛	丹生谷	市之尾
七十二丁	五十四丁	五十四丁	百八丁			十五丁	十丁	十一丁	三十六丁	十八丁	十丁	五丁	三丁	五丁	十丁

御所	松之本	臺	新町	笛堂	高田	南郷	小柳	吐田	板屋東	額田郡	筒井	郡山	波瀬	藪	玉水	長池
四十丁	五丁	八丁	五丁	十五丁	十八丁	廿五丁	四十五丁	十八丁	十三丁	十丁	廿五丁	廿五丁	百八丁	五十丁	五十丁	五十丁

文久3年(1863)

万代	堺	安立町	住吉	天下茶屋	今宮	大坂	〔 ^(米) 紀伊見越〕	五条	今井	字野	三在	住川	東佐味	舟路	小殿
十丁	三十丁	廿丁	廿丁	廿三丁	廿五丁	廿丁			十五丁	十丁	十一丁	十四丁	廿二丁	十八丁	十八丁

小原田	辻	橋谷	慶賀野	紀伊見峠	柱本之内	三田市	長野	石坂	四ッ	菜萁木	三ッ茶屋	岩室	福町	新田	下茶屋
廿丁	八丁	十丁	八丁	廿丁		七十二丁	十八丁	十五丁	二十丁	三十丁	十丁	十五丁	三十丁	廿五丁	十丁

東家	十丁
橋本	廿三丁
河瀬	五丁
兵庫	十五丁
高橋	三十丁
待乱峠	五丁
上野	八丁
犬飼	十丁
二見	十二丁
五条	
〔 ^朱 竹之内越〕	
大坂	廿二丁
天王寺	五十丁
平野	三十六丁
川辺	三十六丁
藤井寺	廿五丁

菅田	八丁
古市	廿四丁
駒ヶ谷	三十三丁
春田	十五丁
山田	三十六丁
竹之内	六丁
長尾	六丁
今市	十二丁
大畑	六丁
弁之庄	六丁
新庄	十五丁
花内	五丁
新町	五丁
薑	五丁
松之本	五丁
御所	四十丁
小殿	十八丁

文久3年 (1863)

下茶屋	万代	堺	安立町	住吉	天下茶屋	今宮	大坂	〔 ^(米) 大沢越〕	五条	今井	宇野	三在	住川	東佐味	舟路
十丁	十丁	三十丁	廿丁	廿丁	廿三丁	廿五丁	廿丁			十五丁	十丁	十一丁	十四丁	廿二丁	十八丁

下中	上中	上之村	大沢	石見川	小深	大井	鳩ヶ原	観心寺	長野	石坂	四ッ	菜莢木	三ッ茶屋	岩室	福町	新田
八丁	七丁	十五丁	十二丁	三十六丁	十六丁	十二丁	十二丁	十八丁	廿丁	十五丁	廿丁	三十丁	十丁	十五丁	三十丁	廿五丁

釜窪 八丁
五条

〔米〕
〔千早越〕

大坂 五十三丁

平野 六十丁

藤井寺 廿丁

輕墓 三十五丁

岸 廿丁

森谷 百十丁

千早 五十丁

上之村 七丁

上中 七丁

下中 七丁

釜窪 七丁

五条

宇智郡

五条村

須惠村

新町村

上野村 沓里

中村 沓里

表野村 沓里

御山村 廿五丁

大島村 廿三丁

牧村 沓里内

湯谷村 沓里

市塚村 沓里

車谷村 沓里

原村 二リ

山田村 二リ

東佐名侍村 二リ半

西佐名侍村 二リ半

東河田村 一リ半

文久3年 (1863)

ノ 村数三拾式ヶ村	西河田村	一リ半
	大沢村	一リ半
	居伝村	一リ半
	出屋敷村	二リ
	上中村	一リ内
	下中村	一リ内
	上岡村	一リ内
	南岡村	一リ内
	上之村	一リ半
	今井村	一リ内
	近内村	一リ半
	二見村	一リ内
	六倉村	一リ半
	小和村	一リ半
釜窪村	一リ内	
檜辻村	二リ	

	吉野郡	
	下市組	
	新住村	三リ
	栃原村	三リ
	百谷村	二リ
	赤松村	一リ半
	湯川村	一リ半
	平沼田村	一リ半
	新子村	一リ半
	湯塩村	一リ半
	瀧村	一リ半
	江出村	一リ半
	北曾木村	二リ
	和田村	二リ
老野村	一リ半	
柳瀬村	二リ	

向加名生村 二リ

大日川村 二リ半

黒湊村 三リ

川岸村 三リ

城戸村 三リ

陰地村 三リ

津越村 三リ半

大峯村 四リ

椿河迫村 四リ

神野村 一リ半

下市組
小郷村数廿五ヶ村

宗川郷

迫村 四リ半

日裏村 四リ半

川俣村 四リ半

平尾村 四リ半

茄子原村 三リ半

日裏方
陰地方

本谷村 三リ半

立川渡村 三リ半

永谷村 三リ半

宗川野村 三リ半

西野村
南北共 三リ半

坂巻村 三リ

宗川郷
小郷村数拾三ヶ村

広橋組

奥谷村 一リ半

同村之内
大堀方 一リ半

夜中村 二リ

鹿場村 二リ半

文久3年(1863)

広橋組 小郷村数拾九ヶ村	立石村	四り半	四ヶ村	四り	善城村	三り半	杣谷村	三り半	椎原村	三り半	石堂谷	三り	梨子堂村	三り	平原村	二り半	尼ヶ生村	三り	唐戸村	二り半	八ッ川村	二り半	汗入村	二り半	小古田村	二り半
-----------------	-----	-----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	------	----	-----	-----	------	----	-----	-----	------	-----	-----	-----	------	-----

黒瀧郷 小郷村数メ七ヶ村	赤瀧村	七り	中戸村	六り	脇川村	五り半	榎尾村	六り	島住村	五り半	吉野出作	五り	西谷村	五り	丹生郷	五り	長谷村	四り半	谷村	四り	黒木村	四り	貝原村	四り	西山村	三り半	南山村	三り半
-----------------	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	----	-----	-----	------	----	-----	----	-----	----	-----	-----	----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	-----

沖金村	川合村	南角村	中越村	北角村	洞川村	天ノ川郷	笠木村	桂原村	長瀬村	御吉野村	堂原村	粟飯谷村	寺戸村
七リ半	七リ半	無人家	七リ半	同村兼帯	八リ	八リ	六リ	五リ半	五リ	五リ半	五リ半	五リ	六リ
		同村兼帯											

唐笠村	小代村	十二村郷	和田村	和尾村	九尾村	五色村	坪之内村	日裏村	沢原村	小原村	沢谷村	川合村兼帯	中谷村
無人家	六リ	無人家	七リ	七リ	七リ	無人家	七リ	七リ	七リ半	七リ半	無人家	無人家	七リ半

清水村	引土村	猿谷村	辻堂村	宇井村	閉君村	殿野村	堂平村	野長瀬組 飛養簡村	十二村郷之内	十二村郷 小郷村数六ヶ村	坂本村	今井村	中原村	簾村
八リ半	八リ	七リ	七リ	八リ半	八リ	七リ半	七リ半	八リ			五リ半	七リ	七リ	六リ

野川組 小郷村数四ヶ村	柞原村	上村	平川村	野川組 中村	右同郷之内	川波組 小郷村数四ヶ村	桑園村	立里村	中津川村	池津川村	十二村郷之内 川波組	野長瀬組 小郷村数九ヶ村
	七リ	七リ	七リ	七リ			八リ	九リ	八リ半	八リ半		

十二村郷之内
追組

平村 十二リ

今井村 十三リ

北俣村 十三リ

檜木俣村 十三リ半

弓手原村 十四リ

追組
小郷村数五ヶ村

舟川郷
中峯村

中井傍示村

惣谷村

篠原村 八リ

舟川郷
小郷村数四ヶ村

三名郷
籠山村 七リ

庵住村 七リ

広瀬村 六リ半

瀧尾村 六リ

塩野村 六リ

塩谷村 五リ

辰巳屋新田 六リ

山西村 六リ半

三名郷
小郷村数八ヶ村

阿知賀組

原野村 三リ半

岡村 三リ半

中村 三リ半

下市出作 三リ半

瀬ノ近一村 三リ半

野々熊村 三リ半

中屋村 三リ半

文久3年(1863)

中庄郷	飯貝組	阿知賀組	上
御園村	飯貝組	小郷村数九ヶ村	村
喜佐谷村	飯貝村		三リ半
六リ半	五リ		
菜摘村	上市村		三リ半
六リ半	五リ		
	左室村		
	五リ		
	六田村		
	四リ半		
	橋屋村		
	四リ半		
	丹治村		
	四リ半		
	飯貝組		
	小郷村数六ヶ村		

檜垣本之内	檜垣本組	中庄郷	檜尾村
中組	下泷村	小郷村数四ヶ村	六リ半
越部村	檜垣本村		
三リ半	三リ		
	三リ		
	畑屋村		
	三リ半		
	矢走村		
	三リ半		
	芦原村		
	三リ半		
	今木村		
	三リ半		
	大岩村		
	四リ		
	鉾立村		
	四リ		
	檜垣本組		
	小郷村数八ヶ村		

新野村	三リ半	檜垣本組之内	
馬佐村	三リ半	上組	
北六田村	四リ	佐々羅村	六リ
増口村	四リ	山口村	六リ
西増方	四リ	河原屋村	五リ
中増村	四リ半	猶井村	五リ半
千股村	四リ半	南北共	五リ半
東西共	四リ半		
三津村	七リ		

中組
小郷村数九ヶ村

宮瀧村	六リ	川上郷	
		東川村	八リ
		西河村	七リ半
		大瀧村	八リ
		寺尾村	八リ半
		塩谷村	八リ半
		迫村	九リ
		高原村	九リ半
		人知村	九リ半
		白屋村	九リ半
		井戸村	十リ半
		武木村	十リ半
		碓村	十一リ半
		下多古村	十一リ半

上組
小郷村数五ヶ村

野々口村	新子村	窪垣内村	大野村	国柄郷	川上郷	伯母谷村	入之波村	大迫村	上谷村	上多古村	柏木村	神野谷村	和田村	中奥村	白川渡村
七リ半	七リ半	七リ	七リ		小郷村数貳拾三ヶ村	十三リ	十四リ	十二リ半	十三リ	十二リ	十二リ	十二リ	十二リ半	十二リ半	十一リ半

栗野村	牧村	色生村	大野村	大野組	田原組	下片岡村	上片岡村	田原村	入野村	津風呂村	田原組	小郷村数六ヶ村	小郷村	南国柄村
八リ	七リ半	七リ	七リ		小郷村数五ヶ村	同	八リ余	八リ	六リ半	六リ		六ヶ村	十リ	七リ半

大野組
小郷村数四ヶ村

木津組	
平尾村	八リ半
大熊村	八リ半
谷尻村	十リ半
瀧村	十一リ半
平野村	十一リ
杉谷村	十一リ
木津村	十リ
伊豆尾村	九リ半
萩原村	九リ
木津川村	九リ
日裏村	十リ
麦谷村	十一リ
大豆生村	十リ
挟戸村	九リ半

三尾村	九リ半
鷲ヶ口村	八リ半
小栗栖村	八リ
中黒村	七リ半
木津組	
小郷村数拾八ヶ村	

葛上郡	
東佐味村	二リ半
南佐味村	二リ半
福西村	二リ半
桜井村	二リ半
水野村	二リ半
船路村	三リ
僧堂村	三リ
神邇寺村	三リ
五百家村	三リ
鳥井戸村	三リ

文久3年(1863)

南郷村	佐田村	下茶屋村	小殿村	新村之内	重坂村	内谷村	伏見方	伏見村	高天村	奉膳村	持田村 東西共	北窪村	西北窪村	朝妻村	林村
三 リ 半	三 リ	三 リ	三 リ	二 リ 半	二 リ	二 リ 半	三 リ 半	三 リ 半	三 リ 半	三 リ	三 リ	三 リ	三 リ	三 リ	三 リ

葛上郡 小郷村数四拾貳ヶ村	篠村	今住村	栗坂村	南室村	戸毛村	稲宿村	朝町村	古瀬村	樋野村	豊田村	大井田株	関屋村	名柄村	極楽寺村	井戸村
	四 リ	四 リ	三 リ	四 リ	三 リ	三 リ 半	三 リ 半	三 リ	三 リ	三 リ 半	三 リ 半	三 リ 半	三 リ 半	三 リ 半	三 リ 半

高市郡
奥田村 五り半

吉井村 五り半

萩本村 五り半

常門村 五り

川西村 五り

高市郡
小郷村数五ヶ村

宇陀郡
宇賀志村 九り半

佐倉村 九り

稲戸村 九り半

大沢村 九り

小和田村 八り半

東郷村 九り半

上芳野村 十り半

岩端村 十一り

下芳野村 十り

入谷村 十り

古市場村 九り

駒帰村 九り半

松井村 九り半

田口村 十三り半

掛ヶ村 十五り半

今井村 十五り半

塩井村 十五り半

長野村 十六り

小長尾村 十六り

葛村 十七り

太郎生村 十七り

伊賀見村 十七り

宝生村 十二り半

角川村 十三り半

黒岩村 十四り

山粕村	十五リ
桃俣村	十六リ
土屋原村	十六リ半
菅野村	十七リ半
神末村	十八リ半
宇陀郡 小郷村数三拾ヶ村	
北山郷	
西野村	十八リ
小瀬村	十九リ
栃本村	十九リ
川合村	十九リ半
白川村	廿リ半
池原村	廿三リ半
大瀬村	廿四リ半
池峯村	廿四リ半
寺垣内村	廿五リ

浦向村	廿五リ
佐田村	廿五リ半
上桑原村	廿六リ
下桑原村	廿六リ半
北山郷 小郷村数拾三ヶ村	
十ッ川郷	
上組	
長殿村	十リ
沼田原村	十一リ
小川村	十一リ
字貝原村	十一リ
上之地村	十二リ半
谷瀬村	十一リ半
林村	十二リ半
高津村	十二リ半
内野村	十六リ半

山手村	十六リ
三浦村	十七リ半
五百瀬村	十七リ
杉野瀬村	十六リ半
迫ノ原村	廿リ
下組	
川津村	十五リ
瓦屋村	十五リ
瀧川村	十五リ半
内原村	十六リ
野尻村	十五リ半
山崎村	十六リ半
池穴村	十七リ
小井村	十七リ半

湯野原村	十八リ半
小森村	十八リ半
武蔵村	十八リ半
大野村	廿リ
小原村	十九リ半
高瀧村	廿一リ半
小川村	廿一リ半
上葛川村	廿一リ半
中之村	廿二リ
神山村	廿二リ
下葛川村	廿二リ半
玉井川村	廿三リ半
竹筒村	廿五リ半
七色村	廿七リ
折立村	廿一リ半
山手谷村	廿二リ
込野上村	廿二リ

櫻原村	廿二り半
山手村	廿二り半
谷垣内村	廿一り
名知合村	廿り
樫尾崎村	廿六り
桑畑村	廿二り半
猿飼村	廿二り
垣内村	廿一り半
出谷村	廿二り
垣原村	十九り
田良原村	廿り
長井村	廿一り半
玉垣内村	廿り
中村	廿一り
大谷村	十七り半
今西村	廿一り
小山手村	廿三り

小坪瀬村 廿三り半

迫西川村 廿三り

上湯川村 廿四り

十津川郷
上組下組

小郷村数五拾九ヶ村

横帳原寸 縦二二種 横一六・九種 六三枚

〔老〕 喜入撰津ヨリ小松帯刀川上式部へ

綿船焼失一件

〔端書、朱〕

「甲子正月二日 喜入より蒸氣船焼失一条」

一昨日、町便を以申上越候通、長崎製鉄所御預受之蒸氣船、小倉領青浜沖ニ於て、釜屋より火起り焼失いたし、苦々數次第御座候、御船ハ兎も角も、宇宿始式拾七人致溺死候半、不相分由、右之内兩人は死体上り候由、寔以不便之至御座候、則横目山口七之助為差引、用心金等為持差出置申候、右七之助江も長藩等之儀承合、其御許江も申上候様申付置候、然処下之関詰横目土持平八より成

行中届申越候間、定而其御許江も為申上筈と存候得共、
 右之書付茂差越申候、天災とハ乍申実ニ残念御座候、初
 発田之浦江乘向候節空炮打出し、湊近く乗入候処、下之
 関檀之浦等之台場より実丸数発打懸候付、懸念之処より
 小倉領青浜沖へ碇泊候処、無間も火発、右時宜ニ及候由、
 下之関ニ而も色々取沙汰、長藩(志道頼良)六戸安房・福原(元側)越後為惣
 頭出張、前件通砲発ニッ船之頭江射当、御船焼失を見届、
 勝吐氣を作り引取候由相聞得、無礼之挙動甚以不心得義
 ニ御座候、併乍其節は風波強、殊ニ雪天ニ而有之たるよ
(天)
 し候間、決而挑灯等之御印茂不相知、全西洋舟ト存込、
 右仕抹ニ及候半、此表(彦右衛門)宇宿并大山通舟之砌も致砲発候得
 共、直ニ彼之藩小舟より乗参及挨拶候由、右之趣は御聞
 届(マ)為被成置、就而は此節は雪夜ニ而、御国舟トハ全不存
 姿ニ候、乍然当夜は兎も角も、翌朝ニ相成候得は細詳可
 相分、不取敢其場所江も挨拶も無之趣ニ相聞得、心外之
 次第御座候間、御裁許懸園田彦左衛門被差出筋ニ致吟味、
 奉

伺、其通取扱仕置候、自小倉迄出懸、土持・山口・大原
 林左衛門等江事実承届候上、依時宜而は大原ニも致同道、
 長藩江引会致応接候様申付置候、且此表之儀も有之、乍
 存夜中長海江乘入候義、実是不調法ニ御座候、何分口惜
 次第、不量変事ニ御座候、何れ追々可相分候間、猶細事
 重而申上越候様可致候、以上、

正月三日

喜入撰津

小松帯刀殿

川上式部殿

二白、園田彦左衛門よりも成行之御届、其御許御側
 役へ向御届申上候様申付置候、

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第一六一号
 文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一六糎 横一六八・六糎

〔天〕 伊達伊予守より島津久光公へ

山階宮及山内容堂之件

〔包紙ウツ書〕
 一 双松君

弄鑑

昨日会津へ御届之旧紙廿四日

一条書付写被下度候

(封紙ウツ書)
「三島明公

南洲拜

昨夕は緩々得拜肩御同慶仕候、尔後愈御安穆奉大賀候、

扱只今自春岳兄(松平)如別紙、容堂兄一条ニ付申来候処、別處

無御座候間、可然御申付被遣度、尚濟(見親王)範官之儀、明夕於

朝御返答申上候迄之処も、参予云々之容堂故、承知之方

宜敷候事候間、猪太郎(高橋五六)より同時陳述仕候様有之度奉希候、

何れ彼方口氣ハ春僕とも承度候故、乍太儀猪参候様被

命度奉存候、恐々頓首、

正月三日

文書原寸 縦一六・八種 包紙原寸 縦二八・七種

横五二・四種

横三九・二種

〔表紙〕 大垣藩士小原鉄心卓見聞書 (福岡惣助)

薩越ノ分拔萃

「鉄心卓見聞書」

先般浪士飛州江襲来挙動之風説ニ付、為御内用彼地江
罷越候得共、事実不分明、其因而起る所美濃路ニ根さ

し候次第柄ニ付、彼方江も踏込探索仕見候得共、何分

民間之巷説、虚実難弁御座候付、予而大垣藩小原二兵(鉄心)

衛事は有名之士故、手続も有之面会之儀申入候処、同

人門弟岸田文蔵を以申越候は、押立面会之義は指揮候

儀も有之候間、下屋敷別館江同伴可仕旨ニ而、則罷越

候而、飛州浪士其事情を推問仕候処、初て情実相分候、

委細は御役筋江御達申置候、

右二兵衛と申は、大垣藩老職ニ而、学識卓見有之者ニ

而、号鉄心と称し候、對話中方今天下之形勢、列藩之

事情等ニ涉り候処、論弁甚詳ニ而、事実を迫て承候処

実ニ驚歎仕候儀ともニ付、逗留仕再度出会仕候而承り

候儀とも御座候付、左ニ奉申上候鉄心論并甚簡易ニして世俗之語を用ひず、因て今聞候儀を、加様ニ奉申上候儀は、当節可奉蒙御譴責候身記し候分ニ而、誠ニ以奉恐入候得共、

公武御周旋方ニ付而は、天下列藩之事情、有志潜伏之勢をも深く御推考被為在度、最早御上京之期限も指迫り候儀故、不堪恐懼候得共、押而奉申上候、公武之御手続は、有司之面々尤尽力探索十分ニ可有御座候得とも、潜伏之形勢も有之事故、万々一不意ニ出る之變動も難計奉存候付、唯々何処迄も情実を得て、夫等之御手配り方も充実ニ被為在度奉存候付、政府ニおいて御評決被為在候而被仰上置候而可然儀も候は、言上之様伏而奉懇願候、

鉄心云、熟ら天下之形勢を勘考するに、最早幕政は因循ニ極り、外患内憂日々ニ指迫り、海内四分五裂之外他事なかるへし、夫癸丑・甲寅ニ外夷来舶より和戦之(徳川齊昭)二義宇内人心論議一定せず、水府景山公之卓見も、却而幕府之嫌疑ニ涉り、種々之物議を生し、既ニ公武

離間列国各見切迫之機ありといへとも、戊午一旦井伊(直勢)閣老之權威を以親藩を倒し、其勢を変して更ニ幕府前日之權を張り、

朝意を曲て和親交易は仮条約を済し、一時は幕威宇内を随順する之勢也、猶あかすして無勿体も廢

帝之拳ニ至らんとす、然るに忽チ正気発して、上巳・上元之變動をなすニよつて、亦其勢を変す、其間長州

官武ニ周旋し、薩州

皇威を助け、天下ニ尽力す、有志人心又是か機を助、

皇国之大義を正し、

朝威復古、正義之公卿其職位を踏ミ、始而

聖主攘夷貫徹之

叡慮、実ニ天下ニ可奉行之機ニ至り、幕府も亦一時人望堅名之親藩を登庸あつて、後見、或は総裁閣老ニ任し、弊政を正し、新政を施し、寛永来之大典を興し、大樹公上洛して、前日暴政蔑如之罪を謝し、戦々兢々として

朝意遵奉之実行を表し、君臣之名義を明らめしより、皇国之正氣既ニ挽回之時至る欤と、天下敬服鼓舞之勢也しに、豈凶らんや、攘夷之一義ニおいて、幕論因循ニよつて

朝議益切迫ニ至り、列藩各是矛盾、加之浪士激烈急甚亦前日ニ倍々之物議を生し、幕府并越前朝敵之汚名を醸すニ至る、夫より變して八月十八日、鞏下大挙動之機ニ発し、長州は疎暴、三条以下ハ矯

勲旨との罪状を以、御敵責を受、浪士ハ和州ニ暴発挙動して、国家乱賊之名を取る、此ニ至而 官武之勢又一變し、

朝政も前日ニ反する之議あつて、幕府も又戊午之旧政ニ復する之勢なり、凡俗愚眼を以是を見而、時は急甚暴激を払ひ、正ニ国是も清肅に定らんと思へり、乍去且暮深く考れハ、茲に前日天下憂国忠憤之人心正氣一時鬱塞潜伏す、此氣何れか発せずんはあるヘからず、既ニ尊攘之大義ニ忠死を甘する列藩之有志、十八日以

来、水藩を始中西国脱藩之輩、千を以算而余あり、此徒一時奮起挙発を為す時ハ、豈容易制すヘけんや、加之薩州前日之内奸時を得て、益天下を翫弄し、越前も私謀を營之勢なきニしもあらず、肥前ハ天下之物議を

度外ニ置、四分五裂之見を定め、時あらは事を計らんと、自国富強之策ニ無他事、久留米ハ国民尊攘之大義ニ勃興して、領主も不可制之勢なり、仙台ハ尾大不掉といヘとも、密々亦私を謀る之勢ある欤、是等は其一

二を云のミ、如此之激情、豈夫不挙発ハあるヘからず、嗚呼天下之勢今日ニ至而、最早尊攘之大義も不可調、況や因循開港ニおいておや、正ニ四分五裂ならん、是

時運之極か、窃ニ思、今天下充滿する処之正氣も、其基ハ水府景山公憂国一点之誠忠ニ出る所ニして、既ニ前日挽回之機ニ至らんとして、夫景山公ハ命を縮めて歩を奪ハ、正ニ 徳川家之基業を断か、将治廳て乱生する天敵か、文化・文政ニ治盛之極を致し、天保ニ天下飢饉して、衰世一点之非をきせし水野閣老、是ニ着

眼して挽回を計るといへども不遂して、益其非を発露し、癸丑阿部閣老神州之大道ニ響く待夷之所置優柔ニ出て、袁非大ニ顯れ、戊午に井伊閣老和親して、既ニ乱兆天心ニ憤発す、今春癸亥大樹家上洛ありて、尊攘之大義を因循して、挽回之大機会を失ひ、今日ニ至て正ニ四分五裂之機ニ迫る、異日海内群雄割居之世と成へし、嗚呼万世難有叡明之

聖主上ニましましなから、左右輔佐之人傑なきか故ニ、外患内憂一時ニ迫り、國家ニ大危難を醸す、何とて天是を照覽なきや、万国等倫なき

神区、如此危急存亡之秋ニ当て、天何か故ニ人傑を不降や、物極て物を生するハ天之大道也、人極て人を不生ハ、抑天人を私する歟、今午列國堂々たる大諸藩、數代 天恩を蒙りながら、耆人として楠氏ニ比すへきの忠臣なし、正ニ是

皇國凌遲衰乱之天數かと、歎息流涕ニ及へり、右鉄心卓論慨談之次第、何共驚愕仕候、然共八月十八

日挙動後は、

叡慮も真之 叡慮と相成、二条家・会公官武ニ尽力あつて、再び

將軍家御上洛、列藩集会して横浜鎖港之議ニ断然御國定らは、仮令浪士輩いか程計ると云とも、其詮あるまし、然ニ四分五裂之見込了解致かたく、又薩奸と指もいまた其答を不得と推問致候処、左ニ答、

鉄心答ニ云、足下十八日鞞下挙動之情実、列藩之私情時事之形勢を未詳ニ知すと見へたり、今僅ニ其一二を述べ、尚頃日、

聖主 御鬱塞之状ニ至てハ、言語ニ難述、足下これを真ニ目撃せよ、

夫鞞下十八日ニ挙動あるや、其機南州之

御幸 御親征之条ニ根せし薩・会合力して此挙動をなす、抑

御親征之朝議ニおけるや、其基源久留米真木和泉水天宮大宮司建白ニ發して、猶又浪士間王政復古之激論を加倍す、

既ニ八月三日始て是を 朝議ニ出す、表ニは 御親征之論を立て、陰ニ 王政復古之廟算を議す、爰ニおいて因州・阿州世子・備前世子・芸州・作州・彦根合力建白して其朝議を止メ、関東江下で大樹家を説破し、若亦閣老有司攘夷ニ因循せば、因州等申合せて、大樹家を擁護し、速ニ横浜ニ向て醜夷を払ハんと、固く誓て懇願す、然といへとも朝議ニおいてハ天下之形勢ニ疎く、唯浪士間激烈之論を主とするか故ニ、一向と念、王政復古ニ留而、因州等か懇願を不果、其間薩・會計て浪士をして、因州家ニ、景山公之遺志を忘れ、尊攘之大義を失云々之張紙おなす、これニ依而朝議益因州等か建議を不用して、八月十三日之朝議ニ、弥御幸 御親征と廟算定り、廿日・廿一日

三更之頃合ニ、会公 尹宮を誘て卒然と参朝し、二条家統て参 内す、須臾ニして九門を鎖し、三条公等か参朝を禁す、此挙と等しく薩・会兩邸ニ砲発す、藩兵戎具刀鎗を携へ禁闕江馳参す 此砲声近く禁闕ニ響候、よつて尹宮奏して云く、長州暴行し、鳳輦を奉して正ニ今出京せんとす、聖聽をあやまり、長州其他三条公等を払ハんとする之密策ニ備ふ、其策密なるか故ニ、長州といへとも其所以をしらす、況各藩ニおいてをや、一時之動揺輦下正ニ内乱を生ずる者有か如し、無程長州堺町禁門守衛を被免、人数を大仏宮江引取、又三条公・鷹司家江推参して、事之状を伺ハんとすれとも、殿下既ニ参朝後ニして其志を不得、然とも三条公か職掌を被除ニよつて、あらかしめ会等か譎策を察す故ニ長藩激怒ニ不堪、会公を刺して勇憤を果さんと動揺するを、三条公敵ニ制して共ニ大仏宮江引取、七名共ニ議して西下之策ニ至る、一薩奸ニ曰、其要領を云ハ、既ニ前主修理大夫死去後、種々之虚唱を以、神君以下法典之参勤を怠り、亦天璋院君をして幕議之機密を探り、夫よりして前日三郎上

京密疏する之状ニは、幕府暴政之条々を述、正是を征討之策を建なから、今日又幕議ニ随順之状をなし、共ニ因循開港之説を助け、前日倍々する、

聖主御鬱塞を傍観す、表ニは海内調和を唱、陰ニは天下離確(→)之策をなす、豈夫奸情察せずんはあるへからず、一薩か譎策其一二之証跡を云ハ、三郎前日勅使守護東下せし時、於京師は無二之鎖国攘夷を唱なから、関東ニおいて腹臣之説客を以、横井平四郎(小徳)を談し、越春嶽公をすかし、開港も並行之情と

朝意を矯め、春嶽公ニ勸む、老公其奸を不察して、既ニ上京開港を唱へ、一時人望を失ふニ至る、

譎策其二、大原(重徳)関東江持下る処之

勅書中、三郎か禁忌之事件をハ、原公をすかして私ニ削しめ、事露発せんとするに及而、却而腹臣をして、原公之門に、関東ニおいて賄賂を取る之偽状を張セ、亦尹宮并鷹司(輔徳)殿下江浪士間之手を借て、条公関東之賄賂ニよつて、勅書を私削すと密疏させ、其敵咎を原公

一身ニ帰せしむ、而シテ表ニは三郎従容として、近衛家江就而、原公固より罪なし云々と建議し、敵咎一事ハ長藩・薩か関東之奇功を妬む之情より出る処と、暗に原公之疑恨を長州江讓る、

其三、姉小路家を刺すや、其策薩奸ニ出て、会藩之手ニ刺也、然共会藩も亦暗ニ薩長を払はんとの内謀ありしゆへ、其刺ニ及て薩藩士田中何某か刀を道路之証跡ニ残し、其災を薩ニ醸し、又此挙ニよつて一時薩藩士九門内通行を留るは長州か密策かと、亦薩ニ疑をふくましめ、両藩互ニ争て物議を生せは、其間ニ乗して長薩共ニ払はんと会藩譎謀す、然とも薩奸ニ長るか故ニ、会か其譎情を察し、却而此虚ニ乗して、種々之譎策を出し、終ニ尹宮と三条公とを離間して、宮を薩か術中江引入る、

此一段素と三条家と姉小路家とハ国事ニ関係して、一時其権尹宮ノ右ニ出、三条家老

帝之信を得て、人望も是ニ帰す、故に尹宮と三条家

とを離間し、其間薩事を謀らんとす、然るに三条公を不刺して姉小路家を刺すハ、公固生質激烈、おかすへからず、若尹宮薩と志を合せ、事を謀るの機を察せは、姉小路家ハ断然尹宮を刺すなるへし、故此拳ニ至りしならん、又言、尹宮ハ内外薩の保護する処ニして、其家司ニ至るや薩人尤多し、

其四、十八日、輦下は拳動其密策薩尤預る故ニ、会津中川宮を説き、二条家其間ニ周旋し、近衛家も又是を助く、既ニ策成て今日之形をなす、然るに三郎上京表ニは、七名并長州家御寛典之御所置を希ふと虚唱す、其五、今日陽ニは会津家と同腹合力之体を見せ、陰ニハ密ニ宇和島老公を計て、会公十八日来之所置敵ニ過て、正ニ暴ニ近し、天下人心真ニ不腹と密疏を致させ、会公か守護職を逐へんとするの譎策をなす、

嗚呼薩か譎謀ニ長するや、百端反覆密ニして果断也、機ニ応して進退し、変ニ応して出没自由也、又能く時を忍ぶ、奸因循ニ出すして、尔も果断なるか故ニ、能

く天下を翫弄す、然といへとも茲ニ可恐者は天下人心之正気也、方今天下物議之正邪を公正明糺するの人心薩をゆるさざる処あり、薩譎謀ニ長すといへとも、是を防の術なかるへし、故ニ此人心正気のミハ、薩も防へき術なくして、譎謀ニ出る毎ニ其呼吸を伺ふものあつて、実ニ間然すへからざるは正気也、三郎断然此正理を得て、楠氏之忠誠に心胆を定めハ、一時皇国を挽回するの成功あらんものを、実ニ天下之為に是を惜むと云へり、

因ニ云、方今天下之形勢枢機を得るときは、唯海内正気人心を探るの外可無他事、其正気人心たるや、当时朝廷ニもあらず、幕府ハもとより、又列侯にも非ず、唯海内之烈士間ニ潜伏す、今天下種々之物議を生るや、其源ハ朝廷幕府列侯之公私正邪之機ニ出、其公私正邪之情実を同するハ、唯此正気人心なり、故ニ能く探索を爰ニ詳ニせずんは、方今之形勢枢機を得る事や難し、

一 列藩之情ニ曰、薩州藩たるや今三党に分而、国論派・

三郎派・真正義派と唱ふ、君公若年未論せず、三郎国威を取諸政其手ニ出故ニ、三郎派一党時を得て真正義之党を幽閉す、又小松帯刀と云者頗度量あつて、尔も才識あり、故ニ三郎と共ニ事を計る、

一 会津家君公素幕府無ニ之忠誠たりといへとも、大道ニ響く正氣挽回を以、幕威を助るを主とせず、一藩又意強我見之弊あり、親近朋友前日我か為に助をなす者も、今日我意を立るニ至而へ、梟首をかくの風尤甚し、然といへとも、此風一藩ニ徹して、是を以亦真ニ士氣を固くす、会津公守護之重任を蒙るといへとも、職名を保つ之ミニて、其実権は悉く浪士間ニ墜つ、故ニ彼れニ暴行之醜名を与て、一時其権を奪はん^ト、腹臣何某姓名を忘失す^ト、密策を授け、浪士血氣輩を誘ひ、足利氏三世之木首を切らしめ、浪士輩之所置真に暴行なりと云て其一党を捕ふ^ト、一党を捕ふるに至るも又、腹臣何某手引して捕之故ニ、其臣も共ニ捕らる、一党誅せらる^ト、^{至而其臣のミ密ニ助命す、今日、清水何某と改名して益勤仕す}、然といへとも策拙ニして、

権を奪ふ之機ニ至らず、又姉小路家を刺之一条ニ至ても失策を極む、故ニ益其権浪士間ニ墜つ、故ニ又一藩頗る憤鬱するより、既十八日之挙動をなし、尚勢ニ乗して

朝廷へ迫て、前日之幕政を遂んとするの策をなす、君公忠直なりといへとも、天下を御するの才識なし、一藩又我意ニ募る風ニ乗して、終ニ国家ニ大害を醸さんも計へからず、是意強我見之弊なり、又此弊よりして方今天下潜伏之憤情機勢を察せず、国是も是よりして真ニ幕意ニ定らんと思へるの情あり、実ニ拙し^(マ)と云へ^(マ)へし、又国老奸才能衆を御するの人物あり、当時尤事をは京師ニ奉仕す、姓名忘失、

一 越春嶽公は当今天下一種之人物也、国は貧ニして兵は弱也、尚左右補翼するに、薩か小松帯刀か如き臣なし、又老公之弊たるや、自己之英才ニ任かして、天下之情実機勢を不熟察、然とも其所置果断ニ出る処ハ、諸藩不及処もあり、前日大政惣裁中之所置、真ニ幕府之為

にするか、真意難計、愚見を云ときは、今日は幕府を借て、他日は天下ニ私意を抱くの奥旨も難計、今又上京して薩会と共に合力、事を為の体なれとも、極て別旨抱くの謂あらん、

因ニ曰、春嶽公ニ長州之土地兵力を与ふれば、今日既ニ四分五裂之世となるべきか、

一長州家当今尊攘之大義を失わず、故ニ衆人目して楠公ニ比す、或ハ云、長州家楠氏之名行を借て、亦天下を庄倒せん奥旨も難計と、於愚見は長州勤

王之心胆は楠氏ニ此すとも可也、其行処に至てハ、実ニ楠氏ニ不及之謂なきニしもあらず、然とも天今日長州家に正しき名をゆるす、故に一時海内人心之帰りを得る、又前日尊攘之大義ニ国情を定るや、其所置術策ニ出ず、故ニ家臣長井雅楽ニ死を命するの實行をなせり、是又衆人正義を長州家ニゆるすの処なり、

因ニ曰、八月十八日鞏下變動之巷説ニ、長州か南州之 行幸を促や、其意帝都を焼、自国江 鳳輦を擁

し奉らんとの策なりと云々、実に愚眼と云可し、方今天下海内四分五裂之勢といへとも、尔も一事発露

之証なし、茲ニ長州若鳳輦を奪ふの挙動を為ハ、人心如何目せん、 皇国内乱既ニ長州より開と云へ

し、忽ち海内を敵ニ受て、天下乱賊之名を取へし、彼国ニも安戸備前・吉川監物・益田佐右衛門か如き

卓見之士あり、豈此理と勢とを知らざらん哉、

一因州家君公頗る勇断あり (池田慶徳) 明は一橋公ニ尔す、一藩節義之士 勇ハ因公長す

多、尊攘之大義を唱ふ、又奸才ニ長るの士もあり 人物を不、 御親征之件ニおいて、因公側用人黒田権之丞等か佞弁

ニ惑ハされ、一時汚名を取る之状あり、此時忠臣和田国之助か甘死之忠諫ニよつて、君公断然忠胆を定む、尚節義之士、佞臣権之丞等を斬好す、故ニ二十八日挙動後両度之建白あり、尚帥宮 有栖川若宮大宰師 熾仁親王 を守護東下して、速ニ攘夷之

觀念を果さんと、密ニ建策あつて、既ニ帥宮江攘夷別

勅使之

宣命ありといへとも、会公是を發いて空鋪なるか故ニ
因公憤然帰国す、

(有馬慶頼)

一久留米家君公勇胆節義、領内厚義之風を致す、其義ニ
切なるや、実ニ九州ニ冠たり、八月十八日一變後、藩
因循之徒、奸弁を以君公を惑へし、尊攘之大義を廢せ
んと、密ニ薩ニ通して合力、事を謀らんと為す、亦か
たわら正義之士を私ニ禁固せんとす、領民憤然、正義
之士を助ケ、君公をして尊攘之大義を為しめんと、勢
切迫し、若君公此ニ因循せば、領民揚て国を脱し、

聖天子之為尽忠憤死せんと誓て大志を決す、実ニ其義勢
領主も不可制、故ニ君公断然と薩か約を交し、領内擾
騒之状を以上京を辞す、

一佐賀家其以来、勅意幕令ニ不応、唯四分五裂と見を
定め、富国強兵之術ニ尽力し、又窃ニ薩か巢穴を探ら
んとするの機潜伏せり、故ニ薩か天下ニ憂る処、此閑叟^(鍋島)
老公而已、閑叟老公方今天下大危難を度外ニし、私計

而已之如くなれとも、其志操ニおける尊攘之大義を不
失かと覚ゆ、彼の藩士か話ニ、或時老公之前江出て、
正ニ違 勅ハ不臣之行也と諫む、老公微笑して、因循
太平違

勅之名を取とも、むしろ東西分裂ニ至る尊氏か不臣之
行ハなさし、我心胆は天能是を知る、今日

輩下正ニ内乱を生せハ、

鳳輦此土ニ来り玉ふへしと云々、此一話を以老公を目
する時は、真ニ大活眼之英傑なり、薩か巢穴を探らん
とするの機も、暗に輩下之危急を助くるものか、

(山内倉造)

一土州家老公戊午之志操を變して、幕府江因循開港之説
を助く之体といへとも、又真意難計、一藩ハ正義忠憤
之士多く、既ニ十八日来脱藩して、京摂間ニ潜伏し、
密かに

聖意を助る忠烈士、凡四百輩もあるへし、其余は一藩と
いへとも、万一輩下ニ内乱を生せば、豈幕府を助け、
会薩ニ合力なさんや、殊ニ会藩と土藩とハ、平日互ニ

勇壯を争か故ニ、常ニ不快を生ず、既ニ前月十月なり会藩

密ニ計て、又土藩を払へんとするの状あり、然れとも

土藩十八日之先轍を熟知するか故ニ、暗ニ其密策を発

く、依は益不快之情を固くす、

(細川慶順)

一熊本家君公尋常縫之助公子、大義を思ふ之氣節あり、

国老無人又因循故に、十八日京機一変後、一藩正義之

士を幽閉し、又私かニ害せんとするか故ニ、忠憤之士

揚て脱藩す、凡三百輩余輦下ニ潜伏して時を伺ひ、亦

暗ニ水藩・土藩・因藩等と共に志を合せ、

聖主か鬱塞を解かんとするの事に苦身死を甘す、実ニ肥

土両藩之正義輩は疎暴之風なく、尔も事ニ臨て断然死

を甘するの氣節盛んニして、又能時を忍ぶ故ニ、一時

機を得て奮起拏発せば、前日和州之浪士か如き類ニア

らず、真ニ勇胆之拏動をなさん、

一阿州家一藩大義を思ふ忠憤之士少し、然といへとも世

子頗る志操勇肝之聞あり、既ニ前日因州公と共に東下

して尊攘之大義を果さんとする之状もあり、又国老稀

田九郎兵衛(權蔵)当今之人物也、能尊攘之大義を唱へ、忠憤

死を甘す、此故ニ海防之武備尤充実する事西九ニ冠た

り、薩といへとも不可及、

(井伊直弼)

一彦根家老君天下ニ臭名を残し、道路ニ死を致すニ至、

尚幕府ニ敵咎を蒙る、又一時天下正義之士彦藩ニ交る

ものなし、如斯真ニ大和を取か故ニ、今日一藩頗士氣

奮起して、尔も尊攘之大義ニおゐて死を甘する風を起

せり、国老岡本半助(宜道)能時事之形勢情実を熟知して、尔

も節義之士也、実ニ彦藩此風を起すや、半助か尽力也、

又当時之一老木保佐(繪左衛門)右衛門志操正しく、能君公を輔翼

す、

一芸州一藩節義薄く、士氣不振か如なりしに、

(淺野茂麿)

を助るニ至而、士氣奮起せしもの状もあり、世子真ニ正

義を唱ふ、

備前ハ一藩因州之風ニ随ふ、

(池田茂政)

黒田家一藩先因循之風、世子僅ニ正義を唱といへとも

(黒田慶賢)

勇胆なし、国老立花将監と云もの、頗る奸才ニ長す、

前日薩ニ使して、共ニ志を合せ事を計る、

(松平慶倫)
作州津山君公正義を唱ふといへとも、其胆尊攘之大義

ニ断然たり欤如何、藩又類す、兵制は悉く洋法を用ゆ、
柳川一藩武ニ長すといへとも、国貧ニ迫り如何ともな
すへきなし、

(伊達宗城)
宇和島老公老練なりといへとも、気節薄きか如し、

因藩少しく気節慷慨之士あり、 对州藩も是ニ類す、

島原藩頗る慷慨激烈之士多し、前日京摂間ニ疎暴之激
行を為之類、島原士尤多し、和州之挙動も此藩多預る、

紀尾両藩可論なし、

(高松)
藤堂家君公老練なりといへとも節操なし、昔時筒井順

慶か洞ヶ嶽之風を学ぶ、然とも君公頗る近臣を探索ニ
出し、能天下之形勢を知る、(藤堂高濂)
世子ハ少し志操あつて、

尔も尊攘之大義を唱ふ、

仙台家尾大不掉、士氣も又不振、(伊達慶邦)
君公ハ頗英意之聞へ

あり、亦祖宗之風を継て私計ニ長す、

米沢一藩武備充実、士氣尤固し、尔も能艱難ニ処する

か故ニ、士風朴实たり、只欠し所は感慨なし、前日輩

下ニおいて兵制 観覽ありし時、上杉家実ニ諸家ニ卓
絶たり、直ちニ実戦を為とも、たやすく敗は取ましく
欤と思へる、兵制は悉く洋法を用ゆ、此余之烈藩大旨

因循欤、尚足下前日之見あるへし、

因ニ云、方今烈藩有志京摂間等畿内に潜伏之勢言語

ニ難述、足下目撃し、真其情実をを的知せよ、(衍之)聽而

前日之見意外ニ出るならん、

一鉄心従容又語テ曰、尚幕政ニよつて四分五裂之機を述
る時ハ、戊午之暴政ニよつて一時天下之正氣潜伏する

処之憤情、上巳・上元之変に拳発す、其戊午ニおける

や実ニ暴政之極といへとも、亦少く助ケ言ハ、井伊・

安藤

皇国之大道ニ闇く、唯三百年來習伝は幕風ニ因て、暴

威を張、

勅意を輕蔑し、強幕権を輝さんとす、故ニ其鬱塞正氣
奮発之機ニ至て難関老ニ留る、今や不然、既ニ大樹公

上洛して

皇国君臣之名義を天下ニ正し、其旧政ニ預る井伊・安藤等を蔽罰して、前日之暴政謝罪之実行を表し、尚尊攘之大義ニおいて、大樹公自ら

聖主ニ誓約す、其状天下人心能知る処也、

然るに今密ニ謀てハ、八月十八日輦下ニ大挙動を起し聖意を助る左右之忠誠を逐ひ、正気人心を却下ニ払ひ、勢ニ乗して

聖旨を鬱塞し、迫て戊午和親之旧政を遂んとす、願れハ前日之謝罪ハ亦是

帝を輕蔑翫弄するなり、豈是戊午之暴政ニ卓絶ならずや然らば天下憤怒之氣も又戊午ニ万倍すへし、故ニ此憤怒正気奮拳之機ニ至らば、難閣老ニ留可らず、災徳川家ニ歸すへし、一旦天下之災徳川家に歸さハ、直ちニ四分五裂ならずや、嗚呼幕府此潜伏憤怒之正気ニ着眼せずして、今日因循之太平をむさほるは、正ニ婦人衣を惜むの情ニ比すへきか、不堪慨歎而已、天下之公論

を以尚幕情之委細を述んと欲レとも、意情不忍処あり鉄心寡君をして幕府之為ニ此正気挽回を計らんとすれとも、小藩ニして可施の策なし、足下憐察せよ、嗚呼天今日景山公をして、徳川家ニ借さハ、正気挽回為へき歟、

神君万馬之軍勞を凌ぎ、九死を出て基を関東ニ開き給ひしも、今日ニ至て灰土の如くならんとす、神君の遺徳も此ニ尽る歟、抑又徳川氏三百年來、天下之權を私するか故の天教歟、談此に至て肅然たり、

右鉄心卓見之条ニ承り候得は、天下分裂之機既ニ此ニ至るか、真ニ慨歎ニ不堪候、猶今日輦下切迫之情実、時事之細状再問切尋仕候得は、鉄心断絶云、列藩之情之如きや、一時ニ其実を得んと欲とも、見及かたし、故ニ鉄心是を談す、其輦下今日之形勢之如きハ、足下直ちニ目撃せよ、不然は、鉄心か今談する処之天下五列之機も、真に知的難かるへしといへり、

右鉄心説話之趣大略如斯ニ御座候、天下之形勢ケ程までニハ至間鋪奉存候処、鉄心ニは去春関東江出て夫転して、十月上旬迄京師ニ在て、親しく其機と勢とを熟察し、尚大垣公伏見口警衛向被蒙候事故、藩士を京師江指出置候にも、六拾人を隔日毎ニ兩人ツ、国元より交替為致、且京摂間有志浪士江も親交為致置候而、時々之事実事情をも藩中之者より探り告越候由ニ而、細事迄も能々承知致し候手続に有之候、世ニ称し候浪士輩は、専ら過激暴行之者のミを唱へ候とも、此又種々區別有之、正義真行之者と激烈愉快を唱へ候者と有之候而、其党之流派有之候付、探索方も其交る所ニよつて実を得ると得さるとの差別有之候、正義党ニは聊卒尔暴行之者無之、報国赤心を専らといたし、義氣忠胆動かさるものニして、実ニ今日辛苦を嘗め死を甘んじて潜伏し、異日

皇恩に謝せんとするものニ御座候、其輩之困苦を伝聞仕候てすら感激仕候位ニ御座候、加様ニ身命を抛て、

天下四方ニ奔走して、事情を索り候付、実を得る事も又此輩ニしく者無御座候、独り廟堂之上ニ在て此を見る時は、浪士輩仮令幾千万人ありといへとも、土地もなく器械もなく、唯一分之暴行を働く而已ニして、聊憂るニ足さるか如く候得共、和漢古今今日之如く浪士天闕江逼り訴へ、幕府をして動揺せしむる事ハ無御座候、此全く

皇国固有之正気発機する所ニして、押而屈伏しかたきものかと奉存候、依而天下分裂之期ニ至り候而は、一時ニ勃興して制し難きニ至り可申候、能々正邪曲直を推究して、天下人心之帰向する所を以、大義を唱へ不申而は、忽ち正気ニ触て動揺する事無之とも難申、誠ニ今日ニ指迫り候而は、術策を以御せんとすとも、薩奸か如き能此を察知して、異日之變動を伺ふニ至り候、此等之趣深く御推考可被為在、固り怠惰之質、蒙昧之私見留候見解は無御座候得共、鉄心か談論ニ本つき、考究仕見候処、実ニ恐懼至極仕候付、不願憚概略書取

奉申上候、誠惶謹言、

甲子正月四日

福岡惣助

横帳原寸 縦一三・一糎 横一八・八糎 二八枚

備、

文書原寸 縦一七・二糎 横六四・五糎

へ々 黒田長知公ヨリ島津久光公へ

所司代ヨリノ通達

(封紙ウツ書)
「三郎様

野州

机下

へ々 久光公ヨリ朝廷へノ上書

別紙共二通

(包紙ウツ書 総括包紙：包紙①②ヲ包ム)

包紙原寸 縦二七・四糎 横三九・四糎

八六一ノ一

(包紙ウツ書①)
「上」

新年之吉慶千祥万喜申弘候、愈御多祥奉大賀候、扱唯今

所司代より別紙式通廻達有之候而、貴君迄御廻し致し候

様申来候条、則為持進候間御披見之上へ、(細川藤久・護美)長岡両子迄御

廻し可被下候、尤長岡より直ニ会津迄返却候様ニと御欠

合可被成下候、右申上度、草々頓首、

初春六日

二伸、只今少々取紛、乱毫之段御海怨可被下候、不

臣源久光誠恐誠惶頓首頓首死罪死罪謹上言

臣伏シテ惟レハ、方今天下ノ形勢日ニ危殆ニ赴キ、人心

恟々トシテ乱將ニ起ラントス、然ルニ將軍既ニ火輪船ニ

駕ス、不日ニ当ニ洛ニ入ル可シ、此機実ニ安危ノ係ル処

至テ大ナリ、熟慮セスンハアル可ラス、仄ニ伝承スレハ

幕府ノ衆吏諸藩ノ

輩下ニ輻輳スルヲ忌ミ、従来ノ幕威ヲ以テ是ヲ制庄シ、

再ヒ

天朝ヲ度外ニ置奉ラントス、嗚呼是ヲ何トカ云ソ、幸ニ
一橋中納言及ヒ会津中將(春保)・越前中將(松平慶永)・伊予侍從(伊達)・土佐侍(山内)
從等ノ數人、確然トシテ此機ヲ洞察シ、今ニ及ンテ君臣
ノ名義ヲ正サスンハ、天下遂ニ瓦解土崩救フ可ラサルニ
至ランコトヲ憂慮シ、幕吏ヲ説解シ、若用ヒサル者アラ
ハ罪ニ処センコトヲ議定セリ、臣退テ熟考スルニ、譬ヒ
衆幕吏ヲ説得シタリトモ、將軍ノ胸裏君臣ノ名義ヲ正ス
ニ着眼セサレハ、如何シテ此危殆ノ形勢ヲ挽回スルコト
ヲ得可ンヤ、且去春ハ將軍上洛ノ慶典ヲ再興セシカトモ
藤原実美以下庶暴ノ卿相等、浪士ノ邪謀ヲ信シ、
朝威ヲ仮テ彼ヲ圧倒シ、急遽ニ攘夷ノ命ヲ伝ヘ、大江慶(毛利)
親・定広父子暴臣ノ狂言ニ欺レ、妄ニ征幕ノ説ヲ唱ヘ、
君臣一和ノ道ヲ失ヒ、宇内ノ紛乱ヲ促シ、終ニ八月十八
日ノ一挙ニ至リ今ニ至ルマテ、
勅命ノ真偽ヲ論スルカ如キ、実ニ是
朝憲ノ輕キニ依ル処ニシテ、嘆息痛恨スルニ余リアリ、

故ニ臣謹テオモヘラク、今春將軍上洛セハ、速ニ諸大名

ト共ニ、

玉座ノ下ニ召レ、至誠ノ

綸言ヲ以テ諭告シ玉ヒ、是ニ重ヌルニ

宸翰ヲ以テ己ヲ罪スルノ 詔ヲ下シ玉ハ、衆心感佩欣

戴シテ、天下挽回ノ道ヲ開ク可キ欤、依之愚魯ヲ忘レ忌

諱ヲ避ケス、別幅一通謹テ

闕下ニ獻シ奉ル、実ニ不遜僭越ノ罪誅ヲ免ル可ラスト雖

是愚臣

陛下知遇ノ 特恩ニ報シ奉ルノ一端也、臣源久光不堪恐

懼戰慄之至、謹上表以聞待斧鉞之誅、時文久四年春正月

七日、

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第一六八号

文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一八・八種 包紙原寸 縦三〇・六種

横一〇八・二種

横三七・六種

八六一ノ二
〔包紙ウツ書②〕
「上」

嗚呼汝方今形勢如何ト願ル、内ハ則紀綱廢弛、上下解体
百姓塗炭ニ苦ム、殆ト瓦解土崩ノ色ヲ顯シ、外ハ則驕慮
五大洲ノ凌侮ヲ受ク、正ニ併呑ノ禍ニ罹ラントス、其危
実如累卵、又如燒眉、朕之ヲ思テ夜不能寢、食不下咽、
嗚呼汝夫是ヲ如何ト願ル、是則汝ノ罪ニ非ス、朕カ不徳
ノ致ス所、其罪在朕、躬天地鬼神夫朕ヲ何トカ云ン、何
ヲ以テ祖宗ニ地下ニ見ユル事ヲ得ンヤ、由テ思ヘラク、
汝ハ朕カ赤子、朕汝ヲ愛スル事如子、汝朕ヲ親ム事如父
セヨ、其親睦ノ厚薄天下挽回ノ成否ニ關係ス、豈重キニ
非スヤ、嗚呼汝夙夜心ヲ尽シ思ヲ焦シ、勉テ征夷府ノ職
掌ヲ尽シ、天下人心ノ企望ニ対答セヨ、夫醜夷征服ハ國
家ノ大典、遂ニ膺懲ノ師ヲ興サスンハアル可ラス、雖然
無謀ノ征夷ハ実ニ朕カ好ム所ニ非ス、然ルユエンノ策略
ヲ議シテ、以テ朕ニ奏セヨ、朕其可否ヲ論スル詳悉以テ

一定不拔ノ國是ヲ定ムヘシ、朕又思ヘラク、古ヨリ中興
ノ大業ヲナサントスルヤ、其人ヲ得スンハアル可ラス、
朕凡百ノ武將ヲ見ルニ、苟モ其人有ト雖、当時會津中將
・越前前中將・伊達前侍從・土佐前侍從等ノ如キハ、頗
ル忠実純厚、思慮宏遠以テ國家ノ枢機ヲ任スルニ足ル、
朕是ヲ愛スル事子ノ如シ、汝是ヲ愛シ是ヲ親ミ与ニ計レ
ヨ、嗚呼朕と汝誓テ衰運ヲ挽回シ、上ハ

先皇之靈ニ報シ、下ハ万民之急ヲ救ハント欲ス、若怠惰
シテ成功ナクンハ、殊ニ是朕ト汝ノ罪也、天地鬼神夫是
ヲ殛スヘシ、汝勉旃々々、

文書原寸 縦一八・八種 包紙原寸 縦三〇・六種
横七七・五種 横三七・六種

ハ三 久光公ヨリ至尊ヘノ上書(極秘)
將軍ヘノ勅諭等ニ就テ

本文書ハ八六一ノ一号文書ト同文ニ付省略ス
文書原寸 縦一七・三種 横一〇二種

〔三〕長岡澄之助良之助兄弟より島津三郎公へ

將軍上洛、下ノ関夷艦砲撃、薩州綿船一件等

〔包紙ウツ書〕

島津三郎様 長岡澄之助
拜報 長岡良之助

封

華翰拝読仕候、如命余寒未退之節、益御安康被成御座、

無事ニ御超歳之義奉大賀候、廻状ニ通御書中之通、早速

会津侯江差出申候、愈以関東御発艦之由、御同情奉恐賀

候、為御祝義拜趨可仕候処、当時何分多用中ニ付、宜敷

海恕可給候、何れ近日中拝語可仕万事期後音候、早々頓

首拝、

正月八日

〔細川護美〕
長良之助

〔細川護久〕
長澄之助

島三郎様

机下

二伸、御自愛專祈之至候、陳は先頃より貴約拙館御

入来之義、私共も差支彼是ニ而兎角不都合之至仁欵

奉希候、何れ近日中家来差出可申上存念ニ罷在候、

頃者馬関発炮之義、誠以疎暴之義、御軍艦も破壊之

由、実以御同情驚愕仕候、何れ委細御承知も可被遊

其中御面語相案罷在候、早々不尽、

文書原寸 縦 一七・六種 包紙原寸 縦二六・六種
横二八・八種 横三七・六種

○〔六〕綿船事件ニ付長藩ヨリ井上閣老へノ

報告書

〔三〕大久保一蔵ヨリ中山中左衛門へ

一橋越前及久光公上京ノ件

〔端裏付箋〕
〔中山中左衛門宛正月八日 大久保一蔵より〕

京地之御模様追々形行申上越候間、相達候筈ト奉存候、

私事旧臘廿五日晚景、京地発足仕候処、時分柄、殊ニ

一橋公其外上京之大名諸家后宮之通行毎日々々引も切

ス候故、殊之外遅着ニ而漸々去ル三日出府仕候、然共

吉井中助中途より大早ニ而差立候間、二日着ニ而

関白様御内書は一日早目ニ春嶽公へ相達候、私着直様

春嶽公・容堂公へ相伺候処、四日晚越邸へ罷出候様と

之御事ニ而翌晚参候之処、両公拜謁被仰付、篤と形行

申上候様御意ニ候間、

関白様

宮様之御内意云々、且内実は

三郎様御趣意云々之旨、始終之次第具ニ言上、

御建白之御書付も御覽ニ入候処、両公共ニ至極御尤之

御趣意、不堪感伏と之御沙汰ニ御座候御建白御書付之義、殿下より御渡、両公

大ニ入御覽候、何れ両公厚ク御談判之上、有無之義御達

可有之と之御事ニ而当夜ハ退出仕候、年始之義ニモ有

之、三日ハ御決議不相成、漸々昨日より今日ニ掛御決

定相成候色々六か輔義共有之、両公江毎日程伺候仕候、次第事長キ訳ニ候間、追而可申上候

一 両公より御沙汰相成候ハ、今般

関白様

宮様 御内意之御趣、且

三郎様御趣意之程御至当之御議ニ而、実ニ

皇国之御為ハ勿論、随而大樹家之御為不容易訳ニ而、

深ク以難有思食候、此度御請被遊度候間、私より其段

言上いたし呉候様、被尽敬礼御沙汰奉承知候、

一 容堂公来ル十日蒸氣船より上京有之、

関白様

宮様江御請被仰上、

大樹公上洛御延引之

勅命相下候ハ、直様関東へ御下向、被伝

勅命御周旋ニ而、再御上京之義

御召之

命ヲ御待、春嶽公同時

三郎様御上京御一緒比ニ御着京被為在度と之御決定ニ

候、

一 容堂公来ル十日御乗舟相成候得は、十八日方ニ着坂之

御日賦ニ候而、左候へハ、廿日方ニ御上京相成可申候、

然処右通御運相付候下周旋之義、私江御任シ被成候ニ

付、着京迄ハ滞京いたし居候様と之御事に御座候、私事今日ハ直様発足仕度候得共、両公今日営中ニおひて御評議之訳も有之、今晚越邸へ伺候仕候様承知仕候得は、何れ明日早目出立いたし不申候而は、逆も今晚と申議も不相叶都合ニ御座候、且亦着京之上も右通之次第ニ御座候而、早々罷下り候事も不相調、分而差急候様、

御沙汰も承知仕居候事御座候得共、前条次第ニ就而ハ御趣意通運ひ相付候有無見居候上、不罷下候而は無詮義ニ御座候間、其辺宜鋪御舎可被下候、御内許通決着相付候ハ、大抵之義は藤井へ託置、神速罷下候舎ニ御座候、

一大樹公上洛之義、御治定ニも相成居、天下人心目当ニはいたし、就中滞京之大小名群集之事候得は、一応物議沸騰之憂ハ一方義ニ候へハ、右鎮撫御一策御施シ有之度趣ハ、御召ニ依り上京之列候一同參内被 仰付、今般攘夷被

仰出候上は、大樹公上洛有之候而ハ云々之害有之候ニ付、延引御達相成候、就而は各召ニ応し上京、丹誠ヲ抽候志ハ至極叡慮不淺と之

御褒賞有之、雖然徒ニ滞京いたし候義無益之訳候ニ付、只今ニ至而は各国武備磨励、第一攘夷之基本当時之急務ニ候間、早々帰国いたし、必死ニ守禦之術行届候様可取計旨、反覆御示諭有之候事、

一大樹公上洛延引之義、武備嚴重行届候様ニと之思食ヲ以被

仰出候訳ニ候得は、大樹公御名代として一橋公沿海之國々当分相調候丈之武備御巡見、蒸氣船ニ而早々有之候様被

仰出度、左候得は、自ら沿海之大名ハ在国いたし、下知ヲ伝へ候様無之候而は不相濟訳候ニ付、滞京之列候帰国之一条、人心折合之為可然候事、

一右二ヶ条之趣、

御趣意之訳ヲ以両公へ及建白候処、御尤ニ被 思食、

京地ニおひて周旋之義、御頼被成候と之御事ニ御座候、

一容堂公上京相成候ハ、真之

叡慮ニ而一橋公共ニ参

内被 仰付、屹度

勅命有之、一橋公へハ御巡見之義被相達、容堂公へハ

早々下向

命を伝へ候様被

仰出度事、

一一橋公共ニ参

内之義ハ、春嶽公より分而承知仕候、此内より之内情

も有之通ニ御座候、

一容堂公下向も蒸気舟之賦ニ御座候、春嶽公上京も同断

ニ御座候、

一御発駕最中御日限御決定相成候半、二月廿日限りニハ

何卒御着京被為 在候様奉願候、

右之外委曲申上度義件々御座候得共、先ツ要用迄急

飛脚差立、御問合申上越候ニ付、達

貴聞候義宜舖御頼申上候、御当地御都合折悪敷、殊

之外延引相成申候、少ニ而も模様相分り候ハ、片

時も早ク御注進申上御心得ニモ可相成と、昼夜心閑

キ、折角と奔走仕候得共、右通次第ニ而漸々今日迄

ニ御内決相成、不得止次第御推察可被下候、

正月八日

大久保一藏

中山中左衛門様

文書原寸 縦一六・一糎 横三〇九・六糎

△△ 小松帯刀ヨリ在藩ノ桂右衛門へ

綿船焼失一件

再展、時分柄折かく御自愛御座候様奉存候、爰許何も相

替儀無之、御舟焼失ニ付而は、人氣如何と存候所、自焼

之儀も追々相分り、差而激し候模様とも不相見、平穩之

事ニ候、且又

仰出昨八日席々ニおひて拝聞被仰付候、又々可祝、

文書原寸 縦一六・二種 横二三種

〔朱〕 喜入撰津ヨリ小松帯刀へ 合二通

文久三年十二月廿八日付上井甚左衛門ヨリ

園田彦左衛門宛豊後辺浪士取調ノ報告添

〔包紙ウツ書〕

〔朱〕 『甲子正月十日 鹿兒島江』

小松帯刀殿 喜入撰津

ノ

ノ

八六七ノ一

〔付箋〕 「島津三郎様」

三郎様より御直書を以、豊後辺浪人其外開合方之儀被

仰進候由ニ而

御直ニ拙者承知仕候付、大目付方江相達候処、横目上井

甚左衛門被差出、別紙之通聞合書差越候付、則達

御聴、今日極々急便差廻候間、

三郎様達

御聴候儀共、何分ニ茂可被取計候、此段以御内用申越候、

以上、

正月十日 喜入撰津〔父書〕

小松帯刀殿〔清藤〕

〔本文書ハ「鹿兒島具史料 忠義公史料」第三卷第一七二号

文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一四・五種 横七三・八種

八六七ノ二

私事去ル廿日出水より御届申上置候後中途差急、同

廿三日肥後路より豊後江差入、段々承合候上、一昨

廿六日同国鶴崎迄差越、猶又及聞合候処、当分浪人

体之者等、当表江入込居候儀曾而無之、至而静謐ニ

付、委敷此以前之儀共承合候処、左之通御座候、

一豊後日田御代官は当分屋代〔忠良〕増之助殿ニ而候処、当八月

浪人共、和州五条并丹州〔但〕〔生〕幾野御代官所江及乱妨候段、

日田江相聞得候付、増之助殿別而相驚、前文両所之御代官所攻取候上は、頗て当所江寄掛候は案中之儀と恐怖之折柄、同月下旬長州之藩士名前は不相分、諸国遊学之者兩人、日田陣屋下町家江一宿ニ而立去候儀有之、兩人とも小手袖着ニ而、銘々手鎗携居異様之為体故、増之助殿右は前件浪人一列之者と相疑、早速有馬中務(慶應)大輔様御方江加勢人数差出給候様頼入相成、則久留米より人数上下五拾人計日田江差越致警固居候処、同九月御同人御上京ニ付、人数差支候趣を以、加勢御断相成候故、又々細川越中守様御方江同様頼入相成、直ニ熊本より為加勢、小国久住之郡代小国大六物頭兼帯ニ而、人数上下五拾人位召列、同月廿七日熊本本出立、同十月三日日田江差越候処、久留米之人数は則引取致帰国候由、然ニ同月中旬比、浪人体之者一人日田江差越御代官江直談いたし度旨願出候付、御代官随役之者より対談いたし候得共、密談ニ而子細は不相分候由、其御豊前彦山之山伏共浪人一味之聞得有之、小倉より十五

拾人計都而浪人体ニやつし、一兩人ツ、彦山江差越、当分諸国一同浪人穿議敵數、忍先無之候間、為致止宿呉候様衆徒を相欺、右五拾人計之人数不殘一山之宿坊ノ江入込、浪人荷担之実否相探候由、依之世上ニ而は小倉之士共を突之浪人共と差心得、浪人多勢彦山江桶籠候段專取沙汰いたし候付、増之助殿益相驚、前件熊本より之加勢五拾人而已ニ而は無心元候間、今一手加勢有之候様、又候熊本江申越相成、同十一月初比熊本より阿蘇之郡代一人名前不相分、人数上下五拾人内外引列日田江差越、前後之人数上下都合百余人ニ而、警衛いたし、左候而御代官より右陣屋は素より、市中入口等江相図之掛板等余多持、手当及混雜候由ニ付、隣国等ニ而は既ニ浪人共押寄候様ニ申触候由、然ニ増之助殿事当年迄四ヶ年位之御代官ニ而、同人支配地御年貢之儀は、是迄毎年冬春兩度ニ陣屋江致上納来候処、昨年より改革ニ而、右御年貢冬中一緒ニ致上納候様申渡相成、去冬迄は発起之事ニ而、百姓共ニも無苦情其

通為致上納由候得共、当年は凶作旁ニ而、冬中之皆納別而難波いたし、勿論御年貢ニ不限百姓共迷惑筋之儀共、段々相屯候処より、日田支配拾三ヶ村之百姓共一統不致帰服、終ニ徒党を結び、当月六日比右拾三ヶ村之内七ヶ村之百姓共凡式百人計、何ぞ得物等携居候儀ニ而は無之候得共、日田之内大原八幡之大社江相屯、御年貢上納等之儀、古例ニ被返候様及強訴、外村之百姓共茂追々寄集候体故、乱妨等は不致候得共、日田中別而及騒動、御代官より茂取抑へ方等難出来候付、前条熊本より加勢之役人等より色々百姓共を宥め諭し、又は御代官江及意見、漸御年貢等本々之通申渡相成たる由候付、百姓共は無異儀三四日之内、尽く退散いたし無事ニ相治候由、右次第跡更之世評ニは、御代官ニは前以より百姓共不承知之儀共相察居候故、若強訴等取企候節、浪人等相加り候而は可及大事儀と相恐れ、実は百姓防之為熊本之加勢頼入相成たる儀と申触候由、右時宜ニ而最早平和相成たる由候得共、右熊本之加勢

人数は、于今日田滞留之由相聞得、且前条長藩之士兩人并御代官江直談願出候浪人体之者は、其後何方江罷通候茂不相分、尤前文通彦山江入込居候小倉之士共ニは、実否相分り候上一山頭立候山伏共三拾六人召捕、小倉江列越候由相聞得申候、

一右通ニ而当所并佐賀之関辺は勿論、方々手を付承合候得共、当分熊本領は素より当国七頭之御大名御領地何れ茂浪人吟味厳重行届、在町とも不審之者は早速領主江届申出事之由候付、前文之外浪人体之者当国辺江見得来候儀、曾而無之至極静謐之由候付、当表江浪人相屯候との聞得は、前件小倉之士共浪人ニ紛れ、又は日田陣屋強訴等之儀を取々申触候形ニ相見得、外ニ世上異変之儀等承得候儀無之候、

右通御座候付、私事当所より豊前小倉江罷通、下之関詰唐物締同役江引合、猶亦彦山之一条等其外細々承合候上、引取方之儀は時宜次第可仕候間、此段申上候、以上、

亥十二月廿八日

豊後鶴崎
滞在横目

上井甚左衛門

御裁許掛勤

園田彦左衛門殿

〔本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第一七二号
文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一七・八糎 包紙原寸 縦二八・六糎

横三七〇・五糎 横四二・四糎

ハ六 水野和泉守ヨリ松平修理大夫家来ヘ

久光公二条城登城ノ件

〔端裏迄〕
〔松平修理大夫家来江〕

島津三郎

御上洛ニ付二条御城

御参着相済候ハ、登

城御祝儀可被申上候、尤日限之儀は追而可相達候、

〔裏ニアリ、朱〕
一 甲子正月十三日於京師老中水野和泉守旅館江大久保一蔵御

呼出可相渡候」

〔本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第一七五号
文書ノ一部ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一九・九糎 横四二・三糎

ハ六 久光公ヘノ幕命ト朝議参予之朝命 右一通

久光公ノ書入アリ

八六九ノ一

本文書ハ八六八号文書ト同文ニ付省略ス

八六九ノ二

不容易御時節ニ付

朝議参予可有之、被

仰出候、依之従四位下左近衛権少将推任叙被

宣下候事、

正月十三日夜野宮宰相殿より留守居御用ニ而、内田

仲之助罷出候処、右御書付御渡相成候事、

〔本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第一七六号

文書ノ一部ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一五・七糎 横一四・六糎

ハ七〇 松平春嶽ヨリ島津久光公へ

綿船一件

兎角春寒去兼候得共、愈御清安奉寿候、陳ハ昨夕一橋用人平岡円四郎罷越別紙一通差出候、貴君ニは御承知トハ奉存候へ共写差上申候、不及御返却候、

○長ハ入京相成不申方至当なるへし、尚又賢考相同度候、

○先般於田浦長之攻撃ニ付、趣意承札とか、罪を問ふとか、貴藩より凡三百人計りも長へ被遣候御届、一橋へ被差出候由致承知候、右御届写不苦候ハ、拝見いたし度御廻奉希候、

右之儀用事申上度、草々頓首、

春王第十三日

春嶽

文書原寸 縦一六・六糎 横六三・七糎

ハ七一 左近衛権少将推任叙ノ宣下

(包紙ウツ書)
「甲子正月十三日夜伝奏野宮宰相定功卿御邸エ

留守居内田仲之助御呼出御渡相成候、翌十四日朝

野宮家エ参上御礼申上置候事

本文書ハ八六九ノ二号文書ト同文ニ付省略ス

文書原寸 縦一七・五糎 包紙原寸 縦二七・四糎
横 五二糎 横 三九・八糎

〇八三 久光公従四位下叙位制記一卷

〇八三 久光公従四位下叙位口宣案及左近衛権少将口宣案及宣旨等 四通

〇八四 久光公ニ対スル朝議参予従四位下左近衛権少将宣下

ハ七三 勝麟太郎ノ海軍振興大意

(表紙)
「海軍大意書付」

当節非常之御英断を以て再

御上洛被為遊、天下之御国是御取極、且御大政御一新被

為遊候御儀と奉存候、付而は

全国之御武備厚く御世話御座候御事と奉存候間、是迄再

三申上候得共、再び愚意左ニ申上候、

海国之御武備は海軍盛大ニ相成不申候而ハ、御武備とは

申難く、英吉利・仏郎西・米利堅・魯西亞之如き強蕃と

いへとも、其国内之武備而已にてハ敢て他国ニ兵を出す

こと能ハす、唯々一部を固守して外国之輕蔑を防キ候計

にて、終に邦内之守衛を失ひ他邦之為ニ蹂躪せられ可申

候、

当今之形勢を窺候に、南北米國・歐羅巴洲之他は悉く規

模狭小にて雄を宇内に争候程之國々無御座、皆米歐諸國

之為ニ困弊せられ、其邦内瓦解いたし候事、印度諸國近

くハ支那國之如くに御座候、是護國之卓識無御座、且海

外之形勢を察知不仕、旧法を固守し武備弛寛ニ相流れ、

上下転覆仕候ゆへにて、必しも暗主暗相之繼ぎ立候而已

にて有御座間敷歟、

遠く

王政之盛大ニ及ひし以前を考ゆるに

武尊は東海之逆浪を航せられ、

神功之女相は朝鮮之遠洋を被為渡、御親征之功を取せら

れ候、其船舶之不良素樸なる事おもふべしといへとも、

英武如斯御座候、当時武家

征夷之御職掌を受させられ候御事故、万一順伏せざる外

蕃有之候得ハ、欧米之遠洋といへとも御親征被為遊候程

之御武備無御座候てハ、護國之御規模相立申間敷と奉存

候、此故先全国之海軍諸取立ニ相成、士民を不論學術を

以て御拔擢、一代限にて海軍惣督迄ニも御取立、広く全

國之人才を御用ひ不被遊候てハ何分海軍盛大ニ到申間敷

候、

凡海軍は一二隻宛所々ニ御座候而は軍隊全完不仕、号令

行ハれ申間敷候、故に必らず一隊五六隻より編制之數隊

を督候惣將、其下一隊毎に督將有之、東西南北之諸外蕃、

且自國之軍隊幾隊と編制いたし置、不側之變に応候、外

蕃にては魯國は未タ軍艦不足ニ御座候得共、東洋之軍隊

五六隻を以て一隊といたし、支那・日本・印度之間に出没爲致置、一ヶ年或は二三年宛亜細亞諸國を航海し、其商館ある地を保護し、其國々之動靜を伺ひ非常に相備申候、英國之如キは東洋之軍隊甚々盛にて、印度・支那・日本ニ相備候も數隻有之、人を責て人に致され不申候備敵重にて、唯々英夷之軍隊を恐れさせ、暗ニ自國を保護仕候、

今試に戦闘之策を論候へは、我國若英國と戦候ハ、彼必らず二三拾隻之軍艦を以て江戸・大坂・長崎に分れて攻撃可致候、此二三拾隻之軍艦に積む処の彈藥、船之大小ニ応候得共、かならず其員數知らるべき義ニ而何計リ之事に候べき、我兵強クして數日打合候ハ、彼もまた數日之間積む処の彈藥・石炭を減耗すへし、如此時ハ是を其所屬之地方印度・支那より送り可申候、薪水・食料ハ我對馬・大島・天草の如キ守衛無之地より奪可申候得とも、彈丸・石炭ハ遠く屬地より送らざる事を不得、若我國三四隊の軍艦あらハ、自國之応援一隊を残し、一隊

ハ彼か護送を半途に妨げ、一隊ハ其所屬空虚の地を攻撃せば、彼が三所の軍隊戦機を失し、自ら裏崩して引ざる事を得ず、彈藥・石炭減少して狼狽(狼狽)せむ、軍艦數隻あるとも何の恐れかあらん哉、或は半途に破摧し上岸をハ東縛、踵を廻らすべからず、此故に海國之武備ハ海軍より急なるハなく、護國之要は出征より良なるハ無キ所以に御座候、

去る卯年已來蒸氣船御取寄、追々御世話御座候歲月最早十ヶ年相立候得共、全國十二三隻ならでハ船無て、是を制候士人指を屈し候計リ之少人數、如此して後數年を経候内ニは船艦破損いたし候而已、蒸氣軍艦と申候へは殊様なるものと存候へども、これハ武器之大ニして良成るものニ而、士夫腰刀は争て良刃を撰候へとも、大ニして良なるものを取り申さざるハ何ぞ哉、是等之處篤ト御熟考被成下、御正大之御世話御座候様仕度、御評決動かざるものと相成不申候てハ矢張是迄之如クにて、空敷歲月を経る計りと奉存候、

右申上候事共一時之過言と御聞可被遊候へとも、決して左
ニ無御座候、英仏といへとも其初は微々たる拙業より研
究怠らず、切磋之功歲月を積み、世界の善美を集め、年
々新發明改革いたし、猶今日ニ到候ても琢磨を捨不申候、
何事ニ限らず勤惰より勢を殊にいたし申候、既ニ昨年神
戸江操練局御取立ニ相成候へとも、今に其候ニ相成居申
候、何卒猶又御評議被遊、學術之者業毎に兩三輩御船一
二隻宛一年替交代教授之儀被仰付、天下ニ御令相下り、
海軍術相学候様被仰下度、江戸・神戸東西之海局にて士
夫を不論、有志を集め海軍研究修行為仕、入用は東西之
侯伯万石ニ付何程と申定額を以て差出、右にて學術上達
之者江ハ其階級ニ応諸手当被下置、業前実地之修行相初
め、近くハ長崎遠くハ朝鮮・上海・広東地方迄も乗試せ
度、当今大抵海軍ハ良と申事孰も心付居候得共、船艦不
足、且世話いたし候ニは莫大之入費相掛り候間、右御主
法相立不申候てハ一国之力ニ難及、纔に一二隻之船を以
て入費ニ倒れ申候、右等御採用ニも相成候へ、猶巨細

ニ取調可申候へとも、荒増之趣意、且海軍之御急務と申
弁解而已申上候、以上、

子正月十四日

勝麟太郎

(裏表紙ニアリ、先)
「甲子正月十四日 勝書」

冊子原寸 縦二四・七糎 横一七・一糎 六枚

へ云 在小倉伊藤万次郎ヨリ藩庁へノ報告

綿船事件ニ付長人ノ疑心暗鬼

(端裏付箋)

甲子五月 伊藤届書」

去ル十四日之朝、唐物締付役中村喜寛下之関より小倉
江相渡届申出候は、私事下之関薩摩近辺江明家借入致
宿居候、去ル十二日之夜、戸を占メ臥居候処、四ツ半
九ツ時分ニも候哉、外より戸を敲キ、夜廻之者而御客
而は無之、亭主ニ而用事有之候ニ付、戸口迄出呉候様
呼候ニ目覚、則召列居候水主之貞次郎呼起、御紋付之
挑灯を燈シ出候処、戸口ニ六人計相扣へ居、其内老入
面体を陰シ拔身を持候者有之、其節は氣相仕不申候得

共、跡達而貞次郎より承候故ニ、私ニ茂立出、誰而茂内江御出可被成旨相答候処、五人は土地江扣居候、右面体を陰し候者老人内江上り、拙者儀夜廻之者ニ候間、頭巾は御免可被下候と申ニ付、其儀は不苦、御性名は何と申御方ニ候哉相尋候得は、子細有之候故名前は御聞被下間敷と申断、今晚罷出候は重役共より申聞候儀ニは無之候得共、御尋申上度儀有之罷出候、貴様儀は何比より当所江御滞在被成候哉と相尋候付、往古より唐物締として下之関江は被遣来候儀有之、此節も右之付役ニ而中村喜覚と申者ニ候、昨年春より当所江は参居候と致返答候処、左候ハ、当所役人等江御届被成候哉と申ニ付、其儀ニは無之、昨年十二月二日、船問屋世話を以此家借受候と相答候得は、彼者より又候間掛候は、昨年十二月廿四日之夜、蒸気船焼失ニ付而筑前小倉へ薩州より大勢被差向候風分承候、弥其通之事情哉、右之真偽承度と申ニ付、是は以之外之儀ニ候、曾而左様之訳ニ無之、小倉江頭役共両三人参居候迄ニ候、右

は全虚説ニ可有之、右之風説は私ニも先朝承候付、甚不可然儀と役頭方江成行申出候含ニ御座候と相答候処、薩州様と長州は御間柄之儀ニ御座候、右は御存被成候哉と申ニ付、其儀は私ニも能く存候、左様成訳ニ勢ひを出、押寄杯とは誠ニけしからん儀と致返答候処、あなたハ此方之者江誰そ御面会被成候人茂御座候哉と申ニ付、有川藤兵衛・松元源四郎此兩人、国元戦争之砌より私旅宿江折々御咄ニ御出被成候人ニ御座候、此節は当所大年寄伊藤李之介と申人江入魂ニ相成、毎度色々御引合為申儀茂御座候と相答候処、右之内土地江扣へ居候者より李之介御存ニ候ハ、宜シく申候処、内江居候者も夫ならハ宜敷御座候、夫丈ケ承迄ニ候、夜中甚御邪魔ニ罷成候、左様ならハ又々可掛御目と、其節は断之模様ニ相替り、別而平和之体ニ而罷帰候、右ニ付昨十三日間屋老人召呼、此節蒸気船一条ニ付、色々虚説致訳有之由、右ニ付而は何方より聞繕ニ参る人有之候とも、丁度前文之成行ニ大意可相咄と申聞置、今

十四日朝、伊藤李之介方江旁聞繕之為差越候処、能キ折柄御出候、拙者より今日は御引合可申考ニ候、昨日奇兵隊頭より可参具申来差越候処、中村喜覚と申人、貴様御存之由、先夜は若輩之者共、喜覚所江夜陰ニ及御邪魔為申由、甚不可然儀ニ候間、彼方江宜敷御挨拶申入可給、此已後薩州之人江右様之儀申掛候而は、屹と不相濟儀故、幾重ニも挨拶致置可給訳而申ニ付、喜覚儀は私懇意之者ニ而御引受申人柄ニ御座候間、少も御念遣被成間敷と申置候付、此已後は御安心可被成与李之介為申由ニ候、

一右一件相濟、色々相咄候処、李之介申ニは、先夜貴様所江若輩之者参候訳は、薩州より火術達者成者四人参り、貴様御下知ニ而下之関之内江、地雷火を埋メ焼打被成候と風説有之、夫故若イ者共依時宜は差違相果杯申争候ニ付、奇兵隊頭より虚実不分明之儀を倉卒ニ尋問致杯とは、別而不了簡成儀と達而差留候処、一往は夫成聞濟候由候得共、私ニ又々忍び参候儀ニ御座候由、

其外近比御国様より人数追々被差遣杯と色々取ニ不足風説又は落文等店屋等江多々御座候付、敵敷夜廻探索いたし、若見当り候ハ、相捕、得と相糺申賦ニ而精相調へ申儀ニ御座候、右次第故先達而筑前辺肥後等江聞合として、追々差出被申候処、御国様より人数杯被差出候杯と申儀は全之虚説ニ而、当分御上京掛又は御下国掛小倉御滞在之御方も有之、最早只今は船御差引之御方両三人位御滞留之由、慥ニ承り届候と為申由ニ御座候旨、中村喜覚より申出申候、

右之通ニ御座候間、此段申上候、以上、
伊藤万次郎

文書原寸 縦一六種 横二七一・五種

八三 園田彦左衛門小倉ヨリノ報告

綿船一件

〔編裏付箋〕
「下ノ関ニ於蒸氣船焼亡一件園田彦左エ門届書正月十四日付」

(端裏未書)
「甲子正月十四日船焼失一件」

私事此節蒸氣船焼失一件ニ付、長州江御使者相勤候様被仰付、去ル三日御国許出立、夜白通行仕当所迄着仕候処彼表被仰達振之儀、御国体ニ茂相拘、不容易御重大之御事候付、御使者勤之儀差扣、奈良原幸五郎一緒ニ上京仕形行奉伺候上、御差凶次第何様共可奉畏旨御国許より被仰渡、右ニ付幸五郎は勿論、岸良七之丞(兼寛)ニ茂上京掛爰元江滞在仕居候付、彼是篤と評議仕候処、同様之御用ニ付而は幸五郎老人罷登、私ニは当地江居残、彼地之形行探索仕、時々御届申上候様仕候へ、模様茂相分り旁御用弁可罷成儀と乍恐申談、滞在仕其段は右幸五郎等より委細申上賦ニ而、去ル十日乗船仕候付、最早御聞取相成候半、形行は御国許江茂申上越、細々手を付、彼地陋成者共引入響合等無之様隱蜜聞合等仕候処、蒸氣船之儀、繰綿六百本、其外御用物積入、士官宇宿彦右衛門其外役人等都合六拾八人乗組ニ而、先月廿二日兵庫より出帆、長崎廻船、同廿四日夜五ツ時分、柱式本江御紋付燈燭式ツ、

看板江大丸并弓張挑灯都合拾式相燈、当所田之浦江碇舶いたし候処、長州前田台場等より、最初空砲五六発打出、如何様号砲と乗合中差心得居候処、無程実丸式拾四五発位も相放、其内三ツ位御船前後江参り候へ共、何ぞ打当候儀は全無之、然共念遣候処より蒸氣を早目一里半位乘戻り、同所青浜沖江又候碇泊、無間も表之間飯焚釜屋下より煙相見得候付、則右釜屋打崩見候処、風呂之下タ敷之石より板江燃通、右綿江茂火相付居、夫より船張諸所江燃広り、乗組中必死之働いたし候へ共、風烈ニ而弥火勢強く難消留、大原林左衛門ニは御金百五拾兩所持いたし、外ニ七八人一緒ニ橋船より上陸、追々近辺江繫居候肥後并淡路島船橋船より都合四拾人助命いたし、右彦右衛門初都合武拾八人は溺死之形ニ而、岩元市之助、奥州之内田伝治死体迄流寄候、旁之次第は勿論其後市来正右(五寛)衛門并土持平八下之関江罷渡、通行掛之筋ニ而彼方役筋之者江面会応接ニおよひ候形行は其砌平八より御届申上正右衛門ニ茂上京仕候付、委曲御聞取相成候通ニ而、其

後之儀格別相替廉茂無之候へ共、砲発翌日は異船打居及
 焼失候付、決而追々死体可流寄、其節は直様突流置候様
 申渡、然ニ其後ニ至リ御国船之由取沙汰有之候処、右通
 申渡相成居候へ共、以来は自然死体寄来候へ、取仕抹い
 たし、早速之届ニ申出、尤船焼失之儀、屹と雜説申触シ
 間敷旨申渡替候由、且去ル三日御国船相違之有無、彼御
 方より御国許江御掛合之飛脚兩人三浦屋源藏方江立寄、
 御国道法等之儀相尋候節、大變之儀到来いたし、不容易
 事ニ而薩州様江參候へ、迎而も再罷歸儀は有之間敷様
 相咄候由、其外役筋之者共ニも何様之御返答可有之哉、
 表向は一統心配仕候姿ニ而、然共國中向々ニ而、就中奇
 兵隊と唱浪士等集勢ニ而、至極不法之者共ニ而砲発いた
 し候茂其夜右之組台場詰前ニ而畢竟右次第相及、兼而外
 組之者共とは不和ニ而、尚更不得心之者も有之、内乱可
 致到来儀共ニ而は有之間敷哉との評判も有之候へ共、此
 御方様江何そ異儀到来仕向ニは承得不申、且御国許より
 此節之一条ニ付三百人程追々田之浦江被差出模様之由、

爰元は勿論長州表江取沙汰仕、夫故彼方より聞合差出候
 へ共、全無形茂事ニ而、右は当所より彼地之儀共色々懸
 様ニ流言申立、夫故右通取沙汰茂有之向ニ相聞得、実以
 其通之事ニ而、是迄当所とは段々混乱之訳も有之、其段
 は御聞及通ニ而、何分大勢ニ無勢黙止居候折柄、此節体
 之儀到来仕候付、此御方様御勢を以取抑、聊なりとも恨
 を相晴度内心も有之向ニ而、彼是尚亦念を入隠密聞合等
 仕候へ共、いまた突留候儀共分かね、精々探索仕候間、
 無油断相分り候上は細々可申上候得共、其内一先是迄之
 形行御届申上候、以上、

但

中村吉左衛門事御内用有之、芸州表江被差越答ニ而
 爰元江滞在仕居、彼表之儀長州とは國境之事故、決
 而取沙汰茂可有之、同人江委敷引合取馴候付、足輕
 吾人召付、彼方江聞合差出置候間、是亦相分り可申
 廉茂可有御座、且土持平八付足輕より申出趣も有之、
 其外是迄之形行伊東方次郎江引合致候付、委細同人

より御聞取可被下候、此段茂申上候、

正月十四日

豊前小倉
滞在
園田彦左衛門

京都詰
御側役衆

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第一八〇号
文書ノ一部ト同文ナリ)

文書原寸 縦一四・三種 横三八五・九種

〔朱〕
〔甲子〕
報 將軍上洛以後ノ京都事情
一綴
内田仲之助ヨリ御使番衆及右筆衆ヘノ通

正月十五日

一 今午刻二条 御城江 着御、

右ニ付御祝義為伺御機嫌、徳川元千代殿・尾張前大納

言殿・玄同殿使者被差出候、於鎗之間縁頼謁遠江守、

東本願寺

右今日 御入城相濟候為御祝義登 城、於殿上之間謁
同人、

知恩院大僧正

右同断、

一 国持大名始御普代雁の間、給万石以上以下之面々登

城、御玄関前まで 御出迎罷出、通御之節 御目見、

着御相濟而再登 城、

一 今申上刻、御座之間替席御黒院江 出御、松平春嶽・

松平阿波守・松平越中守溜詰、所司代、御目見畢而

入御、重而 御黒書院江出御、国持大名・御普代・高

家雁の間、二条御定番・京都町奉行・禁裏付、在京之

布衣以下之御役人、御目見畢而 入御、泊和泉守・

右京亮、

同十六日

一 御京着、為御飲 勅使登 城、

一 今午上刻大広間江

勅使 坊城大納言

野宮宰相中將(定功)

右 御対顔 御京着之御祝義、禁裏より之御目錄 御

頂戴之勅答相濟候而、入御、

一重而兩伝 奏登 城、御黒書院 出御、

自分御礼

御太刀目錄

同人

同断 右 御対顔

坊城家老

扇子

山科筑前守

同

浅野 主膳

野宮家老

同

西池 主水

同

木下大内少将

右 御目見畢而 入御、

一昨十五日 御入城相濟候為御祝義惣出仕、

右同断ニ付西本願寺より使者被差上候、於鐘之間縁類

謁

高家土岐出羽守(續水)

一泊り雅楽頭・玄蕃頭(酒井忠義) (田沼忠尊)

同十七日

一今朝南禅寺内金地院御宮江 御名代

水野和泉守(忠構)

同十八日

紀伊中納言殿(徳川茂承)

右昨日御到着ニ付御登 城、御入城相濟候御祝義被申

上候、

松平阿波守

松平春嶽

松平容堂

伊達伊与守

右為御用談登 城御座之間替席、御黒書院ニ而 御目

見、

同十九日

松平春嶽

伊達伊与守

島津三郎(久光)

右為御用談登 城、御座之間替席於御黒書院 御目見、

同廿日

池田昇丸(致礼)

丹波守ト改

松平出雲(池田徳定)

丹後守ト改

右諸大夫被 仰付旨、於牡丹之間老中列座、雅衆頭申

渡之、

一伝奏其外 御由緒之堂上方 御招ニ付登 城、

一今申上刻御座之間替席、御黒書院 出御、

右 御対顔 入御、

右之面々於席々御料理被下也、

一今晚俄ニ 勅使登 城、夜五半時大広間 出御、御下

段 御着座、

勅使之節御玄闕迄掛縁迄御出迎、

坊城大納言

野宮相宰中將(マツ)

御対面畢而 公方様御上段 御着座、 勅誼之趣述之

過而 勅答相濟、同所迄御送り、

同廿一日

一今未上刻之施薬院江被為成、夫より 御参内被遊、

還御夜九ツ時過、

一還御以後、紀伊殿始奉供相勤候、万石以上以下之面々

於席々謁老中、

一御参内相濟候為御祝義、明廿二日紀伊殿始惣出仕、

同廿二日

一昨廿一日

御参内相濟候為御祝義、紀伊殿始惣出仕、

右同断ニ付向本願寺使者被差上候、

一今申上刻御黒書院江 出御、 御参内之節奉供相勤候

万石以上之面々 御目見、於席々御酒・御吸物被下也、

一一昨日 勅使 御城江参入、 御対顔有之候処、 思

召ヲ以 右大臣御転任之義可有之

宣下旨被 仰出候、一体 御辞退も可被遊之処、厚

叡慮之御旨も有之候ニ付、 御領掌被遊、

御参内以前宣旨被遊

御頂戴候段、出仕面々江於席々、雅楽頭演達之、

一松平春嶽・伊達伊与守・島津三郎為御用談登 城、御

黒書院ニ而 御目見、

同廿三日

(黒田家藏)
松平下野守

細川越中守次男

(細川家藏)
長岡澄之助

同三男

(細川家藏)
同 良之助

右御座間替席、於御黒書院 御目見、

一明廿四日年頭之 勅使五ツ半時揃之旨被 仰出之、

正月廿四日

一今朝知恩院

(徳川秀忠)
台徳院様 御霊前江

御名代

有馬遠江守
(道純)

一今午上刻大広間江 出御、

坊城大納言

勅使 野宮宰相中将

右 御対顔畢而

年頭御祝義

禁裏より

公方様江

御太刀 老腰

黄金 三枚

親王より

公方様江

御太刀 老腰

黄金 老枚

准后より

公方様江

年頭之御祝義

黄金 老枚

吉田侍從 使者

右順々 御頂戴之相濟而 入御、

一御表江 出御ニ付、為伺御機嫌紀伊守殿より使者被差

撰家御門跡 使者

出候て、於鎗之間縁頼謁雅桑頭、

桑人

坊城大納言

御冠師

一重而

野宮宰相中将

御烏帽子師

今已下刻御白書院替席、 御黒書院 出御、

御末広師

年頭之御祝義

右 御目見御奏者番披露、此節詰合布衣以上之面々並

紗綾五卷

居、 御目見相濟入御、

御太刀目録

一撰家御門跡方使者其外江時服・銀子被下旨、於大広間

坊城大納言

・二之間、雅桑頭申渡之、

御太刀目録

一御表江 出御ニ付、為伺御機嫌、紀伊殿より使者被差

紗綾五卷

出之、於鎗之間縁頼謁同人、

野宮宰相中将

正月廿五日

右 御対顔披露同前畢而、御間之襖老中開之、御敷居

一今午上刻御黒書院江 出御、

際江 立御、

御太刀目録 西本願寺門跡

同 新門跡

同 新々門跡

右 御対顔畢而御間之御襖老中開之、御敷居際 立御

西本願寺門跡家来板縁江並居、

御目見相濟而 入御、

一重而御黒書院江 出御、

御太刀目錄 東本願寺門跡

同 同 新門跡

右 御対顔

御太刀目錄

元上寛院門跡名代
下間大進

右 御目見畢而 御間之御襖老中開之、御敷居際

立御、東本願寺家来板縁江並居、

御目見相濟

入御、

正月廿六日

一昨廿五日三門跡登 城、御対顔之為御礼、西本願寺よ

り被 差出之、於鑓之間縁頼謁雅楽頭、

正月廿七日

一今五ツ半時御供揃ニ而、施薬院江被為 成、夫より御

参内被遊候、

一還御以後為伺御機嫌、紀伊殿より使者被差出之、於鑓

之間縁頼謁雅楽頭、

右関長三差越候、以上、

子正月廿八日

内田仲之助

御使番衆

御右筆衆

正月廿八日

一当日為御祝儀、紀伊殿より使者被差出之、於鑓之間縁

頼謁雅楽頭、

一御在京中為伺御機嫌、但同所より以御城付、忍冬酒二

陶・御菓子壺箱・粕漬鯛壺桶被差上之、於御目付部屋

前廊下謁同人、

正月廿九日

一高辻少納言・副使青木兵部少丞登城、於大広間御下

段、御位記口 宣公家受取之、

一今午下刻大広間江

出御、御位記口 宣御拜読相濟而 入御、

被召出奥医師

御扶持方三十人

平塚檢校

右被 仰付旨於奥相濟、

右関長三差越候、以上、

子二月朔日

内田仲之助

御使番衆

御右筆衆

二月三日

一殿中無別条、

一明四日記伊殿初メ在京万石以下以上之面々惣出仕有之候、

二月四日

一去ル廿七日

御参 内之節、從一位 宣旨被遊 御頂戴候段、紀伊

殿始万石以上以下之面々、於席々老中列座、和泉守演達之、

二月五日

一殿中無別条、

右関長三より差越候、以上、

子二月六日

内田仲之助

御使番衆

御右筆衆

二月六日

一殿中無別条、

一 明七日泉涌寺江 御參詣ニ付、御供揃五ツ時と被 仰
出之、

二月七日

一 今五時御供揃ニ而、泉涌寺江 御參詣、 還御以後為
伺御機嫌、紀伊殿より使者被差出、於鑓之間縁類ニ謁
遠江守、

一 右同断ニ付、所々御門番之面々登 城、於席々御奏者
番謁松平左衛門尉、
(大輪近親)

一 右同断ニ付、在京四品以上之面々より使者被差上之、
於蘇鉄之間替席、謁御目付小笠原弥八郎、
(長遠)

松平越前守
(茂昭)

右御座之間替席、於御黒書院 御目見 上意有之、

右関長三差越候、以上、

子二月八日

内田仲之助

御使番衆

御右筆衆

一 殿中無別条、

二月八日

二月九日

御座之間替席

御黒書院

御役替

京都町奉行
(尚志)

大目付 永井主水正

右於 御前被 仰付之、

御軍艦奉行並

金十枚 勝(義邦) 麟太郎

時服二羽織 御目付

能勢金之助
(頼之)

長崎表為御用被差遣候間被下之、御序無之ニ付、

御目見不被 仰付候、

右於芙蓉之間替席、新番所前溜和泉守申渡之、稻葉兵部
(正巳)

少輔侍座、

二月十日

一今午下刻御黒書院江 出御、

知恩院宮

右 御対顔、

御上洛之御祝儀被申上之、過而御次御襖開之、御敷居際

立御、知恩院家来・医師等 御目見畢而、御上段

御着座、

知恩院大僧正

右 御目見、年頭并ニ

御上洛之御祝儀申上之、知恩院役者・同山役者

御目見同断御祝儀申上之、

春日社造管之御礼

大乘院門跡

使者

右御目見相濟而、御次御襖老中開之、御敷居際

立御、興福寺五師役者等、一同 御目見畢而 入御、

戸田越前守(忠恕)

御刀美濃因兼信 名代 秋元(忠勳)但馬守 代金廿五枚

山陵御修補之御用相勤、今般 神武天皇御陵ヲ始、千歲遠過候御場所、追々御成功ニ相成候段、

朝廷御尊崇之御趣意深相弁、公武之御為厚相心得候義と、一段之事ニ 思召、依之被下之、

御刀駿河因藤助 戸田(忠至)大和守 代金十五枚

同文言 同人

同断御用相勤候ニ付、

御釵拝領、永々

山陵奉行被 仰付、以後諸藩之列ニ御取扱被成下候段

於 禁中被 仰出候ニ付、御辭退申上度旨達

御聽ニ、尤之義ニは候得共、格別之

叙慮ヲ以被 仰出候義ニ付、

朝命之通り拜任可致旨被 仰出之、

右於芙蓉之間替席、大広間・二之間雅楽頭申渡之、

御勤定
學問所頭取並 矢口浩一郎

右被 仰付、於御右筆縁頼替席、新御番所前溜同人申
渡之、秋月右京亮侍座、

一遠江守快、今日より登
城

二月十一日

御座之間替席
御黒書院

一昨十日

松平肥後守(容徳)

名代
神保内藏介(利孝)

昨年

御上洛已来、鎮撫方格別行届、去秋動揺之節も励精尽
力、当今之御都合至り候段、

御満足ニ思召候、依之五万石御加増被下、弥以精勤可
致候、右於

御前被 仰出候、

御柄鮫一箱 東本願寺門跡使番
鮮鯛一折 下間民部卿

御役肴一籠 同新門跡使者
南部酒十樽 同 人

御菓子一箱 元乘覺院門跡使者
春鰈一籠 同 人

右

御滞留中為何御機嫌被差出之、於 鎗之間縁頼謁増山
(對馬守カ、正修)
河内守、

但老中差図之上謁之、

(徳川茂承)
紀伊中納言殿

右御登 城、御座之間替席、於 御黒書院

御対顔、畢而於御休息所大和守・老中列座演達之儀有

之、

(縁須賀齊徳)
松平阿波守

(定交)
松平出羽守

(容徳)
松平肥後守

(正力)
阿部主計頭

右於御黒書院二ノ間列座、同所演達之儀有之、

松平肥後守

(池田慶徳)

松平相模守

(慶順)

細川越中守

(島津茂久)

松平修理太夫

(池田茂政)

松平備前守

(忠幹)

小笠原大膳太夫

(安斐)

脇坂淡路守

(より丸)

右於大広間、和泉守家来江演達之儀有之、

一明十二日金地院

御宮 御参詣、知恩院 御霊前御参詣、夫より東本願

寺江御立寄被遊候ニ付、御供揃五時と被 仰出之、

二月十二日

一今五時之御供揃ニ而、金地院江 御宮江 御参詣、

知恩院 御霊前江 御参詣、夫より東本願寺江 御立

寄、

一還御已後為伺御機嫌、紀伊殿より使者被差出之、於鎗

之間縁頼謁、

一右同断ニ付、所々御門番之面々登 城、於席々、

一右同断ニ付、在京四品以上之面々より使者被差上之、

於蘇鉄之間替席謁、

右関長三差越候、以上、

子二月十四日

内田仲之助

御使番衆

御右筆衆

二月十三日

御勘定格

御徒目付

鍋田三郎右衛門

御代官

右被 仰付旨、於御右筆部屋縁頼替席、新御番所溜り

雅楽頭申渡之、田沼支蕃頭侍座、

(正巳)

一稲葉兵部少輔不快、今日登 城無之、

二月十四日

一今五時施藥院江被為成、夫より

御参 内被遊候、

一還御以後為伺御機嫌、紀伊殿より使者被差出候、於鑓之間縁頼謁和泉守、

一稻葉兵部少輔登 城無之、

二月十五日

一当日為御祝義、紀伊殿より使者被差出、於鑓之間縁頼

謁和泉守、

一在京万石以上以下之面々登 城、於席々老中列座、和

泉守より演達之義有之、

但万石以上之面々於御黒書院 御目見 上意有之、

御黒書院

京都守護職

松平春嶽

禁裏付

京町奉行

小栗下総守

永井主水正跡

右於 御前被 仰付候、

小出主税

伊勢守改

右諸大夫被 仰付旨、於牡丹之間老中列座、和泉守申

渡之、

一稻葉兵部少輔今日より登 城、

二月十六日

一殿中無別条、

一雅楽頭不快ニ付、登 城無之、

二月十七日

殿中無別条、

一雅楽頭不快ニ付、今日登 城無之、

一稻葉兵部少輔快、今日より登 城、

右関長三差越候、以上、

子二月十九日

内田仲之助

御使番衆

御右筆衆

二月十八日

一今申上刻御黒書院江 出御、

御着城御祝儀

橋本中納言(実應)

右御対顔相濟而

入御、

一御滞京中為御尋、

禁裏より御手信沓箱・青籠一折、御炎上ニ付 御尋

御屏風一双、

右同断ニ付、

親王より御文具・御杉折一合、

右同断ニ付、

准后より綾三反・御杉折一合・御衝立一基

御頂戴之、

御勤奉行並(定脱カ)
立田録助(正應)

主水正改

右諸大夫被 仰付旨、於牡丹之間老中列座、和泉守申

渡之、

一雅楽頭今日も登 城無之、

二月十九日

殿中無別条、

一雅楽頭今日も登 城無之、

二月廿日

一紀伊殿始方石以上一席老人ツ、万石以下沓役老人ツ

、登 城、於席々老中列座、和泉守演達之儀有之、

一雅楽頭今日も登 城無之、

二月廿一日

一紀伊殿始惣出仕有之、元治と改元被 仰出候段、於席

々老中列座、遠江守演達有之、

一雅楽頭今日より登 城、

二月廿二日

御黒書院(徳川家茂)
御手自
島津大隅守

御刀備中国直次
代金五十枚

右於 御前

御懇之蒙

上意拝領之、

二月廿五日

殿中無別条、

御差

御刀美濃国兼常

松平(後心)修理大夫

御脇差延寿国村

名代(御召候中)松平甲斐守

二月廿六日

殿中無別条、

年来国家之御為藩屏之任を尽候段、

二月廿七日

御満足ニ被

殿中無別条、

思召候、依之被下之、

二月廿八日

御鞍置御馬

島津大隅守

年来国家之御為励精尽力致し、当節之御場合ニ至候

一当日為御祝儀、紀伊殿より使者被差出之、於鎗之間縁

段、

二月廿九日

御満足ニ被

殿中無別条、

思召候、依之被下之、

一和泉守不快ニ付、今日登城無之、

右於牡丹之間老中列座、和泉守申渡之、

三月朔日

二月廿三日

殿中無別条、

一当日為御祝儀、紀伊殿より使者被差出、於鎗之間縁

二月廿四日

殿中無別条、

頼調遠江守、和泉守快、今日より登城、

三月二日

一殿中無別条、

三月三日

一当日為御祝義、紀伊殿より使者被差出、於鐘之間縁類

謁遠江守、

一右同断ニ付溜詰高家雁の間詰登 城、於席々謁同人、

三月四日

一今午上刻、御黒書院江

出御、

年頭并

御上洛之御祝義

伝奏被 仰付候

御礼、

御太刀目録
紗綾五

飛鳥井中納言(雅也)

右御対顔

右関長三差越候、以上、

子三月五日

内田仲之助

御使番衆

御右筆衆

三月五日

今五時御供揃ニ而

御参 内可被遊処、

御延引被 仰出之、

三月六日

尾張前大納言殿(徳川慶勝)

右御勞御快方ニ付、御登 城、御機嫌被 相同之、於

蘇鉄之間御休息所謁老中、

紀伊殿家来

本居中衛(豊朝)

和学宜仕候ニ付、御序之節

御目見被 仰付候、

御同人家来

渡辺喚輔

松平(頼聡)讚岐守家来

藤沢(東映)庄蔵

同文言

右於鐘之間縁頼遠江守申渡之、

三月七日

一今五時之御供揃ニ而、施薬院江被為 成、夫より

御参 内被遊候、

一還御已後為伺御機嫌、紀伊殿始供奉相勤候、万石以上

以下之面々登 城、於席々謁老中、

三月八日

殿中無別条、

三月九日

一今六半時之御供揃ニ而施薬院江被為 成、夫より

御参 内被遊候、

一還御已後為伺御機嫌、紀伊殿より使者被差出之、於鐘

之間縁頼謁遠江守、

一雅楽頭不快ニ付、今日登 城無之、

三月十日

殿中無別条、

一雅楽頭今日より登 城、

三月十一日

梅溪(通善)中将

伏原(直徳)三位

右 御上洛御歡并年頭之為御礼登 城、於殿上之間謁

雅楽頭、

三月十二日

殿中無別条、

一明十三日

御推任叙被為濟候ニ付御礼有之、表向五半時揃之旨、

被 仰出之、

三月十三日

一今度

御推任叙被為濟候為御祝義、紀伊殿始在京之諸大名登

城、

一 今午上刻御白書院替席、御黒書院

出御、

右 右人ツ、御太刀目録持參、御礼申上之、

三月十四日

一 御推任叙被為濟候為御祝義、

勅使登城、

一 今午上刻大広間江

出御、

坊城大納言(俊亮)

勅使

飛鳥井中納言(雅亮)
野宮中納言(定次)

右 御対顔、

御転任之為御祝義、

禁裏より
公方様江

御太刀一腰 黄金三枚

親王より
公方様江

御太刀一腰 黄金一枚

准后より
公方様江

御太刀一腰 黄金一枚

御加階之為御祝義、

禁裏より
公方様江

御太刀一腰 黄金三枚

親王より
公方様江

御太刀一腰 黄金一枚

准后より
公方様江

二種一荷

別段

禁裏より
公方様江

御直衣

御織物衣

右順々 御頂戴畢而入御、

三月十五日

軍事總裁之御礼

松平肥後守(容保)

御加増之御礼

同 人

京都守護職御礼

松平大蔵大輔(慶永)

卷物五
金馬代

右御目見、

一今午上刻御黒書院江

出御、

御役義之御礼

銀馬代

松平左衛門尉

官位之御礼

同

小出伊勢守(英尚)

同

同

池田丹波守(政礼)

同 同(池田徳定)
松平丹後守

同 同
立田主水正(正直)

右畢而

入御、

右関長三差越候、以上、

子三月十六日 内田仲之助

御使番衆

御右筆衆

三月十六日

御座間替席

御黒書院

御役替

御目付

禁裏付

小栗下総守跡 遠山隠岐守(實尹)

御目付

御小納戸(信麿)
山高弾正

右於 御前被 仰付之、

三月十七日

殿中無別条、

一 遠江守快、今日より登 城、

一 稻葉兵部少輔快、今日より登 城、

三月十八日

御太刀目録
干鯛一箱

伏原(宣麿)三位

右 御転任之御祝義被申上之、於殿上之間謁雅楽頭、

卷物二

松平越前守使者
中川 洵

右就御暇被下旨、於鐘之間縁頼同人申渡ス也、

(本在宗秀)
松平伯耆守

(安斐)
脇坂淡路守

右御座之間替席、於御黒書院 御目見、

三月十九日

御太刀目録

梅溪(通善)中将

右御転任之御祝義申上之、於殿上之間謁雅楽頭、

御小納戸
二丸御留守居格 駒井志津馬
講武所鎧術師範役

右被 仰付旨、御右筆部屋於縁頼替席、新番所前溜り

遠江守申渡ス、

三月廿日

殿中無別条、

三月廿一日

同断、

遠江守不快ニ付、登 城無之、

三月廿二日

紀伊中納言殿

右御発駕ニ付、御登 城、於蘇鉄之間御休息所謁御側
衆土岐下野守、
(朝昌)

御座之間替席

御黒書院

御同人

右 御対顔、

右関長三差越候、以上、

子三月廿三日

内田仲之助

御使番衆

御右筆衆

三月廿三日

殿中無別条、

三月廿四日

御刀(武蔵国兼植)
代金十五枚

(細川藤久)
長岡澄之介

右御座之間替席、於御黒書院 御目見、

御懇之上意有之、 御手自拝領之、

一 今四時御供揃ニ而、施薬院江被為 成、夫より

御参 内被為遊候、

一 還御以後為伺御機嫌、尾張前大納言殿より御 城付罷

出、御目付部屋於前廊下謁雅衆頭、

一 和泉守快、今日より登 城、

三月廿五日

殿中無別条、

三月廿六日

御小性組
高井伊豆守組

田中一郎右衛門

御小納戸 御書院組

(頼徳)
土岐大隅守組

沼間鉦太郎

右被 仰付候而、於大広之間替席、(酒井忠義) 雅衆頭申渡ス、秋

月(種樹) 右京亮侍座、

三月廿七日

殿中無別条、

三月廿八日

一 今九ツ時御供揃ニ而、二条殿江被為 成候、

三月廿九日

一 今九時之御供揃ニ而施薬院江被為 成、夫より

御參 内被遊候、

一 稻葉兵部少輔不快ニ付、今日登 城無之、

三月晦日

殿中無別条、

一 稻葉兵部少輔今日も登 城無之、

四月朔日

殿中無別条、

一 稻葉兵部少輔今日も登 城無之、

四月二日

御刀 安芸国冬広
代金十五枚

(黒田慶賢)
松平下野守

右於 御休息 御目見 上意有之、 御手自 拝領之

一 稻葉兵部少輔今日も登 城無之、

四月三日

御膳所御台所頭

常々出精相勤候ニ付 森田金吾
御賄頭次席

右被 仰付旨、於御右筆部屋替席、和泉守申渡之、田

沼玄蕃頭侍座、
(意尊)

一 稻葉兵部少輔登 城無之、

四月四日

殿中無別条、

一 稻葉兵部少輔今日より登 城、

右関長三差越候、以上、

子四月六日

内田仲之助

御使番衆

御右筆衆

四月四日

殿中無別条、

四月五日

殿中無別条、

四月六日

黒田篤之允
(長徳)

甲斐守と改

伯耆守嫡子

(本莊宗武)
松平武通麻呂

伊与守と改

右諸大夫被 仰付旨、於牡丹之間雅楽頭申渡之、

一御滯京中為伺御機嫌、松平陸奥守より御菓子一箱・鯛

一折以使者被差上之、於鑓之間縁頼謁同人、

一稻葉兵部少輔不快ニ付、今日登 城無之、

四月七日

有馬(慶應)中務大輔

中川(久明)修理大夫

黒田(長徳)甲斐守

(本莊宗武)松平伊与守

右於 御休息 御目見、

松平大蔵大輔

名代

田村主計

御役御免相願候段、無拋義ニ被 思召候間、願之通り

御役御免被成候、

松平越前守

名代

(利恒)土井能登守

其方義京師非常之節、応援被 仰、(付屬カ)同氏大蔵大輔申談

可相勤旨被仰出之、

右於牡丹之間、雅楽頭列座、和泉守申渡之、

金十枚

高家 (信礼)中条中務大輔

去春

御上洛万端被為濟候、御礼御使松平下総守、(忠誠)京師御警

衛相勤、其方差添被仰付、首尾能相濟候ニ付被下之、

同人列座、同人申渡之、

一稻葉兵部少輔今日も登 城無之、

四月八日

御代官

(正見)羽田十左衛門

御勘定吟味役

右被 仰付旨、於牡丹之間和泉守申渡之、

但御席無之三付、御目見不被 仰付候、

御三所物

御徒目付
伊東誠一郎組御徒
永井鎌吉

右被仰付旨、於鑓之間縁頼田沼玄蕃頭申渡之、

右於 御休息 御目見、上意有之、御手自拝領之、
一稻葉兵部少輔快、今日より登 城、

一稻葉兵部少輔今日も登 城無之、

右関長三差越候、以上、

四月九日

子四月十一日

内田仲之助

一今四時之御供揃ニ而近衛殿、中川宮江被為 成、

御使番衆

一稻葉兵部少輔今日も登 城無之、

御右筆衆

四月十日

(原寸ノ異ナル文書三七枚カラナル冊子)

松平備前守

右為伺 御機嫌登 城、於 御休息 御目見、

△完 松平春嶽公ヨリ島津久光公へ

御刀 大和国則長
代金三十枚

細川越中守
(慶應) 細川護美
名代 長岡良之助

少将任官ノ祝儀

(包紙ウツ書)
「島津三郎様

松平春嶽

御刀 越前国汎澄
代金十枚

松平大藏大輔

御刀 越前国正則
代金十五枚

伊達伊与守

(朱封)

御刀 大和国正次
代金二十枚

長岡良之助

尚々御自重奉専念候、已上、

一翰致啓上候、先以愈御清安被成御座、就中去ル十三日

従

朝廷従四位下左近衛権少将御推任叙被

宣下候段承之、重畳至悦不斜奉存候、右御祝儀申上度、

龜看以手許使者致進上候、御祝受被下候ハ、幸甚奉存

候、右得貴意度如此ニ御座候、恐惶謹言、

松平春嶽

正月十五日

慶

島津三郎様



文書原寸(折紙)縦二〇・七種 包紙原寸 縦三一・二種

横五五・八種

横四四・一種

ヘ〇 伊達伊予守より島津大隅守殿へ

長州処置之件

〔封筒〕 一三郎様

御直披

伊与守

〔封筒ウラ〕

一緘

〔墨引〕

〔封紙ウラ書〕 双松明公

密展

弄鋏拜

昨夕は上堂、緩々御面晤、本懐之至、尔後愈御清康奉大

賀候、併存外長座仕、御勉強ニ而御障等無御座心配仕、

陳は弥明日ハ御参 内御取極トハ奉存候得共、尚伺度、

○昨夜ニ而御互之大着眼所相決申候、此上ハ神速

幕府之諸有司目的承候而、我輩見込も申述度存申候、尤

一橋邸へ参集にても宜候得共、二条御城に而諸有司も相

揃、尚更可然かとも愚考、尊慮如何、

○長御処置御申合之内、狼生ニ而ハ空論云々不伏候得と

も、左ヶ条ハ何分帯刀始へ被 仰付、草案出来候上、

賢兄御過眼被為在候末、御密示奉希候、

○大膳大夫へ一応御尋可相成条々、旧臈念四暴発も加入

○末家へ御垂諭之主意、

○藩浪士益田、始長へ嚴重之処置可致との御沙汰可相成

名元も為御調書付希候、

右申上度、恐惶頓首、

正月十六日

尚又昨夜密書拜借持帰り候、服紗包之中にハ、牧和(實本)

泉より三条へ書置策略書面ハ無御座、何卒御密借奉

希候、以上、

文書原寸 縦一六・八糎 封筒原寸 縦一八・四糎

横八二・五糎

横 四・七糎

ハニ 近衛忠熙忠房両卿より島津少将へ

久光公少将宣下之祝

(包紙ウツ書)

島津少将殿

几右

忠房

忠熙

(封紙ウツ書)

島津少将殿

几下

忠房

忠熙

尚以幾久しく祝入存候事、

春色催候、弥御安康珍重ニ存候、抑過日は御推任叙

宣下、幾久敷目出度祝入存候、就右此流儀之冠一頭・指

貫一領御祝之為進上候、此流儀之袍一領、是ハ内府より

目出度御譲り申入候、尚度々御参

朝之節御用ヒ之様存候、荒々如此候也、

正月十六日

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第五七七号

文書ト同文ナリ)

文書原寸(折紙) 縦一六・三糎 包紙原寸 縦三一・三糎

横四四・九糎

横四二・八糎

ハニ 黒田長知公より島津三郎公へ

少将推任叙歎状

(封紙ウツ書)

「三郎様

玉机下

野州

春來御無音ニ打過、大不本意恐縮仕候、尔後愈御清安御

超歳之段奉雀躍候、扱過日ハ少将御推任被蒙仰候段、承

知被仕千万愛度御儀奉存候、就而此品甚輕微之至ニ候得

共、右之御歎旁指出し申候、御笑捨可被下候、先ハ右之

段迄、草々頓首、

初春十七日

文書原寸 縦一七・二糎 横六六・六糎

八三 薩英戦争ニ対スル褒賞

久光茂久兩公及家臣へ

(包紙ウツ書)
「御賞賜之御書付」

(端裏書)
「甲子正月十七日参

内之節被 仰渡候御書付写」

八八三ノ一

薩摩少将

昨年七月領内江英夷渡来之節、早速攘斥、不墜
神州之威名、家来共も粉骨碎身格別尽力之由被

聞召、

叡感不斜、依之未上京不致、在国中之儀候得共、以厚
思召御馬一疋賜之候事、

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第一八八号
・五五八ノ一号文書ト同文ナリ)

八八三ノ二

島津少将

昨年七月薩摩国鹿児島江英夷渡来之節、早速攘斥、不墜
神州之威名、格別尽力之由被

聞食

叡感不斜、依之鞍置御馬一疋賜之候事、

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第一八九号
文書ノ一部・五五八ノ二号文書ト同文ナリ)

八八三ノ三

薩摩少将

其方家来共、昨年領内江英夷渡来之節、粉骨碎身、早速
攘除

叡賞不斜、依之判金拾枚賜之候事、

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第一九〇号
ノ一部・五五八ノ三号文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六・七糎 横六一・九糎

八八三ノ四

貫首

頭弁之御方、当分

中御門様

清閑寺様

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第五八ノ
三号文書ト同文ナリ)

文書原寸

縦一四・四種 包紙原寸
横一三・七種

縦二七・六種
横三九・六種

〇八四 薩英戦争ニ付久光公へ賞賜ノ御沙汰書

八五 久光公参内之儀

二通

(備前朱書)
「甲子正月」

参内之儀

一 島津之参

内鶴間着座、

一 伝奏出会大隅守自分口上被申述、伝奏退入言上之後、

更出席、告可有

御対面之由、

一出御之後、伝奏鶴間出席、誘引小御所取合廊下北方着座、

一大隅守自分御礼、貫主申次、御太刀折紙持参置下段、

於廂被拜 龍顔、

一大隅守於下段

天盃頂戴、

一 関白殿於麝香間被謁、

一 於鶴間御礼申述退出、

武家掛

非蔵人

松室丹波

松尾備後

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第一七九号
文書ト同文ナリ、但、「正月十四日夜」ノ日付ヲ欠ク、
又、二通トモ写ナリ)

文書原寸 縦一五・四種 原寸 縦 二一・一種

横八七・四種 横 二九・二種

松平春嶽公ヨリ島津久光公へ

恩命書廻示ノ請求

一昨日は於

宮中緩々得拜顔、御同慶、尔来愈御清安、就中初御参

内被拜

龍顔、其上

天盃御頂戴、且又

御馬御拝領、重疊珍重奉存候、扱は

御馬御拝領家臣御賞替の書付等、御廻示奉伏希候、右之

段申上度候、頓首、

春王

十九日

春嶽

文書原寸 縦一六・六種 横五〇種

伊達伊予守より島津久光公へ

久光公参内恩賜ノ件

松平春嶽公書翰添

八八七ノ一

〔封簡〕
一 双松公

内用

〔伊達宗城〕
南洲

〔封筒ウラ〕
一 春書帖ハ追而御返し可被下候

拜啓仕候、愈御清康奉大賀候、扱一昨日は、初御参

内無御滞被為濟、加之竜馬御拝領、重疊之御首尾誠以御

赤心貫徹、恭賀之至、傍ニ而僕も奉感泣候、乍然あの通

御手間取、さぞ御草臥奉深察候、扱亦昨夜別紙両通

之通申来候処、一橋・春岳より申立候方ハ不可然、公よ

り〔朝彦親王〕〔近衛〕尹宮・陽明御両方へ御尽力被為在度、僕亦伏而奉希

候、尤今日二条へ御登城にも可相成哉、左候ハ、〔松平慶永〕鋭鼻も

右御面晤ニ而詳悉とハ存候得共、此段申上候、恐々頓首、

正月十九日

長面

一 双松公

侍史

尚昨夕二条之都合ハ、〔小松〕帯刀・市蔵より可申上と奉存

候、不備、

文書原寸 縦一七・三種 封筒原寸 縦一八・二種

横四五・二種

横四・七種

八八七ノ二

(繪巻書)

「文久四年甲子正月十八日」

過刻は於管中得拜面大慶奉存候、尔来弥御勇健奉賀候、

然は今日御談に申存居失念致候ニ付、左ニ申上候、

○初御参 内之節、御昇進之義、今日

宮江出可申上筈ニて致失念候、可成は尊君より被仰立

候様ニ有度候、尤小子も相願候事ニ御座候、

○同しく 御所より被仰出振、閨老始深く、心配之様子故、

前以て閨老共江内見為致候而ハ如何、貴慮次第可被仰

下候、草々不備、

正月

十八日

鼻公

文書原寸 縦一五・六糎 横七六・七糎

八八七ノ三

過刻は緩々拝顔御同慶、尔来弥御清安奉寿候、陳ハ只今



一橋より別紙之通り申越候間、入電覽候、 大樹公初御

参

内之節、御昇進之儀ハ過日一橋よりか僕から達

貴聴候哉と奉存候、右は段々僕相考候処、此御昇進之儀

ハ、橋も僕も乍内々も

尹宮へ成りとも申出候而は不宜と奉存候間、何卒貴君よ

り(島津久光) 羊少将へ内々被仰遣、羊少将より

尹宮ニ而も 陽明ニ而も内周旋有之候様致度と奉存候、

尚又尊考之上、早々被仰遣被下候、

第二之条ハ僕も判然分りかね候得共、是ハ被仰尋下候事

件と奉存候、於 朝廷御書付等御到来之事ニ候ハ、内

々橋へ通シ、閨老へ内見為致候方可然候、尚又尊考可被

下候、

○此被仰尋下候事件ハ(高橋五六) 猪太郎周旋之義有之候、此間も僕

諸事橋へも罷出申上候、最早猪太郎もの・陽明か尹宮へ

周旋いたし、多半行届居可申哉と奉存候、最早於

朝廷書付出来いたし居可申欵、是等之通羊へ御相談、尚

又仰遣可被下候、

○僕昨夜十二時過臥褥、今晚ハねむたくなり、容堂(山内)六時

後帰館、夫故用事而已謹陳、頓首、

春王

正月
十八日

越前老夫

宇和島老公

尚々申上候、今晚之御樂シミハ美人ニあらず、酒な
るへし、為

皇国適宜之帶醉顔候、御保養奉希候、僕ハ女もなく
酒もなく、只々烟茶而已を友とせり、可憐之甚きに
あらずや、阿々、

文書原寸 縦一六・八糎 横一四七・四糎

へへ 松平春嶽公ヨリ島津少将へ

山階宮ノ件其他

〔封筒〕 双松賢兄 親展 銅駄陳人

〔封筒ウラ、朱〕

昨日は拝顔大慶仕候、尔来弥御清泰奉寿候、陳は首尾能

御謁見、御馳走御拝領、於僕珍重難有奉存候、僕亦豈料

御相伴難有奉存候、

○陽明家へ橋公(一橋慶喜)と僕と登館之儀ハ、陽明ニ於而今日御差

支、廿一日後可宜との事故、廿一日後橋と同時に参り、

山階宮一件尽力可申候、

○明日

御参内ニ御さ候、昨朝猪太郎(高崎五)へ申談置候、從

朝廷被仰尋下候書付面、今日は

朝議一決出来と奉存候間、一刻も早ふ書付内々此方へ相
廻り候様、右之義尚又猪太郎へ御催促可被下候、遅々今
夕迄ニは是非廻り候様奉願候、右之儀申上度、草々閣筆
仕候、頓首、

首春
廿日

越前々中将

島津少将様

文書原寸 縦一六・八糎 封筒原寸 縦一八・六糎
横八一・八糎 横四・七糎

八二 土岐新兵衛？小倉ヨリノ報告

綿船一件

〔雜事付箋〕
「外ニ問答書々通無之可糺」

私事芸州広島江御交易一件ニ付、中村吉左衛門一同被差越候旨被仰付、十一月廿五日御国元出立仕、長崎表江も銅地かね御買入方之儀ニ付立寄候様被仰付、同所江十二月廿三日迄滞留仕、廿四日出足、小倉之様罷通候処、晦日晚太宰府ニ而蒸氣船焼失、乗組人数余多死亡之段風分有之候付、問屋場等江実否承繕候得共、取止め候趣ニ茂無御座候間、一先為聞合被召付候御用聞存人早速差立、小倉之様差遣候処、木屋之瀬駅より実事相違無之段申遣候間、早々出立、夜白小倉之様罷通唐物縮横目土持平八申談、長府下之関在番奉行粟屋増太郎・金子蔀江面接承候太容左ニ申上候、

一 粟屋申出趣は十二月廿四日昼七時分、満珠島沖手へ黒船老艘相見得候付、兼而手当之人數諸所へ出張、檀之浦并前田之両台場之大砲ニは装薬いたし相待居候処、

夜入五時分ニ茂候半、前田之台場より八九町拾町内外之所へ右之船碇泊いたし候付、直ニ弾撃いたし候処、無間茂青浜之方江相逃し候、尤当夜は殊之外風烈ニ而小舟乗出し候茂不相叶、夫ゆへ追撃之手当も不相叶と之趣申出候、

一 四時分ニ茂候半、火光青浜之方江相見得候付、黒船及破壊候とて一同鯨声を揚ケ候段申出候、

一 十一月十五日同所を通行之弊藩蒸氣船江砲発被致候付乗頭宇宿彦右衛門上陸いたし及論判、夜分ニは灯笼をかゝけ候筋約束相成候義有之候付、碇泊之折灯笼之有無見据有之哉否之趣尋問仕候処、風烈にて全見受不申段申出候、

一 金子申出趣はバツテラ船老艘青浜江流居候を廿七日朝物見ニ差出候もの見当り、前田台場之様引取置候付、早々御引渡申度趣申出候間、其儀は私ニは通掛ニ候間難相受取旨申聞置候、

一 私共より申聞候は死亡之もの死骸不相知候付、若長府

海近江相見得候は小倉江詰罷在候土持平八江為御知給
度旨申入置候、

一放発いたし候弾丸は烙丸・焼丸ニ而可有之哉と尋問仕
候処、実丸のミ拾発余及放発之段申出候、

一右通ニ而全く夷船打披候と相心得罷在候処、五六日も
相過巷説承合候処、薩州之御船之様申触候付、本藩萩
表より虚実為聞繕、御国元江使者兩人差立候次第ニ候
処、只今実事承知いたし驚入仕合ニ候段、分而恐入申
出候、

右は大概之趣ニ御座候、此段申上候、以上、

正月廿日

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第一九五号
文書ノ一部ト同文ナリ、但、「忠義公史料」ニ於ケル差出
入ハ「市来正右衛門」トアリ)

文書原寸 縦一六横 横二二七・二横

へさ 伊達伊予守より島津三郎公へ 密啓共二通

参朝不参及久光公改名の件

(封筒)

一三島明公

奉復

弄籤

(封筒ウラ)

一禁中より両公御褒賞御書御写

二通入

被下候様奉希候

八九〇ノ一

鹽闕仕候、昨日は得面晤御同慶之至、尔後弥御清康奉大
賀候、如命今日は

大樹公御参 内、万事御都合能可被為濟、恭悦之至奉存
候、扱昨夕御相談之二条、御出会之義、右ハ昨朝春岳ニ
申通置候間、今日橋公と話合可相決後刻尚尋遣可申候、
有無時刻等彼方より為申上候様可仕候、有之候ハ、一
旦彼先方へ御落合可被下候、尤明日之惣出仕ハ、如御洞
察僕ハ関係無御座候、頓首、

初春念一

二伸、今日供奉御願濟候処、昨夜より御腰脚痛御増

加ニ付、乍御残念御断被仰上候由、

禁中之御都合杯、僕ハ相勤可申候間申上候様、然処

僕亦夜半より発腹痛、出門之時合ニ至未治、仍而甚

恐入不本意奉存候得共、御同様御断申上候、豈料、

昨夜之参集は釀病会ニ相成候、呵々、不備、

文書原寸 縦一六・九糎 横四七・五糎

八九〇ノ二

(封紙ツケ書)
一内密

ノ
└

昨日申上落候、此度

閣下御推任 叙被為在候ニ付、実ニ御改名無御座候而は

如先夜

朝廷参会にも宮始御こまりにて候得は、御賢考奉希候、

尤何等御深意候へ、可相伺候、乍序申上候、頓首、

正月廿一日

文書原寸 縦一六・九糎 封筒原寸 縦一八糎

横二八・三糎

横四・七糎

ハニ 將軍へノ勅書

將軍へノ宸翰

將軍ノ奉答書

以上三通

八九一ノ一

嗚呼汝方今形勢如何ト顧ル、内ハ則紀綱廢弛、上下解体

百姓塗炭ニ苦ム、殆ト瓦解土崩ノ色ヲ顯シ、外ハ則驕虜

五大洲ノ凌侮ヲ受ク、正ニ併呑ノ禍ニ罹ラントス、其危

実如ニ累卵、又如ニ燒眉、朕思レ之、夜不レ能レ寢、食不レ

下レ咽、嗚呼汝夫是ヲ如何ト顧ル、是則汝之罪ニ非ス、朕

カ不徳ノ致ス所、其罪在ニ朕躬、天地鬼神夫朕ヲ何トカ云

ン、何ヲ以テ祖宗ニ地下ニ見ルコトヲ得ンヤ、由テ思ヘ

ラク、汝ハ朕カ赤子、朕汝ヲ愛スルコト如レ子、汝朕ヲ親

ムコト如レ父セヨ、其親睦之厚薄、天下挽回之成否ニ關係

ス、豈重キニ非スヤ、嗚呼汝夙夜心ヲ尽シ思ヲ焦シ、勉

テ征夷府之職掌ヲ尽シ、天下人心ノ企望ニ对答セヨ、夫醜夷征服ハ国家之大典、遂ニ膺懲ノ師ヲ興サスンハアル可ラス、雖然無謀ノ征夷ハ、実ニ朕カ好ム所ニ非ス、然ルユエンノ策略ヲ議シテ、以テ朕ニ奏セヨ、朕其可否ヲ論スル詳悉、以テ一定不拔ノ国是ヲ定ムヘシ、「朕又思ヘラク、古ヨリ中興ノ大業ヲナサントスルヤ、其人ヲ得スンハアル可ラス、朕凡百ノ武將ヲ見ルニ、苟モ其人有ト云ヘトモ、当時(松平容保)会津中將、(松平慶永)越前々中將、伊達前侍従、(山内豊信)土佐前侍従之如キハ、頗ル忠実純厚、思慮宏遠、以テ国家ノ枢機ヲ任スルニ足ル、朕是ヲ愛スルコト子ノ如シ、願クハ汝是ヲ愛シ是ヲ親ミ、与ニ計レヨ、「嗚呼朕と汝誓テ衰運ヲ挽回シ、上ハ先皇之靈ニ報シ、下ハ万民之急ヲ救ハント欲ス、若忌情シテ成功ナクンハ、殊ニ是朕ト汝ノ罪也、天地鬼神夫是ヲ殛スヘシ、汝勉旃々々、

文書原寸 縦一六・八釐 横四五・四釐

八九一ノ二

〔包紙ウラ書〕
「文久四年子正月廿七日

大樹公御參 内之節被

仰渡候

宸翰之写

朕不肖ノ身ヲ以夙ニ

天位ヲ踐ミ、忝モ万世無欠ノ金甌ヲ受ケ、恒ニ寡徳ノ先皇ト百姓トニ背ンコトヲ恐ル、就中嘉永六年以来洋夷頻ニ猖獗来港シ、国体殆ト云ヘカラス、諸僣沸騰シ生民塗炭ニ困ム、天地鬼神夫朕ヲ何トカ云ン、嗚呼是誰ノ過ソヤ、夙夜是ヲ思テ止コト能ハス、嘗テ列卿武將ト是ヲ議セシム、如何セン昇平二百有余年威武ノ以テ外寇ヲ制匠スルニ足ラサルコトヲ、若妄ニ膺懲ノ典ヲ拳ントセハ却テ国家不測ノ禍ニ陥ンコトヲ恐ル、幕府断然朕カ意ヲ擴充シ十余世ノ旧典ヲ改メ、外ニハ諸大名ノ參勤ヲ弛メ、妻子ヲ国ニ帰シ、各藩ニ武備充実ノ令ヲ伝ヘ、内ニハ諸

役ノ冗員ヲ省キ入費ヲ減シ、大ニ砲艦ノ備ヲ設ク、実ニ是朕カ幸ノミ非ス、

宗廟生民ノ幸也、且去春上洛ノ慶典ヲ再興セシコト、尤嘉賞スヘシ、豈料ランヤ、藤原実美等鄙野ノ匹夫ノ暴説ヲ信用シ、宇内ノ形勢ヲ察セス、国家ノ危殆ヲ思ハス、朕カ命ヲ矯テ輕卒ニ攘夷ノ令ヲ布告シ、妄ニ討幕ノ師ヲ興サントシ、(毛利慶親)長門宰相ノ暴臣ノ如キ其主ヲ愚弄シ、故ナキニ夷船ヲ砲撃シ、幕使ヲ暗殺シ、私ニ実美等ヲ本国ニ誘引ス、此ノ如キ狂暴ノ輩必罰セスンハアル可ラス、然ルト雖皆是朕カ不徳ノ致ス処ニシテ実ニ悔慙ニ堪ス、朕又オモヘラク、我ノ所謂砲艦ハ彼カ所謂砲艦ニ比スレハ未タ慢夷ノ胆ヲ吞ニ足ラス、国威ヲ海外ニ顕スニ足ラス、却テ洋夷ノ輕侮ヲ受ン欤、故ニ頻ニ願フ、入テハ天下ノ全力ヲ以テ撰海ノ要津ニ備ヘ、上ハ山陵ヲ安シ奉リ、下ハ生民ヲ保チ、又列藩ノ力ヲ以各其要港ニ備ヘ、出テハ教艘ノ軍艦ヲ整ヘ無綏ノ醜夷ヲ征討シ、

先皇膺懲ノ典ヲ大ニセヨ、夫去年ハ將軍久シク在京シ、今春モ亦上洛セリ、諸大名モ亦東西ニ奔走シ、或ハ妻子ヲ其国ニ歸ランム宜ナリ、費用ノ武備ニ及ハサルコト今ヨリハ決シテ然ル可ラス、勉テ太平因循ノ雜費ヲ減省シ、力ヲ同フシ、心ヲ專ニシ、征討ノ備ヲ精銳ニシ、武臣ノ職掌ヲ尽シ、永ク家名ヲ辱ルコト勿レ、嗚呼汝將軍及各国ノ大小名皆朕カ赤子也、今ノ天下ノ事朕ト共ニ一新セシコトヲ欲ス、民ノ財ヲ耗スコト無ク、姑息ノ奢ヲ為スコト無ク膺懲ノ備ヲ嚴ニシ、祖先ノ家業ヲ尽セヨ、若怠惰セハ特ニ朕カ意ニ背クノミニ非ス、

皇神ノ靈ニ叛ク也、祖先ノ心ニ違フ也、天地鬼神モ亦汝等ヲ何トカ云ンヤ、

文久四年甲子春正月

横帳原寸 縦二〇・九寸 包紙原寸 縦四〇・三寸

横 五六寸 縦 五四・八寸